〇厚生労働省告示第五十九号

診 療 報酬  $\mathcal{O}$ 算定 方法 平 成二十年厚生労働省告示第五十九号) の規定に基づき、 特揭診 療 料  $\mathcal{O}$ 施設

基 準等 平 ·成二十年厚生労働省告示第六十三号) の <u>ー</u> 部を次のように改正 Ļ 令和二年四 月 日 か 5

適用する。

令和二年三月五日

厚生労働大臣 加藤 勝信

本則を次のように改める。

# 特掲診療料の施設基準等

## 第一 届出の通則

保険 医 療 機 関 ( 健 康保険法 (大正十一年法律第七十号)第六十三条第三項第一号に規定する保

険 医療 機 関を *(* ) う。 以 下同じ。 )及び保 険 薬 局 (同 号に規定す る保 険 薬 局 をいう。 以 下 同 r.

以 下 「保険医 療機関等」という。) は、 第二から第十五 までに規定する施設基準に従 V) 適正

に届出を行わなければならないこと。

保険 医 療機関等は、 届出を行った後に、 当該届出に係る内容と異なる事情が生じた場合には、

速やかに届出の内容の変更を行わなければならないこと。

三 届出  $\mathcal{O}$ 内 容 又 は 届 出 の変更の 内 容が第二 から第十五までに規定する施設基準に適合し ない 、場合

は、当該届出又は届出の変更は無効であること。

兀 届 出 に 0 1 て は、 届出を行う保 険 医 療 機 関等 Ö) 所 在 地 を管轄 す ⁄る地-||方厚生| 局 長又は 地 方 厚 生支

局 長 。 以 下 地 方 厚 生 局 長等」 とい う。 に 対 L て行うこと。 ただ Ļ 当該 所 在 地 を管 轄 す る地

方 厚生! 局 又は 地 方厚 生支局  $\mathcal{O}$ 分室が ある場 一合に は 当該 分室を経由 L て行うこと。

## 第二 施設基準の通則

地 方 厚 生局 長等に対して当該届 出 を行う前六月間 にお いて当該届 出 に係る事 項に関し、 不 正 又

は 不当な届出 (法令の規定に基づくものに限る。 を行ったことがないこと。

準 に 地 基 方 づ 厚 き厚 生 局 生 長 **等** 労 働 に 大 対 臣 L て当 が 定 該  $\Diamond$ る 届 掲 出 を行 示 事 う 項 前 等 六 平 月 間 成 + に お 八 年 1 厚 て 生 療 労 担 働 規 省 則 告 及 び 示 薬 第 百 担 七 規 号) 則 並 第三に び に 療 規 担 定 基

す

んる基準

準

12

· 違

反

L

たことが

なく、

か

0

現

12

違

反

L

7

1

な

1

 $\equiv$ う。 高 齢 地 方 者 第七十二 厚  $\mathcal{O}$ 医 生 療 局 長等に  $\mathcal{O}$ 一条第 確 保 対 に 項の 関 して当該 はする 規 定に 法 律 届 基づく検査等 出 (昭 を行 和 Š 五. 前 + 七 六  $\mathcal{O}$ 年 月 結 間 法 果、 律 に 第 お 診 八十号。 1 療 て、 内 容 健 以 又は診療 康 保 下 険法 高 報 第七十八 齢 酬 者 医  $\mathcal{O}$ 請 療 条 求 確 第 に 保 関 法 項 とい 及び 不

正

又

は

不

当な行為が

認

 $\emptyset$ 

られ

たことがないこと。

兀 準 療 に 機 規 及 地 関 方 定 Ţ す 厚 で 医 生局 な る 師 ( ) 等 入 院 長  $\mathcal{O}$ 等に 患者 員 数 対 数  $\mathcal{O}$ 基 して当  $\mathcal{O}$ 準 基 準 並 び 該 に 該 届 に 当する 入 出 /院基 を行う時点に 保 本 料 険 医 0 算 療 お 機 定 関 方 7 法 て、 又 は 平 医 厚生 成 師 労 十八 等 働  $\mathcal{O}$ 年 大 員 臣 数 厚 生 0) 0) 定め 一労働 基 準 る入院 に 省 告 該当す 示 患者数 第 んる保 百 兀 号) 0 険 医 基

### 第三 医学管理等

特定疾患療養管理料に規定する疾患

うち に 関 平 別表 する分類 成二十七 第 に 年 を定め 掲げる疾病 総 務 る件) 省 告示 第  $\mathcal{O}$ 三十 (1)五. 号 基本分類表」 ( 統 計 法 第二十八 ( 以 下 条 「分類表」  $\bigcirc$ 規 定 に とい . 基 づ . う。 き、 疾 病 に規定する疾 傷 害 豆 及 び 病 死 因  $\mathcal{O}$ 

一の二 特定疾患療養管理料の注5に規定する施設基準

オンラ イン 診 療料 に 係 る 届 出を 行 つ て V) る保 険 医 療 機関であること。

二 特定疾患治療管理料に規定する施設基準等

(1) ウイルス疾患指導料の注2に規定する施設基準

1 当該保険 医療 機関 [内に当該療養を行うにつき十分な経験を有する専任の医師が配置されて

いること。

口 当該保険医療機関内に当該療養を行うにつき十分な経験を有する専任の看護師が配置され

ていること。

ハ 当該保険医療 機 .関内に当該療養を行うにつき必要な専任の薬剤師が配置されていること。

二 当該療養を行うにつき十分な体制が整備されていること。

ホ 当該療養を行うにつき十分な構造設備を有していること。

特定薬剤治療管理料1の対象患者

(2)

別表第二の一に掲げる患者

②の2 小児特定疾患カウンセリング料の対象患者

別表第二の二に掲げる患者

②の3 小児科療養指導料の注6に規定する施設基準

オンライン 診 療 料 に 係 る届 出 を行 0 て *(* ) る保 険 医 療 機 関 で あること。

(2) $\mathcal{O}$ 4 7  $\lambda$ か ん 指 導 料  $\mathcal{O}$ 注 6 に 規 定す Ź 施 設 基 準

才 ンラ 1 診 療 料 に 係 る 届 出 を 行 0 7 1 る 保 険 医 療 機 関 で あること。

(3) 難病外来指導管理料の対象疾患

難 病  $\mathcal{O}$ 患者に 対す うる医 「療等に 関する法律 (平成二十六年法律第五十号) 第五 条第一 項に 規 定

する指 定難 病 (同 法第七条第四項に規定する医療受給者証 を交付されてい 、る患者 (同 条 第 項

各号に規定 する特定医 療 費 の支給認定に係る基準を満たすものとして診断を受けた も の

を含

む。)に係るものに限る。)その他これに準ずる疾患

(3)の 2 難病 外 来指 導 管理 料  $\mathcal{O}$ 注 6 に規定 とする施 設 基 準

オンライン 診 療 料 -に係 る 届 出 を 行 0 て 1 る 保 険 医 療 機 関 であること。

(4)皮膚 科特 定 疾 患 指 導管 理 料 (I) 0) 対 象 疾 患

分類 表に 規 定す Ź 疾 病 0 うち 別 表 第  $\mathcal{O}$ 兀 に 掲 げ る 疾 病

(5)皮膚 科特 定 疾 患 指 導管 理 料  $(\prod)$  $\mathcal{O}$ 対 象 疾 患

分類 表に 規 定す る 疾 病  $\mathcal{O}$ うち 別 表第二  $\mathcal{O}$ 五. に 掲 げ る 疾 病

(6) 外来栄養食事指導料の注2に規定する基

1 第二章第六部注 射通 則第7号に規定する連携充実加算  $\mathcal{O}$ 施設基準に該当する保険医療 機関

であること。

口 外 来化学療法 を実施 L てい る 悪性 腫 瘍 0) 患 者 に 対 する栄養 食事 指導を行うにつき、

体制が確保されていること。

(6)の 2 外 来栄 養 食 事 指導 料 及 び 入院栄養食事指導料 0 対象 患 者

疾 病 治療  $\mathcal{O}$ 直 接 手段として、 医 師  $\mathcal{O}$ 発行する食事箋に基づき提供された適 切な栄養量及び内

容を有する別 表第三に掲げる特別 食を必要とする患者、 がん患者、 摂食機能若 しくは | 熊木 機能

が低下した患者又は低栄養状態にある患者

⑥の3 集団栄養食事指導料に規定する特別食

疾病 治療  $\mathcal{O}$ 直接手段とし て、 医 師  $\mathcal{O}$ 発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内

容を有する別表第三に掲げる特別食

(6) $\mathcal{O}$ 4 心 臓  $\sim$ 1 ス メ 力 ] 指導 管 理料 0) 注 4 に 規定す る施 設 基 潍

当該療養を行うにつき十分な体制が整備されていること。

(6)の 5 心 臓  $\sim$ ス X ] 力 指導 管 理 料  $\mathcal{O}$ 注 5 に . 規定` する施 設 基準

1 心 臟 植 込 型電 気デバ 1 ス 0 管 理を行うに . つき必 要な体 制 が 整 備 され てい

口 循 環器 疾 患  $\mathcal{O}$ 診療に つ き十分な経験を有する常勤  $\mathcal{O}$ 医 師 が 配置され ていること。

(7) 高度難聴指導管理料の施設基準

次のいずれかに該当すること。

イ 人工内耳植込術の施設基準を満たしていること。

口 当 該 療 養 を行 うにつき十分な経験を有する常勤 0 医 師 が耳 鼻 咽 喉科に配置され てい るこ

کی

(7) $\frac{0}{2}$ 慢性維持透析患者外来医学管理料の注3に規定する腎代替療法実績加算の施設基 進

イ 腎代替療法を行うにつき十分な説明を行っていること。

ロ 腎代替療法を行うにつき必要な実績を有していること。

(8) 喘息治療管理料の注2に規定する施設基準

1 当該保証 険 医療 機 関 内 に 専任  $\mathcal{O}$ 看護師 又は 准看護師 (以下「看 護職員」という。

が常時

人以上配置されていること。

口 喘が 息治 療管理を行うにつき必 要な器は 械 • 器具が具備されていること。

ハ 緊急時の入院体制が確保されていること。

(9) 糖尿病合併症管理料の施設基準

1 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 糖 尿 病 足病 変の指導 導を担当する専任 |の常勤| 医 師 (当該指 導に ついて

相当な経験を有するものに限る。)が配置されていること。

当該保険医療機関内に糖尿病足病変の指導を担当する専任の看護師 (当該指導について相

口

当な 経 験 を 有 カン つ、 当 該 指 導 に 係 る 研 修 を受 け た ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る。 が 配 置 っ され て

<u>ک</u> 。

(10)耳 鼻 咽 喉 科 特定疾 患指 導 管 理 料  $\mathcal{O}$ 対 象 患 者

+五. 歳 未 満  $\mathcal{O}$ 滲ん 出 性中 耳 炎 **(**疾 患  $\mathcal{O}$ 反 (復や) 遷 延 が み 5 れ るものに 限 る。 0)

患

者

が  $\lambda$ 性 疼き 痛 緩和 指 導管 理 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

(11)

当 該 保険 医 療機 関 内 に 緩 和ケアを担当する医師 (歯科医療を担当する保険 医療機関 に あ って

は、 医 師 又 は 歯 科 医 師 ( 緩 和 ケアに係る研修を受けたものに限る。 が 配置され てい るこ

کے

(12)が W 患者指 導管 理 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 等

1 が  $\lambda$ 患者 指導 管 理 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

が  $\lambda$ 患 者 に 対 L て 指 導 管 理 を 行うに つき十分な体 制 が 整 備 さ れ てい

が W 患 者 指導 管 理 料  $\mathcal{O}$ 注 4 に 規 定 す んる患 者

口

乳 癌が 卵 巣 癌が 又 は 卵 管 - 掘が 掘ん と診 断 さ れ 者 のうち、 遺伝 性 乳瘤がん 卵 巣癌がん 症 候 群 が 疑 わ れ る患

者

(13)外 来 緩 和 ケア管 理 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 · 等

1 外 来緩 和 ケア管理料 0 注 1 に 規定する施設基準

- 1 緩 和 ケア診 療を行うにつき十分な 体 制 が 整備, 言れて *(* \ ること。
- 2 緩 当 該 和 ケ ア 体 に関 制 に す お る相 1 て、 当 身体  $\mathcal{O}$ 経 験 症 を有 状  $\mathcal{O}$ す 緩 る看 和 を 担担 護 師 当する医 及 び 薬剤! 師 師 が 精 適 神 切 症 12 状 配  $\mathcal{O}$ 置 緩 さ 和 れ を担当する医師 てい ること。
- 口 外 来緩 和 ケア 管 理 料料  $\mathcal{O}$ 注 4 に 規定す ,る厚生 一労働・ 大 臣 が 定 8 る 地 域

基 本診 療 料  $\mathcal{O}$ 施 記 設 基 準: <del>·</del> (平成二十年厚生労働省告示第六十二号) の別表第六の二に掲げ

る地域

介来緩和ケア管理料の注4に規定する施設基準

- 1 に 定 ·規定· 機能 般病 す 病 る別 院 棟入院基本 及 に び 許 厚 生 可 労 病 料 床数 働 ( 急 大 性 臣 が 兀 期一 が 指 百 |床以上 定する 般入院料1を除く。) 病  $\mathcal{O}$ 院 病院  $\mathcal{O}$ 並 病 立びに診り 棟 を 有 する 療報 を算定する病棟を有する病院 病院を除く。 酬 の算定方法 ) であること。 第一号ただし書 特
- 2 緩 和 ケ ア診 療 を行 うにつき必要な 体 制 が 整 備 さ れ 7 *(* ) ること。

移植後患者指導管理料の施設基準

(14)

1 当 該 療 養 を行 うにつき十分な 体 制 が 整備。 言れて ١ ر ること。

口 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 当該 療 養を行うにつき十分な経験を有する専任 . の 常 勤 医 師 が 配 置 さ

れていること。

ハ 当該保険医療機関内に当該療養を行うにつき十分な経験を有する専任の常勤看 護師 臓

移 植 又は 造 血 幹 細 胞 移 植 に 係 る 研修を受け た t  $\mathcal{O}$ に 限 る。 が 配 置され ていること。

= 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 常 勤  $\mathcal{O}$ 薬剤 師 が 配 置 さ れ て 7 ること。

(15)糖 尿 病 透 析 予防 指 導管 理 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 等

1 糖 尿 病 透 析予 防 沿指導: 管 理 料  $\mathcal{O}$ 注 1 に 規定す る施 設 基

進

① 当該療養を行うにつき十分な体制が整備されていること。

2 当 該 保 険 医 療 機関 内 に糖 尿 病 に 関 はする指導 |導について十分な経験を有する専任 の医師

及び

看 護 師 又 は 保 健 師 並 び に管理 栄養 士 が 適 切 に配置され ていること。

口 糖 尿 病 透 2析予防: 指導管 理料  $\mathcal{O}$ 注 1 にこ 規定する厚生労働大臣が定める者

透析を要する状態となることを予防するために重

T点的<sup>\*</sup>

な指導管

理を要する患者

糖尿病 透析予防指導管 理料  $\mathcal{O}$ 注 4 に 規定す ,る厚生 一労働 大 臣 が 定 め Ś 地 域

ハ

基 本診 療 料  $\mathcal{O}$ 施 設基 準 等  $\mathcal{O}$ 別 表第六 の二に . 掲げ る 地 域

= 糖 尿 病 透 析予 防 指導: 管 理 料 0) 注 4 に . 規定<sup>、</sup> す える施 設 基 進

1 般 病 棟 入 院 基本 料 ( 急 性 期 般 入院 料 1 を除 を算定す うる病棟 を 有 す る 病院 (特

定 機 能 病 院 及 び 許 可 病 床 数 が 兀 百 床 以 上  $\mathcal{O}$ 病 院 並 びに 診 療 報 膕 の算 定方法 第 一号ただし書

に 規 定 す る別 に 厚 生 労 働 大 臣 が 指 定する 病 院  $\mathcal{O}$ 病 棟 を有する病院を除く。 ) であること。

② 当該療養を行うにつき必要な体制が整備されていること。

ホ 糖 尿 病 透 析予 防 1指導 管 理 料  $\mathcal{O}$ 注 5 に 規定する んる施品 設 基 進

当 該 療 養 に 0 1 て、 相 当  $\mathcal{O}$ 実 績 を 有 し て 7 ること。

糖 尿 病 透 析 予 防 指導 管 理 料  $\mathcal{O}$ 注 6 に 規 定 す んる施る 設 基 淮

オンライ · ン 診 療 然料に 係 る届 出 を行行 0 てい る 保険医療 療 機 関 であること。

(16)小 児 運 動 器 疾 急指 導管 理 料  $\mathcal{O}$ 基 潍

1 当該保証 険 医療機関 内 に 当該療養を行うにつき十分な経験を有する整形外科を担当する常勤

 $\mathcal{O}$ 医 師 が 配 置されていること。

口 当 該 療養を行うにつき必要な体制が整備されていること。

(17)乳腺 炎重· 症 企化予防· ケア 指導 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基準

1 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 乳腺 炎に係 る包括的 なケア 及び指導を行うにつき十分な経験を有 す

る 医 師 が 配 置さ れ てい ること。

口 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に · 乳腺· 炎に係る包括的 なケア及び指導を行うにつき十分な経験を有す

る専 任  $\mathcal{O}$ 助 産 師 が 配 置 さ れ 7 7 ること。

(18)婦 人 科特· 定 疾患 治 療管 理 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

1 婦 人科 又 は 産 婦 人科 -を標榜<sup>ほ</sup>う す る保証 険 医 療機関であること。

口 当 該 保 険医療機 関内 . に 婦. 人科疾患 の診療を行うにつき十分な経験を有する医師が配置され

ていること。

(19) 腎代替療法指導管理料の施設基準等

イ 腎代替療法指導管理料の施設基準

- 1 当該 療 養を行うにつき十分な体 制 が整備されていること。
- ② 当該療法を行うにつき必要な実績を有していること。
- 3 勤 当該 0 医 師 保 が 険 配置され 医療機関内 ていること。 に当該療養を行うにつき十分な経験を有する腎臓内科を担当する常
- 4 配 当該! 置されていること。 保 険 医 療 ※機関· 内 に腎臓 病に関する指導について十分な経験を有する看護師が適 一切に

腎代替療法指導管理料の対象患者

口

① 腎代替療法の指導管理を要する慢性腎臓病の患者

小 児科 外来 診 療 料  $\mathcal{O}$ 注 2 に 規定する厚生 一労働・ 大 臣 が 定 め る 薬 剤

パリビズマブ

三

2

急速

に

. 腎機:

能

が低

下

して

お

b,

腎代替

療法

 $\mathcal{O}$ 

指

導管理を要する患者

三の二 小児科 外来診療料の注 4に規定する小児抗菌 薬適 正 一使用· 支援. 加 算 がの施 **心設基準** 

(1) 抗菌 『薬の適 正な使用を推進するための体制が整備されていること。

(2)当該 保 険 医 療 機 関 が · 病院 の場合にあっては、 デー · タ提 出加算2に係 る届出を行っているこ

کی

四 地域連携小児夜間・休日診療料の施設基準等

(1) 地域連携小児夜間・休日診療料の施設基準

イ 地域連携小児夜間・休日診療料1の施設基準

1 当該保険医療機関において、 別 の保険医療機関を主たる勤務先とする専ら小児科を担当

り、 する保険医及び当該保険医療機関を主たる勤務先とする専ら小児科を担当する保険医によ 六歳未満 の小児を夜間 (2)に規定する時間をいう。)、休日又は深夜に診療すること

ができる体制が整備されていること。

② 地域医療との連携体制が確保されていること。

3 小 児 夜 間 休 日診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。

4 小 児 夜 間 休 日診療を行うにつき十分な構造設備を有していること。

⑤ 緊急時の入院体制が整備されていること。

口 地 域 連 携 沂児· 夜 間 休 . 日 診 療 料 2  $\mathcal{O}$ 施 <sup>泥</sup>設基準

1 当該! 保 険医療機関 において、 専ら小児科を担当する保険医が常時 一人以上配置されてい

ること。

- 2 り す 当該 る保 六 歳 険 保 未満 険 医 及 医 び 療  $\mathcal{O}$ 当該 小 機 児 関 を二十 保 に 険 お 医 1 て、 兀 療 時 機 間 関 別 を主 診  $\mathcal{O}$ 保 療することができる体 た 険 る勤 医 療機 務 先 関 とする専ら を主たる勤 制 が 小 務 整備され 児科を担当 先とする専 て ら小! **(**) す ること。 る保 児 険 科 医 を 担 に ょ 当
- ③ 地域医療との連携体制が確保されていること。
- ⑤ 緊急時の入院体制が整備されていること。

4

小

兑

夜

間

休

日

診

療

を行うにつき十分な構造設備を有していること。

② 地域連携小児夜間・休日診療料に規定する時間

当該 地 域 に お *\*\ て — 般 0 保険医· 療機 関 が お お むね診・ 療応需の 態勢を解除した後、 翌 日 に 診 療

応需  $\mathcal{O}$ 態勢 がを再 開 するまで  $\mathcal{O}$ 時 間 (深夜 (午後十時から午前六時 までの時間をい う。 以 下 同

じ。)及び休日を除く。)

四の二 削除

匹 の三 地 域 連 携 夜 間 休 日 診 療 料  $\mathcal{O}$ 施設 基 準 箬

(1)地 域 連 携 夜 間 休 日 診 療 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

1 当 該 保 険 医 療 機 関 に お 1 て、 別  $\mathcal{O}$ 保 険 医 療 機関を主たる勤 務先とする保 険 医 及び 当該 保険

医 · 療 機 関 を主た る 勤務 先とする保険医 によ ŋ 夜 間  $\widehat{(2)}$ に 規定する時 間をい う。 休 日又

は深夜に診療することができる体制が整備されていること。

ロ 地域医療との連携体制が確保されていること。

夜 間 休 日 診 療 を行 うにつき十分な体制 が整備・ され 7 7 ること。

= 夜 間 休 日 診 療を行る うにつき十分な構造 設 備 を 有 してい ること。

ホ 緊急時の入院体制が整備されていること。

(2) 地域連携夜間・休日診療料に規定する時間

当 該 地 域 に お **,** \ て 般  $\mathcal{O}$ 保険医療機関がお お むね診療応需の態勢を解除した後、 翌日に診療

応需の態勢を再開するまでの時間(深夜及び休日を除く。

四の四 院内トリアージ実施料の施設基準等

(1) 院内トリアージ実施料の施設基準

1 院 内  $\vdash$ IJ Ź ] ジ を行うにつき十分な体制が整備され てい ること。

院 内 1 リア ジ 0 実 施基準を定め、 当該 保 険 医 療機 関 の見やすい · 場所 に · 掲 示 L 7

کے

口

② 院内トリアージ実施料に規定する時間

当 該 地 域 に お 1 7 般  $\mathcal{O}$ 保 険 医 療 機 関 が お お む ね 診 療応 需 の態勢を解除 した後、 翌日に診療

応需の態勢を再開するまでの時間(深夜及び休日を除く。)

四の五 夜間休日救急搬送医学管理料の施設基準等

(1) 夜間 休 日 救 急搬 送 医学管 理 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

休 日 及 び 夜 間 に お け る 救 急 医 療  $\mathcal{O}$ 確 保  $\mathcal{O}$ た 8)  $\mathcal{O}$ 診 療 を行 0 ていること。

(2)夜間 休 日 救 急搬 送 医学 管 理料  $\mathcal{O}$ 注 3 に 規 定 す る救 急 搬 送 看 護 体 制 加 算 1  $\mathcal{O}$ 施 設 基準

1 救 急 搬 送 につい て、 十分な実績を有 してい ること。

(3)口 夜間 救 急患者 休日救急搬送医学管理料 の受入れを担当する専任 の注3に規定する救急搬送看護体  $\mathcal{O}$ 看 護 師 が 複数名配置されていること。 制 加 算 2 の施設基準

1 救急搬送につい て、 相当の実績を有してい ること。

兀  $\mathcal{O}$ 六 外来リハ ビリテーシ 彐 ン診 療 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

口

救急患者の受入れを担当する専任

0

看護師

が

配置されていること。

(1)理学 療法・ 共 作業 療法 士 等が 適 切 (Z 配 置され ていること。

(2)リハ ピ リテ シ 日 ン を 適 切 E · 実 施す るため の十分な体制 が 確保されて

兀 0 七 外 来放 射 線照 射 診 療 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

(1) 放 射 線 治 療 然を行 うにつき必要な医師 看護 師 及び 診 療放 (射線: 技 師 等が 適 切 に · 配置 っ され て 7 . る

(2)緊急 心時にお ける放射線治 療を担当する医師との連絡体制等放射線治療を適切に実施するため

 $\mathcal{O}$ 十分な体制が 確保され ていること。

四の八 地域包括診療料の施設基準

(1) 地域包括診療料1の施設基準

1 当 該 保 険 医 療 機 関 に お 1 て、 脂質異常症、 高 血 圧 症、 糖尿 病 又は認知症 のうち二以上 の疾

患を有する患者 に対し て、 療養上必要な指導等を行うにつき必 要な体 制 が 整備されて *(* ) るこ

ک

口 往 一診又は 訪問診療を行っている患者のうち、 継続的に外来診療を行っていた患者が一 一定数

いること。

ハ 地域包括診療加算の届出を行っていないこと。

② 地域包括診療料2の施設基準

①のイ及びハを満たすものであること。

地域包括診療料の注4に規定する施設基準

(3)

オンライン | 診療: 料 に 係 る 届出 を行行 ってい る保険 医療 機関 であること。

几  $\mathcal{O}$ 八の二 認 知 症 地 域 包括 診 療料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

(1) 認知症地域包括診療料1の施設基準

地 域 包括 診 療料 1 に係 る届出 「 を 行 って *\*\ る保険医療機関であること。

② 認知症地域包括診療料2の施設基準

地 域 包括: 診 療料 2に係 る届 出 を行 ってい る保 険 医療 機 関 で あること。

(3)認 知 症 地 域 包括 診 療料  $\mathcal{O}$ 注 4 に 規定 する施 設 基 潍

オンライ

診

療

料

に係

る

届出

を行行

0

7

1

る保

険

医

療

機

関

であること。

兀  $\mathcal{O}$ 八の三 小 児 か か り つけ 診 療料  $\mathcal{O}$ 施設 基 準 等

(1) 小児かかりつけ診療料の施設基準

当該保険 医 療機関にお 7) て、 小 児の患者のかかりつけ医として療養上必要な指導等を行うに

つき必要な体制が整備されていること。

(2)小 児 か かりつけ診 療料 の注4に規定する小児抗菌薬適正使用支援加算の施設基準

 $\mathcal{O}$ 九 生 一活習! 慣 病管 理 料 0 注 4 に 規定す Ź 施 設 基 準

兀

抗

菌

薬の

適

正な使用を推

進するため

 $\mathcal{O}$ 

体

制

が

整備されていること。

オンラ イン 診 療料 に .係る| 届 出を 行 つ 7 1 る保 険 医 · 療 機 関 であること。

五 ニコチン依存症管理料の施設基準等

(1) ニコチン依存症管理料の施設基準

1 二 コ チ ン 依 存 症 管 理 を 適切 に 実施 できる保険 医 療 機関 であること。

口 =コ チン 依 存 症 管理 料を算定した患者のうち喫煙を止 めたもの の割合等を地方厚生局長等

に報告していること。

(2) ニコチン依存症管理料の注1に規定する基準

あること。 該 保険 ただし、 医 療機 関 過去 に お け 年 る過 間 に 去 = 年 コ チン 間  $\mathcal{O}$ 依 = コ 存 症管 チン依 理 存症 料  $\mathcal{O}$ 算 管 定 理料  $\mathcal{O}$ 実  $\mathcal{O}$ 平均 績 を有 継 しな 続 口 *\* \ 数 · 場 が 二 合は、 口 以 上で

限りでない。

五の一の二 療養・就労両立支援指導料の施設基準等

① 療養・就労両立支援指導料の注1に規定する疾患

別表第三の一の二に掲げる疾患

(2)療養 ・就労両立支援指導料の注3に規定する相談支援加算の施設基準

患者 の就労と療養に係る支援を行うにつき十分な体制が整備されていること。

五の二 開放型病院共同指導料(1の施設基準

(1) 病院であること。

(2)当該 病院 が当該病院 の存する地 域の全ての医師 又は 歯科医師 の利用 のために開放されている

こと。

(3)(2) $\mathcal{O}$ 目 的  $\mathcal{O}$ ため 0 専用 の病床 が 適切 に備えられていること。

六 在宅療養支援診療所の施設基準

次のいずれかに該当するものであること。

- (1) 次のいずれの基準にも該当するものであること。
- イ 保険医療機関である診療所であること。
- 口 在 宅 医 療 を担当する常 勤  $\mathcal{O}$ 医 師 が三 一名以上 配置されていること。
- ノヽ 当 該 診 療 新に お いて、 <u>二</u> 十 匹 一時間 連 絡を受ける保険 医 又 は 看 護職 員 をあらかじめ指定し、
- その連絡先を文書で患家に提供していること。
- = 担 当 当該 医 一の氏 診 療所にお 名、 担当日等 いて、 患家 を文書により患家に提供していること。 Ö 求めに応じて、二十四時間往診が可能な体制を確保 往診
- ホ り、 が 当 可 能な 該 患家 診 体  $\mathcal{O}$ 療 派所に 制 求めに応じて、 を 確 おいて、 保 Ļ 又は 訪問 当 該 別 看 護  $\mathcal{O}$ 診 保 0 療 担 所 険医療機関若 1当者  $\mathcal{O}$ 保 0 険 氏名、 医 (T) 指 しくは 担当日等を文書により 示に基づき、 訪問看 護ステーシ <u>二</u> 十 匹 時 患 間 ョンと 家 訪 問 に 提 0 看 連携 供 護 L  $\mathcal{O}$ によ 7 提 供
- 連 医 療 携 有 床診 機 に ょ 関 り、 療  $\mathcal{O}$ 名称等 所に 緊 急 あ をあ っては 時 に 在 5 宅で · 当該: か じ 診  $\Diamond$ 0 療養 地 療 方 所 を行 厚 に 生局 お 0 V) 長 てい て、 等 に届 る患者 無床 け 診 出 が 療 ていること。 入 所 院 に あ できる病 0 て は 床 別 を常  $\mathcal{O}$ 保 険 に 確 医 保 療 機 Ļ 関 受入 との

ること。

1 う、 連 あらかじめ患家の 携する保険医 療機 同 関 意を得て、 又は 訪 間 看 護ステ その療養等に必要な情報を文書で当該保 シ 日 ン にお 7 て緊急時 に円滑 な対応ができるよ 険医療機関 又は

訪問看護ステーションに提供できる体制をとっていること。

- チ 患者に関する診療記 録管理を行うにつき必要な体制が整備されていること。
- IJ 当該 地 域 にお 7 て、 他  $\mathcal{O}$ 保 健医療 サー ビス及び福祉サー ビスとの連 携調整を担当する者と

連携していること。

- ヌ 定期的に、在宅看取り数等を地方厚生局長等に報告していること。

緊急の往診及び在宅における看取り等について、

ヲ 主として往診又は訪問診療を実施する診療所にあっては、次のいずれにも該当するもので

相当の実績を有していること。

あること。

ル

- 1 有 していること。 他の保険医 療機関から文書による紹介を受けた患者の訪問診療について、 相当の実績を
- 2 看取り等について、 十分な実績を有していること。
- 3 施設 入居者等以外の 漁者 の診療及び重症の患者の診療について、 相当の実績を有してい

- (2)他 の保険医療機関 (診療所又は許可病床数が二百床 (基本診療料の施設基準等の別表第六の
- 二に掲げる地域に所在する保険医療機関にあっては二百八十床)未満 の病院に限 る。 と地域
- における在宅療養の支援に係る連携体制を構築している保険医療機関である診療所であって、

次のいずれの基準にも該当するものであること。

1 常 勤 当 該  $\mathcal{O}$ 医 診 師 療 が 所 合 及 わ び 当該 せて三名 連 携 以 体 上 制 配置 を構 さ 成 れ する他の て **(**) ること。 保険医 療 機 関 に お 1 て、 在宅 医 療 を担当 する

口 医 又 当 は 該 看 連 護 携 職 体 員 制 を を あら 構 成す カン る他 じめ指定し、  $\mathcal{O}$ 保 険 医 その 療 機 連絡先を文書で患家に提供 関 との 連携により、 二 十 四 時 していること。 間 連絡を受ける保険

時 当 間 往診が 該 連 携体制 可能 な体制 を構成する他 を確保 Ĺ の保険医療機 往診担当医の氏名、 関との 連携により、 担当日等を文書により患家に提供 患家 (T) 求めに応じて、二十四 して

1

ること。

= テ 十 に ĺ ょ 当該診療 几 ŋ シ 時 患 間 日 家 訪 ン との 新に に 問 · 提 看 供 連 おいて、 護 獲に して  $\mathcal{O}$ 提 V) 供 ょ 又は当時 ること。 り、 が 可 患家 能 |該連: な 体  $\mathcal{O}$ 制 求めに応じて、 携体制を構成す を確 保 Ļ 訪 んる他 当該 問 看 <u>(</u>つ 護 診 保険  $\mathcal{O}$ 療 担 所 当  $\mathcal{O}$ 医 保 者 療機 0 険 氏 医 関若しく 名、  $\mathcal{O}$ 指 担当 景に は 日等を文書 基づ 訪 問 看 護 ス

ホ 険 方厚 養 医 を行 当 生 療 該 機 一局 診 0 長等に 関 て 療 所  $\mathcal{O}$ 1 V) 又 る ずれも病床を有しない場合には、 患者が 届 は 当該 け出 7 入 連 ζÌ 院できる病 携 ること。 体 制を構 記成する: ただし、 床 を常 に 他の保険 確保 当該 別の保険医療 診 Ļ 療 医 受入 療 所及 機 び当該 医 関 療 に 機関との 機 お 連 関 *\* \ 携 て、  $\mathcal{O}$ 体 名 緊急 連携により、 制 称等 を を 構 時 成する他 あ に 5 在 宅 か 必要な じ で 0)  $\mathcal{O}$ 8 保 地 療

緊急 時 の病 床  $\mathcal{O}$ 確 保及 び 地方厚生局 長 等 ^ の届 出を行っていること。

う、 連 あら 携する保険 か じめ 患家 医 療機  $\mathcal{O}$ 同 関 又は 意を得て、 訪 間 看 その 護 ステ 療養等 シ に必 彐 ン 要な に お 情報を文 7 て緊急時に円滑 書で当該保険 な対応ができるよ 医 療 機関 又は

訪 問 看護 ス テー シ 彐 ンに 提供できる体制をとってい ること。

} 患 者に 関する診療記 録管理を行うにつき必要な体 制が整備されていること。

チ 当該地 域にお いて、 他 の保健医療サービス及び福祉 サ ĺ ビスとの連携調整を担当する者と

連携していること。

IJ 定 期的 に、 在宅 看取り数等を地方厚生局長等に報告していること。

ヌ 緊急の往診及び在宅における看取り等について、 当該 連携体制を構 成する他の保険医 「療機

関と合わせて、相当の実績を有していること。

主として往診 又は訪問 問 診療を実施する診療所にあ っては、 次のいずれにも該当するも ので

あること。

ル

1 他 0) 保 険 医 療機関 か ら文書による紹介を受けた患者  $\mathcal{O}$ 訪問: 診療について、 相当の実績を

有していること。

② 看取り等について、十分な実績を有していること。

3 施設: 入居者等以外の患者 の診療及び重症 の患者の診療について、 相当の実績を有してい

(3) 次のいずれにも該当するものであること。

イ 保険医療機関である診療所であること。

口 当 該 診 療 然所に お いて、 <u>-</u> 匝 |時間 連絡を受ける保険医又は看 護職員をあらかじめ指定し、

その連絡先を文書で患家に提供していること。

当該診療所において、 又は別 の保険医療機関 の保険医との連携により、 患家の求めに応じ

て、二十四時間往診が可能な体制を確保 往診担当医の氏名、 担当日等を文書に より患家

に提供していること。

二 当該診療所において、 又は 別の保険医療機関若 しくは訪問 看 護 ステーションとの 連携によ

り、 患家  $\mathcal{O}$ 求めに応じて、 当該診療所の保険医の指 示に基づき、 <u>一</u> 十 · 四 時 間 訪 問 看 護  $\mathcal{O}$ 提 供

が 可 能な体 -制を確! 保 し、 訪問 看護の担 当者 の氏名、 担当日等を文書により患家 に提供 L 7

ること。

ホ 当 該 診 療所に お いて、 又は 別 0 保 険医療 機 関 との 連携により、 緊急時 に在宅 で  $\mathcal{O}$ 療 養 を行

0 てい る患者が 入院できる病 床 を常 に確保 Ļ 受入医療機 関 の名称等をあら かじめ 地方! 厚生

局長等に届け出ていること。

連携する保険医療機関又は訪問看護ステーションにおいて緊急時に円滑な対応ができるよ

う、 あらかじめ 患 家の 同意を得て、 その療養等に必要な情報を文書で当該保険医療機関 又は

訪問看護ステーションに提供できる体制をとっていること。

1 患者に関 する診 療記 録管理を行うにつき必要な体制が整備されていること。

チ 当該 地 域 にお 7 て、 他 の 保 健医療サービス及び 福祉サ ĺ ビ スとの連 携調整を担当する者と

連携していること。

IJ 定期的に、在宅看取り数等を地方厚生局長等に報告していること。

主として往診又は訪問診療を実施する診療所にあっては、次のいずれにも該当するもので

あること。

ヌ

1 他の保証 K険 医· 療機関から文書による紹介を受けた患者の訪問診療について、 相当の実績を

有していること。

② 看取り等について、十分な実績を有していること。

3 施設 入居者等以外の 進者 1の診療1 及び重症 の患者の診療について、 相当の実績を有してい

ること。

六の二 退院時共同指 導料1及び退院時共同指導料2を二回算定できる疾病等の患者

別表第三の一の三に掲げる患者

六の二の二 退院時共同指導料1の注2に規定する別に厚生労働大臣が定める特別な管理を要する

状態等にある患者

別表第八に掲げる者

六の二の三 か か り 0 け 歯 科 医 機能 強 化型歯 科診 療 所  $\mathcal{O}$ 

施

設基

準

- (1) 保険医療機関である歯科診療所であること。
- (2)歯 科 医 師 が 複数 名 配 置されて **,** \ ること又は歯 科 医師及び歯科衛生士がそれぞれ一 名以上配置
- されていること。
- (3)歯 科 疾 患  $\mathcal{O}$ 重 症 化 予防に関する継続的 な管理  $\overline{\mathcal{O}}$ 実績があること。

の連携の実績があること。

(4)

歯

科

訪

問

診

療料

 $\mathcal{O}$ 

算定又は

在

宅

療養支援歯

科診療

派所1若.

しくは在宅療養支援歯科診

療所

2 と

(5)歯 科 疾 患  $\mathcal{O}$ 継 続 管 理等に係 る 適 切 な研 修を受け た常勤 0 歯 科 医 師 が 名以上 一配置 合れ て 7 る

こと。

- (6)緊急 時  $\mathcal{O}$ 対 応を行うに つき必要な体 制 が 整 一備され てい ること。
- (7)当 該 地 域 に お 1 て、 保 険 医 療 機 関、 介 護 • 福 祉 施 設 1等と連 携していること。
- (8)医 療 安全 対 策に つ き十分 な体 制 が 整 備 され てい ること。

六 の 二 の 兀 歯 科 疾 / 患管 理料  $\mathcal{O}$ 注 11 に 規定する総合医療管理加算及び歯科治療時医療管理料の施 設

基準

- (1) 療 後 当該 12 おける当該 療養を行うに 患者の全身状 つき、 十分な経験を有する常 態を管 理 する体 制 が 勤 整  $\mathcal{O}$ 歯 備 され 科 医 てい 師 によ ること。 り、 治 療 前、 治 療 が中及 び治
- (2)師 歯 科 名以· 医 師 上 が 配置 複数 されてい 名 配置 さ れ 7 **(**) ること又は 歯 科 医 師 が 名 以 Ĺ か つ歯 科衛生士 若 しくはつ 看 護

ること。

が

(4)(3)当 緊急 該 時に円滑な対応ができるよう、 患者  $\mathcal{O}$ 全身: |状態| の 管 理を行うにつき十分な装置・器具を有していること。 別 の保険医療機関との連携体 制 (病院である医科歯 科併

設 同 の保険 ľ, 医 に あ 療 つて 機関 は、 (歯科診 当 該 保険医 療及び歯科診 療機 関 療以  $\mathcal{O}$ 医 科診療科との連携体 外の診療を併せて行う保険医療機 制) が 確保されていること。 関をい . う。 以 下

六の三 在宅療養支援 歯 [科診 療 所  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

(1)在宅 療 養支! 援 歯 科 診 療 所 1  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

1 保 険 医 療 機 関 で あ る 歯 科診 療 所 で あ 0 て、 歯科訪問診療 1 又は歯 科 訪問診療 2を算定 して

1 ること。

口 高 齢 者  $\mathcal{O}$ П I腔機能 管理 一に係 る 研修を受けた常勤 の歯 科医師 が 名以上配置され てい るこ

と。

- ハ 歯 科 衛 生 士 が 名以上 配置されていること。
- = 当該保険医療機関が 歯科訪問診療を行う患者に対し、 患家の求めに応じて、 迅速な歯科訪

問 診 療が 可能な体制を確保し、 歯科 訪問診療を担う担当歯科医の氏名、 診療可能 日等を、 文

書により患家に提供していること。

在宅歯 1科診療 に係る後方支援の機能を有する別の保険医療機関との連携体制が確保されて

いること。

ホ

定期的に、 在宅患者等の口腔機能管理を行っている患者数等を地方厚生局長等に報告して

いること。

1 当該地域において、保険医療機関、介護・福祉施設等との十分な連携の実績があること。

主として歯科訪問診療を実施する診療所にあっては、 次のいずれにも該当するものである

こと。

チ

1 当該診療所で行われる歯科訪問診療の患者のうち、 六割以上が歯科訪問診療1を実施

L

ていること。

2 在宅歯科医療を担当する常勤の歯科医 師が配置され ていること。

3 直 近 年 間 に 五. つ以上の 病 院又は診療所から、 文書による紹介を受けて歯科訪問診療を

開始した実績があること。

④ 在宅歯科医療を行うにつき十分な機器を有していること。

(5) 歯科訪問診療における処置等の実施について相当の実績を有すること。

- (2)在 宅 療 養 支 援 歯 科 診 療 所 2  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍
- 1 (1) $\mathcal{O}$ イ か 5 ^ ま で及 び チ に 該 当する ŧ  $\mathcal{O}$ で あること。
- 口 当 該 地 域 に お 1 て、 保 険 医 療 機 関 介護 福 祉 施 設等 との 必 要 な 連 携  $\mathcal{O}$ 実 績 が あること。

七から八の二まで 削除

九 ハ 1 IJ ス ク 妊 産 婦 共 同 管 理料(I及びハイ ・リス ク妊産! 婦 共 同 管 理 料料  $(\prod)$  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

(1) ハ 1 IJ ス ク 妊 産 婦 共 同 管 理 料 ( I ) 及び ハ 1 ij ス ク妊 産 婦 共 同 管理 料  $(\prod)$  $\mathcal{O}$ 施 設基

進

等

- イ 産科又は産婦人科を標榜する保険医療機関であること。
- 口 ハ 1 ij ス ハク分娩が 管理を共同 で 行う保証 険 医 療 機関  $\mathcal{O}$ 名称等を当該 保 険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 見やす į, 場

所に掲示していること。

(2)ハ 1 IJ Ź ク 妊 産 婦 共 同 管 理 料 (I) に規定 する状態 等 に あ る 患 者

保 険 診 療  $\mathcal{O}$ 対 象 لح なる合併 症 を 有 L 7 1 る 妊 婦 又 は 妊 産 婦 であ つ て、 別表第三の二に掲げる

もの

九 の <u>ニ</u> が  $\lambda$ 治 療 連 携 計 画 策 定 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

- (1)が ん 診 療  $\mathcal{O}$ 拠 点 となる 病 院 又 は そ れ に 準 じる病院 で あ ること。
- (2)当 該 地 域 12 お 1 7 当 該 病 院 か 5  $\mathcal{O}$ 退 院 後  $\mathcal{O}$ 治 療 を 担 う 複 数  $\mathcal{O}$ 保 険 医 療 機関 を 記 載 た地 域 連

携診 療 計 画 を あ らか だじめ 作 成 Ļ 地方厚 生局 長等に届 け 出 て *(* ) ること。

九の三 がん治療連携指導料の施設基準

(1) 地 当 域 該 連 地 携 域 診 連 療 携 計 診 画 療 に 計 お 画 1 をが て連 携  $\lambda$ 治 する保険医 療 連 携 計 療 画 策定 機関として定められ 料を算定する病院 てい と共 る保険 有 するとともに、 医 療 機 関であ · あ

らかじめ地方厚生局長等に届け出ていること。

(2)が W 治 療 連 携 計 画 策定料を算定する病院の紹介を受けて、 当 該 地域 連 携診 療 沿計画 の対象とな

いること。

る患者に対

Ù

て、

当

|該地域:

(連携診

療計画に基づいた治療を行うことができる体制が整備されて

九の四 がん治療連携管理料の施設基準

がん診療の拠点となる病院であること。

0 兀 の 二 外 来 が ん患 者在 宅 連 携 指 導 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

九

外 来 緩 和 ケア 管理 料 又は 外 来化 学 療 法 加 算 2 0) 施 設 基 全準を満り たしていること。

九  $\mathcal{O}$ 五. 認 知 症 専 門診 断 管理 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

(1)認 知 症 に 関 する 専 門  $\mathcal{O}$ 保 険 医 療 機関 で あること。

(2)当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 認 知 症 に 係 る 診 療を行うにつき十分な経験を有する専任の医師が 2配置

されていること。

九の六 肝炎インターフェロン治療計画料の施設基

進

- (1) 肝 疾 患に 関 する専 門 0 保 険 医 療 機関 で あること。
- (2)当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 肝 炎 イ ン タ フ エ 口 ン 治療を行うにつき十分な経験を有する専任 の医

師 が 配 置さ れ ていること。

九 の 七 外 来排 尿 自立 指 導 料 0) 施設 基 準等

(1) 外来 排 尿 自 <u>工</u> 指 導 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

排 尿 に関い す るケアを行うにつき十分な体制が整備されていること。

(2)外 来 排尿: 自 立指導料の対 象患者

当該 保険 医 療機 関  $\mathcal{O}$ 入院 中に排尿自立支援加算を算定していた患者のうち、 尿道 カテーテル

道 カテ テ ル 抜 去 後に下 部 尿 路 機 能障害 を生ず ると見込ま れ るも  $\mathcal{O}_{\circ}$ 

九

0

七

つ 二

ハ

1

・リス

ク 妊

産

婦

連

携

指

導料

1

及

び

ハ

イリス

ク 妊

産

婦連

携

指導料

2 0

施

設基

淮

抜去後

に下

部

尿路

機

能障

害

0

症

状を有する患者又は尿道

カテーテル

留 置

中の

患者であって、

尿

精神 疾 患を有 する 妊 産 婦  $\mathcal{O}$ 診 療 に つい て、 十分な実績を有 していること。

九の七 の三 遠 隔 連 携 診 療 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 · 等

(1) 遠 隔 連 携 診 療 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

情 報 通 信 !機器をF 用 1 た 診 療を行うにつき十分な体制が整備されていること。

(2)遠隔 連携診 療料  $\mathcal{O}$ 対象患者

難 病  $\mathcal{O}$ 患 者 に 対 する 医 療等 に 関 ける法 律 第 五. 条 第 項 E 規定す んる指 定難 病  $\mathcal{O}$ 疑 7 が あ る患

者

1

口 7  $\lambda$ か  $\lambda$ (外傷 性の て んか  $\lambda$ を含む。  $\mathcal{O}$ 疑 1 が あ る 患者

九 の 八 退 院院 後 訪 問 指 導 料 に 規 定す Ź 別 に厚 生労働 大臣 が 定める )状態 0 患者

(1) 別表第八に掲げる状態の患者

(2)認 知 症 又 は 認知 症  $\mathcal{O}$ 症 状を有 Ļ 日常生活を送る上で介助が必要な状態

心の患者

十 薬剤管理指導料の施設基準等

① 薬剤管理指導料の施設基準

1 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 薬剤 管 1理指 導を行うにつき必要な ·薬剤! 師 が 配 置 合れ てい ること。

薬剤管 理 指導を行うに つき必要な医 |薬品: 情 報 0 収 集 及び伝達を行うため 0 専用 施 設を有

ていること。

口

む。 入 院 を行 中の V ; 患 者 薬 に 刹師 対 し、 に よる 患者ごとに 服 薬指 導 適 を行 切 0 な 薬学 ていること。 的 管 理 副 作 用 に 関 する状況  $\mathcal{O}$ 把 握 を含

② 薬剤管理指導料の対象患者

別 表 第三の三に 撂 げ る 医 薬品 が 投薬又は注 対され 7 1 る患者

+ の -の <u>-</u> 診療情報提供料(I) の地域連携診療計 画 加 算 0 施 心設基 潍

連 携 す る保 険 医 療 機 関 等 とあ 5 か ľ 8 地 域 連 携診 療 計 画 を 共 有 L 7 お り、 診 療 情 報 を含め 7

価 等を行うた 8  $\mathcal{O}$ 機 会を定 期 的 に 設 け て 1 ること。

+ の の 三 診 療 情 報 提 供 料 (I)  $\mathcal{O}$ 検 査 画 像 情 報 提 供 加 算 及 び 電 子的 診 療情 報 評 価 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

(1) 他  $\mathcal{O}$ 保 険 医 療 機 関等と 連 携 Ļ 患者  $\mathcal{O}$ 医 療 情 報 に 関 す る 電 子的 な送受が 可 能 なネ ツ 1 ワ ク

を構

築

して

ること。

(2)他  $\mathcal{O}$ 保 険 医 療 機 関 と標準 的 な方法により安全に情報の 共有を行う体 制が具備されているこ

کے

十  $\mathcal{O}$ \_\_- $\mathcal{O}$ 几 診療情報 報提 供 於 料 (Ⅲ) 0 施設基準 等

(1)診 療 情 報 提 供 料 (III) $\mathcal{O}$ 注 1 に · 規 定 す Ś 施 設 基 潍

当 該 保 険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 敷 地 内 12 お 1 7 喫 煙 が 禁止 さ れ て いること。

診 療 情 報 提 供 料  $\mathcal{O}$ 注 1 にこ · 規 定 す る 他  $\mathcal{O}$ 保 険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 基 淮

(2)

次  $\mathcal{O}$ 1 ず れ か に 係 る 届 出 を行 0 ていること。

1 区 分番 号 Α 0 0 1  $\mathcal{O}$ 注 12 12 規定する る地域 包 括 診 療 加 算

口 区 . 分番: 号 В 0 0 1 2 9 に 撂 げ る 地 域 包 括 診 療 料

ハ 区 |分番| 号 В 0 0 1 2 11 に 撂 げ る 小 児 カ か り 0 け 診 療 料

区 分番号C 0 0 2に掲げる在宅時医学総合管理 料 (在宅療養支援診療 所 **医** 科点数表 の区

分 番 号 В 0 O 4 に · 掲 げ る退 院院 時 共 同 指 導 料 1 に 規 定する在 宅 療 養支援 診 療 所 をい . う。 以 下 同

r. 又 は 在 宅 療 養支援 病 院 区 分番号C 0 0 0 に 掲 げ る 往 診 料  $\mathcal{O}$ 注 1 に 規 定 す る在 宅 療 養

支援 病院 を 1 う。 以下 同 Ü に 限 る。

ホ 区 |分番| 号 C 0 0 2 2 に掲 げ る施 設 入居時等医学総合管 理 料 (在宅療養支援診 療所又は在

宅 療 養支援病院 に 限る。

(3)診療 情報提問 提供 料 (Ⅲ)  $\mathcal{O}$ 注 1に規定する厚生労働大臣が定める患者

妊娠 中の者 であっ て、 他 この保険 医 療 機 関 カ ら紹介され た 患 者

診療 情 報提 供 於 (Ⅲ) の注 2に規定する施 設 基 潍

(4)

1

当

該

保

険

医

療

機

関

 $\mathcal{O}$ 

敷

地内

に

お

, \

7

喫

煙

が

禁止され

. T

*\* \

口

次  $\mathcal{O}$ 1 ず れ か に 係 る 届 出 を 行 0 て 7 ること。

1 区 分 番 号 A 0 0 1  $\mathcal{O}$ 注 12 に 規定す る地 域 包 括 診 療 加 算

2 区 . 分 番 号 В 0 0 1 1 2 1 9 に 掲 げ る地 域 包 括 診 療 料

3 区 分 番 号 В 0 0 1 2 11 に · 掲 げ る小 児 か カン り 0 け 診 療料

4 区 . 分 番 号 C 0 0 2 に 撂 げげ Ź 在宅 時 医学 総合管 理 料 在 宅 療 養支援 診療 所 文は 在 宅 療 養支

援 病院 に 限

(5) 区 分番号C 0 0 2 2に掲 げる施設入居時等医学総合管理料 (在宅療養支援診療所 又は

### 在 宅 療 養支援 病 院 に 限 る。

(5)診療 情 報 提 供 料 (III) $\mathcal{O}$ 注 3に規定 する施 設基 準 (歯 科 点数表 に お 7 ては 注 2

当該 保険 医 療機 関 内 に 妊 娠中  $\mathcal{O}$ 患者  $\mathcal{O}$ 診療を行うにつき十分な体制 が 整備されていること。

十の二 医 療機器 安全管 1理料  $\mathcal{O}$ 施設 基 準

(1) 臨床工学技士が 配 配置され ている保険医療機関において、 生命維持管理装置を用いて治療を行

う場合の施設 基準

1 当該保険医療機関内に生命維持管理装置等の医療機器の管理及び保守点検を行う常勤 0 臨

床工学技士 <u>ー</u>が 一 名 以 上 配置されていること。

口

生

命

維持管理装置等

 $\bigcirc$ 

医

療

機器の安全管理につき十分な体制

が

整備されていること。

(2)放射 線治 療 機器  $\mathcal{O}$ 保守 管 理、 精度管 理等  $\mathcal{O}$ 体 制 が整えら れてい る保 険 医 療機 関 にお いて、 放

射線治 療計 画 [を策: 定する場 合  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

1 当該保証 険 医療 機 関 内 に 放射 線治療 を専ら担 当する常 勤  $\mathcal{O}$ 医 師 又 は 歯 科 医師 (放射線治 療に

<u>つ</u> いて、 相 当の 経 験を 有する Ł 0) に . 限 る。 が 一 名 以 上 配 記置され ていること。

口 当 該 治 !療を行っ うにつき必要な体制 が 液整備, 言れて 7 ること。

当該 治 療 を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。

十の三 精神科退院時共同指導料の施設基準

精神 科 退 院院 時 共同: 指 導を行うにつき十分な体 制 が整備されていること。

十一 歯科特定疾患療養管理料に規定する疾患

分類表に規定する疾病のうち別表第四に掲げる疾病

第四 在宅医療

一 在宅療養支援病院の施設基準

次のいずれかに該当するものであること。

(1) 次  $\mathcal{O}$ いずれ の基準にも該当するものであること。

1

保険

医

療

燃機関

である病院であって、

許可病床数が二百床

(基本診療料の施設基

準

- 等の

別表

第六 病院 を中心 の二に とし 掲げる地域 た半径 兀 K キ 所在する保険 口 メ 1 ル 医療 以内 に診 機 関にあっては二百 療 所 が存在 しな *(* ) 八十床) もので 未満 あること。 の も 0) 又は 当 該

口 在 宅医 療 を担 当する常 勤  $\mathcal{O}$ 医 師 が三 一名以· 上 一配置さ れ 7 *(* ) ること。

ハ 当 該 病 院 に お 1 て、 二十四 時 間 連 絡を受ける担当者をあ 5 か じめ指 定 し、 その連 治絡先 を文

書で患家に提供していること。

二 当 該 病 院 に お 7 て、 患家 の 求 めに応じて、二十四 時 間 往 診が 可能 な体 制 を確保 Ĺ 往診担

当 医 の氏 名、 担当日等を文書 に より患家に提供 して **,** \ ること。

ホ 往診担当医は、 当該保険医療機関 の当直体制を担う医師とは別 の者であること。

- 護 該 当 該 病  $\mathcal{O}$ 担 院 当者 病  $\mathcal{O}$ 保 院 0 険 に 氏 医 お 名  $\mathcal{O}$ 1 て、 指 担当日等を文書に 示 に 又は訪 基づき、 問 看護ステー 二十四 より患家に 時 シ 間 ョンとの 訪問 提 看 供 護 連 L 0 て 提 携によ V) 供 ること。 が り、 可 能 患家 な 体 制  $\mathcal{O}$ 求 を 確 めに応じて、 保 訪 間 当 看
- 1 当 該 病 院 にお 7 て、 緊急時 に在宅で 'の療: 養を行 0 てい る患者が入院できる病床 を常に 確 保

していること。

- チ 当 円 該 滑な対応ができるよう、 訪問看護ステーションと連携する場合にあっては、 S訪問<sup>1</sup> 看護ステーションに提供できる体制をとっていること。 あらかじめ患家の同意を得て、 当該訪問看護ステー その療 養等に必要な情報を文書で シ 彐 ンが緊急 時に

録管理を行うにつき必要な体制が

整

備されていること。

IJ

患者に関する診

療記

- ヌ 当該 地 域にお *(* ) て、 他 |の保! 健医療 がサー ビス及び 福 祉 サ ĺ ビスとの 連 携 調 整を担当する者と
- ル 定 期 的 に、 在宅 看取 り数等 を地 方厚 生局 長 等に報 告していること。

連

携

して

7

ること。

- ヲ 緊 急  $\mathcal{O}$ 往 診 及 び 在宅 に おけ る 看取 り 等 に つ いて、 相当の 実績を有していること。
- (2)に お 他 ける在宅療養の支援に係る連携体制を構築している病院であって、 掲  $\mathcal{O}$ 保 げ う る 険 地 医 域 療 E 機 所 関 在する保険医 (診 療 所 又 は 療機 許 可 関にあっては二百八十床) 病 床数 系が二百· 床 (基 本 診 療 未満 料  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 施 次のいずれ 病 設 院 基 準 12 限 等 る。 O別 の基準に 表第六 と 地 (T) ŧ 域

該当するものであること。

1 第六の二に 保 ) 険医 療 · 掲 げ 機関 る地域 である病院であって、 12 所在 する保険医 許可病床数が二百 療 機 関 に あ いって は二百 床 (基本診 八十床) 療料 未  $\mathcal{O}$ 施 満 設基  $\mathcal{O}$ ŧ 準  $\mathcal{O}$ <del>-</del> 等 で あ  $\mathcal{O}$ るこ 別表

<u>ک</u> 。

口 勤 の医師が 当該病院及び当該連携体制を構成する他の保険医療機関において、 が合わせて三名以上配置されていること。 在宅医療を担当する常

者をあらかじめ指定し、 当該 連 携体制を構成する他 その連絡先を文書で患家に提供していること。 の保険医療機関との連携により、二十四時間連絡を受ける担当

二 時 間 当該連携体 往診が 可能 制 な体制を確保 を構成する他 <u>(</u>つ Ļ 保険医療機関との 往診担当医 の氏 連携に 名、 担当日等を文書により患家に提供 より、 患家 の求めに応じて、二十四 して

ホ 往診担当 医 は、 当該 保 険 医 療 機関 の当直は 体 制 を担う医師 とは 別 の者 であること。

1

ること。

時 間 当 シ 該 訪 彐 病 問 لح 院 看 護 0 に 連  $\mathcal{O}$ お 獲によ 提 1 供 て、 が 又は当 .可能. り、 患家 な体制を確保し、 該 連  $\mathcal{O}$ 求 携 めに応じて、 体 制 を 構成する他 訪問看護の担当者 当 該 病  $\mathcal{O}$ 保 院 の保 険 医 の氏名、 険 療 機関若 医 0 指 担当日等を文書によ 示に基づき、 しくは訪 問 看 二 十 四 護 ステ

1)

患家に提供していること。

- 1 当 該 病 院 に お 1 て、 緊急: 時 に在宅 で 0 療 養 を行 0 てい る患者 が 入院できる病 床 を常 に 確 保
- していること。
- チ 連 携する保険医 療機 関 文は 訪問 看 護ステ Ì シ 日 ンに お **,** \ て緊急時 に円滑 な対応ができるよ
- う、 あ 5 か じ 8 患 家  $\mathcal{O}$ 同 意を得て、 その 療 養等に必 2要な: 情 報 を文書で当 該 保 険 医 療 機関 又は
- 訪問看護ステーションに提供できる体制をとっていること。
- IJ 患 者に 関する診 療記 録管理を行うにつき必要な体 制 が整備されていること。
- ヌ 当該 地 域 にお て、 他 の保健 医療サー ビス及び福祉サ ビスとの 連 携調 整 を担当する者と
- 連携していること。
- ル 定 期 的 に、 在宅 看取 り 数等を地方厚生局長等に報告していること。
- ヲ 緊急  $\mathcal{O}$ 往 診 及 び 在宅 に おけ Ź 看取 ŋ 等に つい て、 当該 連 携体 制を構 成する他 の保 険 医

機

- 関と合わせて、相当の実績を有していること。
- (3)次  $\mathcal{O}$ 1 ず れ 0 基 準 に Ł 該 当するも 0 で あること。
- 1 保 険 医 療 機 関 で あ る 病 院 で あ って、 許 可 病 床数 が <u>~</u> 百 床 (基本診 療 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 · 等 0) 別 表
- 第六 の二に 掲げ る 地 域 12 所 在 す る保 険 医 療 機 関 に あ って は 二百 八 + 床) 未 満  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ 又 は 当該
- 病 院 を中 心 をし た半径 兀 キ 口 メ ] 1 ル 以 内 に 診 療 所 が · 存 在 しな 1 ŧ  $\mathcal{O}$ で あること。
- 口 当 該 病院 にお いて、 二十四時間連絡を受ける担当者をあらかじめ指定 し、 その連絡先を文

書で患家に提供していること。

当 該 病 院 に お 1 て、 患家 の求 めに応じて、二十四 時 間 往 診が 可 能 な 体制 を確保 往診.

担

当 医  $\mathcal{O}$ 氏 名 担当 日等 を文書 に より患家に提 供 L て 1 ること。

= 往 診 担当 医 は、 当該 保 険 医 療 機関  $\mathcal{O}$ 当直 体 制を 担う医 師 とは 別の者であること。

ホ 当 該 病 院 にお いて、 又は 訪 間 看護 ステー シ ョンとの 連携によ り、 患家 の求めに応じて、 当

護 の担当者 の氏 名、 担当日等を文書により患家に提供していること。

該病院

の保

険医

の指示に基づき、

二十四時

間

訪問

看護

の提

供

がが

可能な体

制

を確保

訪問

看

当該 病 院 にお 1 て、 緊急時に在宅での療養を行っている患者が入院できる病床を常に 確保

していること。

1 円 滑 訪 問 な対 看 護ステ 応ができるよう、 ] ・ショ ンと連 あ 5 携する場合に かじ  $\Diamond$ 患家 あ  $\bigcirc$ 同 っては、 意を得て、 当 該 その療 訪問 看 護 養等に ステ ĺ 必 要な情 シ 日 ンが 報 を文章 緊急 書 時に で

当 該 訪 問 看 護 ステ ] シ 日 ン に · 提 供 できる体 制 をとっていること。

チ 患 者 に 関 す Ź 診 療記 録 管理を行うに つき必 要な: 体 制 が 整 備 されていること。

IJ 当 該 地 域 12 お 1 て、 他  $\mathcal{O}$ 保 健 医療 サ ビ ス及び 福 祉 サ ] ピ スとの連 携調整を担当する者と

連携していること。

ヌ 定期的に、 在宅看取り数等を地方厚生局長等に報告していること。

の 二 往 診 料、 在宅· 患 者 訪 間 診 療 料 (I) 及 び在宅 患者 訪 間 診 療 料 (Ⅱ) の在 宅タ ミナ ル ケア 加 在

宅 時 医学 ,総合: 管 理 料、 施 設 入 居 時 等医学 総 合管 理 料 並 び 12 在 宅 が  $\lambda$ 医 療 総 合診 療 料 に 規 定 す る在

宅 療養支援 診 療 所又 は 在 宅 療 養支援病院 で あ 0 て 別 に 厚 生労働 大臣 が 定め る ŧ

第三の 六 (1) 及び (2)に 該当す る在宅療養支援診 療 所 及 び 第四  $\mathcal{O}$ (1) 及 び (2)に該当する在宅療養支

## 援病院

の三 往診料に規定する時間

保険 医 |療機| 関 に お 1 て専ら診療に従事している一 部 が 時 間

 $\mathcal{O}$ 兀 往 診料、 在宅患者訪問 診療 深料I及び, 在宅患者 訪 間 診療 料  $(\prod)$ の在宅ターミナ ĺ ケア , 加 算、 在

合 診 療 料 に 規定 てする 別 に 厚 生 労 働 大 臣 が 定  $\Diamond$ る 施 設 基 準 等

宅

時

医学

総合管

理料

 $\mathcal{O}$ 

注 7

及

び

注

12

施

設

入居·

時

等

医学

総合管理

料

 $\mathcal{O}$ 

注

3

並びに

在宅が

. ん医

療

総

(1)在 宅 緩 和 ケア 充実 診 療 所 病 院 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 淮

在 宅 緩 和 ケ ア を行うに つ き十 分な体 制 が 整 備 され、 相当 0) 実 績 を 有 ていること。

② 在宅療養実績加算1の施設基準

緊 急  $\mathcal{O}$ 往 診 及 び 在 宅に お け る 看 取 りに つい て、 相当  $\mathcal{O}$ 実績 を有り L ていること。

(3) 在宅療養実績加算2の施設基準

1 緊急の往 診及び在宅 にこ おける看取 りについて、 相当の実績を有していること。

口 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 在 宅 医 |療を. 担 当する医 師 で あ 0 て、 緩 和 ケア に 関 する適 切 分な研 修 を

受け た t  $\mathcal{O}$ が 配 置 さ れ 7 7 ること。

 $\bigcirc$ 五 在 宅 患 者 訪 問 診 療 料 (I) 及 び 在 宅患者 訪 問問 診 b療料 (Ⅱ) に規定する疾 病等

別 表 第 七 にこ 掲 げ る 疾 滴等

の六 在宅時 医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料の施設基準 築

(1)在宅時医学 総合管 理料及び 施 設 入居 時 等医学 総合管 理料 0) 施設 基

進

1

当該

保険

医療

機

関

内

に

在宅

医

療

 $\mathcal{O}$ 

調

整担当者が

名以

上

配置されていること。

口 患 温者に対 して 医

療を提供できる体 制 が 継 続 的 12 確 保されていること。

(2)在 宅 時医学 ,総合: 管 理料 及 び 施 設 L 入居· 時 等医学 総合管理料 に 規定す うる別 に厚生労働 大臣 が 定 め

る状 態  $\mathcal{O}$ 患 者

別 表 第 八  $\mathcal{O}$ 三に 掲 げ る 患 者

(3)在 宅 時 医学 総 合管 理 料 及 び 施 設 入 居 時 等 医学 総 合管 理 料 に 規 定 す る診・ 療 に 係 こる費用

診 療 報 酬  $\mathcal{O}$ 算定 方 法別 表 第 医 科 診 療 報 酬 点 数 表 (以下 医 科 点数 表 と 7 う。 第二章 · 第

部 医 学管 理 等、 第二 部 在 宅 医 療 及 Ű 第 九 部 処 置 に 掲 げ る診 療 12 · 係 る費用 のうち次に 掲げ るも

 $\mathcal{O}$ 

1 区分番号B 0 0 0 に掲 げる特定疾患療養管理料

リン

グ

料

口

ハ 区 分 番 号 В 0 0 1  $\mathcal{O}$ 5 12 掲 げ る 小 児 科 療 養 指 導 料

= 区 分番 号 В 0 0 1  $\mathcal{O}$ 6 12 掲 げ る 7 W か  $\lambda$ 指 導 料

ホ 区 分番 号 В 0 01  $\mathcal{O}$ 7 に 掲 げ る難 病 外 来 指 導管 理

料

区

一分番

号

В

0

0

1

 $\mathcal{O}$ 

8

に

撂

げ

る皮

膚

科特

定

疾

患

指

導管

理

料

1 区 . 分番: 号 В 0 0 1  $\mathcal{O}$ 18 に · 掲 げ る 小 児 悪 性 腫 瘍 患 者 指 導 管 理 料

チ 区 |分番| 号 Ď 0 0 1  $\mathcal{O}$ 27 に · 掲 げ る糖 尿 病 透 析 予防 指 導管 理 料

IJ 区 |分番| 号 В 0 0 1 3 に . 掲 げ る生活 習慣 病 管 理 料

ヌ 区 |分番| 号 Ċ 0 0 7  $\mathcal{O}$ 注 3 に 掲 げ る 衛 生 材 料 等 提 供 加 算

ル 区 |分番| 号 C 1 0 9 に 撂 げ る 在 宅 寝 た きり 患 者 処 置 指 墳 管 理 料

ヲ 区 分番 号 Ι 0 1 2 2  $\mathcal{O}$ 注 3 に 掲 げ る 衛 生 材 料 等 提 供 加 算

ワ 区 分番 号 J 0 0 0 12 掲 げ る 創 傷 処 置

力 区 分番 号 J 0 0 1 7 に 掲 げ る 爪き 甲 除 去

日 区 |分番| 号 J 0 0 1 8 に 掲 げ る 穿せん 刺 排 膿っ 後 薬 液 注

入

タ 区 |分番| 号 J 0 1 8 に 掲 げ る 喀( 疾んたん 吸 引

レ 区 |分番| 号 J O 1 8 3 に 掲 げ る干渉低 周 波 去 痰器による喀痰排 出

ソ 区 1分番1 号 J 0 4 3 3 に 掲 げ Ś ス 1 7 処 置

ツ 区 一分番 号 J 0 5 3 に 撂 げ る 皮 膚 科 軟 膏さ 処 置

ネ 区 1分番1 号 J 0 6 0 に 掲 げ る )膀 騰 こ う こ う 洗 浄

ナ 区 1分番1 号 に掲 げ る後 部 尿道 洗 浄

J

0

6

0

2

(ウルツマン)

ラ 区 |分番| 号 J 0 6 3 に 掲 げる留 置 カテ テ ル 設 置

A 区 一分番号 j 0 6 4 に掲 げる導尿 (尿道 拡 張 を要するもの)

ウ 区 分番号J 1 1 8に掲ぎ げる介達産 引

中 区分番号 J 1 1 8 2に掲 げる矯 正 固 定

1 区 一分番号 J 1 1 8 3 に掲 げ る変 形 機 械 矯 正

術

才 区 1分番1 号 J 1 1 9 に 撂 げ る消 炎鎮 痛 等 処 置

ク 区 |分番| 号 J 1 1 9 2 に . 揭 げ る腰 部 又 は 胸 部 古 定 帯 固 定

Y 区 分番 号 J 1 1 9 3 に · 掲 げ る低 出 力 レ ザ 照 射

区 |分番| 号 J 1 1 9 4 に 掲 げ る 肛っ 門 処 置

ケ 区 |分番| 号 j 1 2 0 に 撂 げ る 鼻 腔; 栄 養

別 表 第三の一の三に掲げる者 (4)

頻

口

訪 間

加

算

に

規定する

)状態:

等にある患者

(5)在 宅 時 医学 総 合 管 理 料  $\mathcal{O}$ 注 8 (施 設 入 居 時 等医学 総 合管 理 料  $\mathcal{O}$ 注 5 0 規定 に ょ り 準 用 す る場

合を含む。)に規定する基準

保 険 医 療 機 関で あ 0 て、 主とし て往 診 文は 訪 問 診 を 療を実 施 ルする診 療 所 以 外 0 診 療 所 で あ るも

 $\mathcal{O}$ とし て、 地 方厚 生 局 長等 に届 け 出た ŧ  $\mathcal{O}$ で あ ること。

(6)合を含む。) 在 宅 時医学 総合管 に規定する別 理 料料  $\mathcal{O}$ なに厚生 注 10 施 労働大臣 設 入 居 一が定 時等医学総合管理料 8 る状態 0) 患 者 の注 5 0 規定に より準 一用す る場

別表第八の三に掲げる患者

(7) 在 宅 時医学 総合管 理料  $\mathcal{O}$ 注 11 及び施設入居時等医学総合管理料の注4に規定する別に厚生労

働大臣が定める状態の患者

別表第八の四に掲げる患者

の六の二 オンライン在宅管理料の施設基準等

(1) オンライン在宅管理料の施設基準

オンライ 診 療 料 に 係 る 届 出 を 行 0 7 7 る保 険 医 療 機 関 で あること。

② 厚生労働大臣が定める患者

在 宅 時 医 学 総 合 管 理 料 を算定 し ている患者 であって、 当該 管理料の 所定点数を算定すべき医

学管理を最初に行った月から三月を経過しているもの。

 $\mathcal{O}$ 七 歯 科 訪 間 診 療 料  $\mathcal{O}$ 注 7 に 規 定する 時 間

保険 医 療機 関 に お 1 て専 5 診 療 に 従 事 L て 1 る 部  $\mathcal{O}$ 時 間

の 八 歯 科 訪 間 診 療 料  $\mathcal{O}$ 注 13 に 規 定 す る基 準

歯 科 医 |療を| 担 当する保険 医 療 機 関 で あ つ て、 主として歯 科 訪 問診療を実施す る診療 派所以外 の診

療 然所であ るものとして、 地 方 厚生 局 長等に届け出 たも 0) であること。

二 在宅がん医療総合診療料の施設基準

- (1) 在 宅 が ん 医 療を提供するにつき必要な体制が整備されていること。
- ② 緊急時の入院体制が整備されていること。

三削除

兀 在宅 患 者 訪 間 看護 指導 料 及 び 同 建 物 居住 者 訪問 看 護 • 指 導 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍 等

(1) 在 宅 患者 訪 問 看 護 指 導 料  $\mathcal{O}$ 注 1 及 び 同 建 物居 住 者 訪 問 看 護 指 導 料 0) 注 1に規定す る疾

病等

イ 別表第七に掲げる疾病等

ロ 別表第八に掲げる状態等

(2)在 宅 患者 訪 問 看 護 指 導料の注2及び同 建物居住者訪問看護 指導料の注2に規定する施

設基準

緩 和 ケア、 がよくそう ケア 又 は 人 工 肛っ 門ケア 及 び 人 工 一膀 脱っこう ケアに 係 る 専 菛  $\mathcal{O}$ 研 修を受け た看 護 師

が配置されていること。

(3)用する場合を含む。 在 宅 患者 訪 問 看 護 指 に 規定す 導 料  $\mathcal{O}$ んる長 注 5 時 (同 間 0) 建 訪 物 間 居 を要す 住 者 訪問 る者及 看 U 護 厚 • 生 指 一労働・ 導 料 大  $\mathcal{O}$ 臣 注 が 6 定  $\mathcal{O}$ 規 め る 定 に 者 ょ り 潍

イ 長時間の訪問を要する者

1 入 院 加 算 + 診 茁 (T) 療 注 歳 未満 加 1に規 算  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 注2に規定する準 定する超重 小児であって、 症 0 状 超重症児 態 超 重症 又は の状態 超 (者) 重 症 入院診療加算 に 児 あるも (者) 入院  $\mathcal{O}$ 診 療 準超重症児 加 算 • 準 超重 (者) 症 児 入院診療 (者)

- ② 別表第八に掲げる者
- 3 医 師 が 診 療に基づ づ き、 患者 の急性増悪等 によ り \_\_ 時 的 に 頻 口  $\mathcal{O}$ 訪問 看 護 指導を行う

必要を認めた者

ロ 厚生労働大臣が定める者

- 1 入 院 加 算 + 診 五.  $\mathcal{O}$ 注 歳 療 加 未満 1 に 算 規  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 注 定す 小 2 に 児 Ź で 規定 超 あ 重 0 す て、 症 る準  $\mathcal{O}$ 状 超 超 態 重 症 重 又 症 は 児 超  $\mathcal{O}$ (者) 状 重 態 症 入 に 児 、院診・ あ (者) ごるも 療 入院  $\mathcal{O}$ 加 算 診 療 準 加 超 算 重 売 • 準 児 超重 (者) 症 児 入院診療 (者)
- ② 十五歳未満の小児であって、別表第八に掲げる者

(4)在 宅 患者 訪 間 看 護 指 導 料  $\mathcal{O}$ 注 11 同 建 物 居 住 者 訪 問 看 護 指 導 料  $\mathcal{O}$ 注 6 0 規 定 にに ょ り 進

用する る 場 合 [を含] む。 に 規 定 す Ź 状 態 等 に あ る 患 者

別表第八に掲げる者

(5)在 宅 患者 訪 間 看 護 指 導 料  $\mathcal{O}$ 注 11 同 建 物 居 住 者 訪問 看 護 • 指 導 料  $\mathcal{O}$ 注 6 0 規 定によ り 潍

用する場合を含む。 に 規定する状態等に ある 患者 のうち 重 **宝**症度等  $\mathcal{O}$ 高 1 ŧ  $\mathcal{O}$ 

別表第八第一号に掲げる者

兀 の 二 在 宅患者 訪 間 看 護 • 指 導料  $\mathcal{O}$ 注7及び同 建物 居住者 訪問 看 護 • 指 導 料料  $\mathcal{O}$ 注 4 に

規定

する

複数名 訪 問 看 護 指 導 加 算 に 保る厚 生労 動大臣 が 定める者及び 厚生労 3働大臣 が 定 め る場 合

(1) 厚生労働大臣が定める者

人  $\mathcal{O}$ 保 健 師 助 産 師 看 護 師 又 は 准 看 護 師 以 下 「 看 護 師 等 とい う。 によ

る訪問

看

護

指 導 が 木 難 な 者 で あ 0 て、 次  $\mathcal{O}$ 1 ず れ か に 該 当するも

イ 別表第七に掲げる疾病等の患者

ロ 別表第八に掲げる者

ハ 医 師 が 診 療 12 基 づ き、 患者  $\mathcal{O}$ 急 性 増 惠 等に ょ り — 時 的 に 頻 回 0 訪 問 看 護 • 指 導を行う必

要を認めた患者

= 暴力行 為、 著 L 7 迷惑行為、 器物破損行為等が認 め られ る患者

ホ 患 者  $\mathcal{O}$ 身 体 的 理 由 に ょ り <u>ー</u> 人  $\mathcal{O}$ 看 護 師 等 12 ょ る 訪 問 看 護 指 導 が 困 難 غ 認 め 5 れ る者 (看

護 師 等 が 看 護 補 助 者 لح 同 時 12 訪 問 看 護 指 導 を 行 う 場 合 に 限 る。

そ  $\mathcal{O}$ 他 患 者  $\mathcal{O}$ 状 況 等 カ 5 判 断 L て、 イ か 5 ホ ま で  $\mathcal{O}$ 1 ず n か 12 準ずると認 めら れ る者 看

護 師 等 が 看 護 補 助 者と 同 時 12 訪 間 看 護 指 導 を行 Š 場 合 に 限 る。

(2) 厚生労働大臣が定める場合

1 別 表第 七 に掲 げ る疾病 等の 患者に対 して訪問 問 看 護 指導を行う場合

口 別 表第 八 に 掲 げる者 に . 対 L 7 訪 間 看 護 • 指 導を行 1う場 合

ハ 医 師 が 診療 に 基づき、 患者  $\mathcal{O}$ 急 性 増悪等 に ょ り <u>ー</u> 時 的 に 頻 口  $\mathcal{O}$ 訪 問 看 護 • 指導を行う必

要 を 認め た 患者 に 対 L 7 訪 問 看 護 • 指 導を行 う場

 $\mathcal{O}$ 三 在 宅 患 者 訪 間 看 護 • 指 導 料  $\mathcal{O}$ 注 1 同 建 物 居 住 者 訪 問 看 護 指 導 料  $\mathcal{O}$ 注 1 及 び 訪問 看 護

指示料の注2に規定する者

兀

気管 力 = ユ V を 使 用 L て 7 る 状 態 に あ る者 又 は 真 皮 を越 ええ る 海 将 瘡  $\mathcal{O}$ 状 態 に あ る

兀 の 三 <u>ー</u>の ニ 在 宅 患 者 訪 問 看 護 • 指 導 料  $\mathcal{O}$ 注 13 同 建 物 居 住 者 訪 問 看 護 • 指 導 料  $\mathcal{O}$ 注 6  $\mathcal{O}$ 規 定に

ょ n 準 用 する場 合を 含む。 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8) る 者

 $\Box$ 腔さ 内  $\mathcal{O}$ 客 変 吸 引 鼻 腔<sup>⟨</sup>ɔ́ 内  $\mathcal{O}$ 客族ル 吸 引 気管 力 = ユ V 内 部  $\mathcal{O}$ 喀痰吸引、 胃 7.瘻をきる。 くは腸 が 瘻 に

よる経管栄養又は経鼻経管栄養を必要とする者

兀 の 三 の 三 在 宅 患者 訪 間 看 護 指 導 料  $\mathcal{O}$ 注 14 同 建 物 居 住 者 訪 問 看 護 • 指 墳 料  $\mathcal{O}$ 注 6  $\mathcal{O}$ 規 定 に

ょ n 準 用 す る 場 合を含 む。 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大臣 が 定 8 る 地 域

- (1)離 島 振 興 法 (昭 和 <u>-</u> 十 八 年 法 律 <del>.</del> 第 七 十二号) 第二条第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ り 離 島 振 興 対 策 実 施 地
- 域として指定された離島の地域
- (2) $\mathcal{O}$ 地 奄 美 域 群 島 振 興 開 発 特 别 措 置 法 (昭 和二十九年 法律第百八十九号) 第一 条に規定する奄美 群島
- (3)れ た Щ Щ 村 村 振 興  $\mathcal{O}$ 法 地 域 (昭 和 四十年 法律第六十四 | 号) 第七条第一 項 の規定により 振興 Щ 村とし て指・ 定さ
- (4)笠 原 小 笠 諸 原 島 諸  $\mathcal{O}$ 島 地 振 域 興 開 発特 莂 措 置 法 (昭 和四十 匹 年 法 律 第七十九号) 第 四 条第 項に規定す る小
- (5)過 疎 地 域 自 <u>\forall \tag{\forall} \langle \langle \tag{\forall} \langle \langle \tag{\forall} \langle \langle \tag{\forall} \langle \tag{\forall} \langle \tag{\forall} \langle \tag{\forall} \langle \tag{\forall} \langle \tag{\foral</u> 促 進 特 別 措 置 法 平 成 十二年 法 律 <del>.</del> 第 十五 号) 第二条 第 項 に 規 定 す る 過 疎 地 域
- (6)沖 縄 振 興 特 別 措 置 法 伞 成 + 匹 年 法 律 第 + 匹 号) 第三 条第三号 に 規 定 す る 離 島
- 兀  $\mathcal{O}$ 三 0) 几 在 宅 患 者 訪 問 看 護 • 指 導 料  $\mathcal{O}$ 注 15 同 建 物 居 住 者 訪 間 看 護 • 指 導 料  $\mathcal{O}$ 注 6  $\mathcal{O}$ 規 定に

ょ n 準 用 す うる場 合を含 む。 に 規 定 す る 訪 間 看 護 指 導 体 制 充 実 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基

訪 間 看 護 • 指 導に つい て、 十分な 体 制 が 整 備 さ れ、 相 当  $\mathcal{O}$ 実 績 を 有 して ること。

兀  $\mathcal{O}$ 几 介 **護職員** (等喀痰吸引等指示料に規定 でする別 に厚生労働大 臣 上が定 め る者

- (1)護 定す 特 例 介護 **(**医 る 居 宅 保 師 訪 間 介 が 険 護 法 置 入 浴 サ か 平 介 れ 護 ピ 成 7 九 ス 1 費 年 な 同 条 法 1  $\mathcal{O}$ 支給 第 場 律 合 第 七 に 項 に 百二十三号) 限 係 に る。 規 る 定 同 す 法 又 る 第 第 は 通 八 条 兀 同 所 条 介 第 + 第 護 項 十 条 に 第 同 項 条 規 第 項 に 定 第 規 す 九 定 る 項 号 す 12 訪 及 る 規 間 特 定 び 介 定 す 護、 第三 施 る 設 号 短 同 入 期  $\mathcal{O}$ 条 居 第 規 入 者 定 所 項 生 生 に ょ 活 活 に る 介 介 規
- (3)(2)に 介 係 介 護 る 護 保険 地 保 域 険 法 密 法 第 着型 第四十二条 五 十三条 サ ] ピ 第 ス の三第 地地 項 に 域 規定 項第二号の規定 密 着 する指 型介護 老 定 介護 人福 による 予 祉 防サ 施 特 設 例 入 ピ 所 地 者 域 ス 事 生 密 業 活 着 型介護 者 介 だ護を除 (同 法 サ 第 < 八 ピ 条 ス 費 を行  $\bigcirc$ 0 第二 う者 支給

項に

規

定す

る

介護

予

防

訪

問

入浴

介

護

又

は

同

条

第

九

項

E

規定す

る介

護

予

防

特

定

施

設

入居者生

活

介

護

を行

う者

護

以

下

介

護

予

防

訪

間

入

浴

介

護

等

لح

1

う。

に

係

る指

定

を受け

て

1

る

者

に

限

る。

- (4)護 に 介護 係 **(**医 る 介護 保 師 が 険 法 置 予 防 第 か れ 訪 五 問 + 7 兀 1 入 条 な 浴 第 介 11 場 護 合 等 項 に 又 第二号及び 限 は る。 同 法 第 第三 を 八 行 条 号 う者 の 二  $\mathcal{O}$ 第 規 定 七 項 に に ょ 規 る 特 定 す 例 る介 介 護 護 子 予 防 防 サ 短 ] ピ 期 入 ス 費 所 生  $\mathcal{O}$ 支給 活 介
- (6)(5)支給 介 介 に 護 護 係 保 保 る 険 険 地 法 法 域 第 第 密 五 五 着 + + 型介護 兀 兀 条 条  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 予防 第 第 サ 項 項 ビ 第 に ス 規 を行 号 定す  $\mathcal{O}$ う者 る 規 指 定 に 定 ょ 地 る特 域 密 例 着 型介 地 域 密 護 | 着型介 予 防 サ 護 予 ピ 防 ス 事 サ 業 者 E ス

費

 $\mathcal{O}$ 

- (7)規 定 介護 す 保険 る第 法 第 号通 百 十 五 所 事 業 条 を 0 行 兀 十五 う 者 第 項 第 号イ に規定する第 号訪 問 事 業 若 L Š は 同 号 口 に
- (8)障 害 者  $\mathcal{O}$ 日 常 生 活 及び 社会生 活 を総 合的 に支援するため の法律に 基づく指定 障害 福 祉サー
- 条 第 ス 0 事 業等 項に 規  $\mathcal{O}$ 人員、 定する指定居宅介護の事 設備 及 び運営に関 業、 する基 同条第二項に規定する重 準 平 成 十八 年 厚生 一労働 一度 省 訪 1令第 問 介護 百 七十一 に 係 る指定 号) 第四 障 .害 E
- 福 祉 サ ピ ス の事 業、 同条第三項に規定する同行援護に係 る指定障 害福 祉サー ピ ス 0 事 業 又 は
- 同 条第 匹 1項に 1規定 する行 動援護に係る指定障 害福 祉 サー ピ スの事 業を行う者、 同 令 第四 十三条
- の二に 規定する共生型居宅介護 の事業を行う者、 同令第四十三条の三に規定する共 生 型重 度 訪
- 間 介護 の事業を行 う者、 同令第四 十四条第 項に規定する基準該当 I居宅· 介護 事 業者、 同 令 第 加
- 十八 条 第二 項 0) 重 度 分訪問 介 護、 同 行援 護及び 行 動 援 護に係る る 基準 該 当 障 害 福 祉 サ ピ ス  $\mathcal{O}$ 事 業
- する共 を行 ごう者、 (生型· 生 同 令第 活 介 七 護 十八  $\mathcal{O}$ 事 条 業 を行 第 う 項 者、 に規 定 同 す 令第 る 1 九 定生 <del>十</del> 匹 活 条 介護 第 項 事 に 業 規 者、 定 す 同 Ź 令 第 基 準 九 該 十三 当 条 生 活 0) 一に 介 護 事 規 業 定
- 者、 同 令第 百 十八 条 第 項 に規定する 指 定 短 期 入 所 事 業 者 **(**医 療 機 関 が 行 う場 合 及 び 医 師 を 置
- くこととされ てい る場合を除 く。 同 令第百二十五 条 の 二 に 規 定す る共 生型 短 期 入 所  $\mathcal{O}$ 事 業
- を行う者、 同 令第 百二十 五 条の五 に規定する基 準該 当 短 期 入 /所事 業者 **(**医 療 機 関 が 行 う 場 及
- び 医師 を置くこととされ てい る場合を除く。 同令第百 二十七条第 項に規定す る指 定 重 度

業者 六十三 型 る指 者、 障 八 訓 В に 指 型 害 条 規 練 事 定 定 者 定 に 同 一条に ·規定` 業者 · 等包: 共 する指 自 令 同  $\mathcal{O}$ 令 <u>\frac{1}{2}</u> 第 同 事 す 第 括 事 生 業 訓 規 百 んる指 定す 定就 百七 六 業 活 を行う者、 支援 同 練 令 + 援 生 労継続 十五 Ź 助 定 第二百三条第 事 基 条 事 共 活 業 条 業 同 準 者 訓  $\mathcal{O}$ 支援 者 生 第 同 練 該 活 当自 及 令第 に 同 項 び 事 援 規 令 A 業 同 型 に 百七十二 <u>\f}</u> 定 第 助 者、 令第二 事 項に 事 規定す 訓 す 百 業者 業 練 る 五. 者 規定する 十六 同 共 一百十三 る指 一条第 機 生型 令 第 同 同 能 条 令 る基準該 令第二百 定 百 自 第 訓 第二 七十 条 項 就労移 練 <u>寸</u> 0 に 項 訓 + 百 規 事 に 練 兀 十三 当就労 行支援 定す 業 条 規 一条第 に か 二 者 機 定 条 る基 規 能 す 事 継 定する の二に に る 同 訓 · 業 続 項 準 規 令 指 練 支 K 者 該 定 定 第 N 当 自 援 · 規 外 規 す 百 自  $\mathcal{O}$ 部 定 定 六 В 同 る 事 立 す 型 する指 令 立. 共 + サ 業 訓 事 Ź 六 第 訓 生 を 練 型 日 業 条 行 ピ 百 練 定就 中 者 自 第 機 ス 八 う 生 者 利 + 立 サ 能 ] 労 六 用 同 活 訓 項 訓 型指 令 継 条 E ピ 練 練 訓 同 第二 ス 続 第 規 練 令 支援 支援 事 定 生 定 第 百 共 項 事 活 す 業 百

(9)児 童 福 祉 法 に 基 づ く指 定 障 害 児 通 所 支 援 0 事 業 等 0) 人 員、 設 備 及 び 運 営営 に 関 す る 基 潍

同

生

活

援

助

者

<del>一</del>

几

年

厚

生

労

働

省

令第

+

五.

号)

第

兀

条

に

規

定

す

る指

定

児

童

発達

支

援

 $\mathcal{O}$ 

事

業

を

行

う

者

**当** 

該

事

平成

達 業を行 支援 セ う事 業 タ 所 又 が は 児 主とし 童 福 祉 7 法 重 (昭 症 和 心 身 二十二年 障 害児 法 (同 律 法 第 第 百 六 十 七 条 第 匹 二項 号) に 第 規 兀 十三 定 す 条 る に 重 規 症 定 心 す 身 障 る児 害 児 童 を 発

1

う。

以下同

ľ

を通

わ

せる

ものである場合を除

<

同

令第

五.

+

匹

条

の二に規定す

る共

該 規定す 業 者、 生型 所 放 児 が 同 主と 令第 課後 る共 童 発達 等ディ 生 L 六 型 支援 + 7 放 重 五. 課 条 症  $\mathcal{O}$ 後等 事 に規 心 業を行う者、 ピ 身 デ 障 定 イサ する 事 害児 · 業 を 者 指 通 定 ピ ス わ 放 同 せ 課 令  $\mathcal{O}$ 事 る 後等 第 業を行う者及び Ł 五. デ +  $\mathcal{O}$ 匹 で 1 あ 条 サ る ] 0 場 六に ピ 合 ス 規 同 を除く。  $\mathcal{O}$ 定する 事 令第七十一 業 を 基 行 う 準 条 者 該 同 当児 の三に 令 (当該 第七 童 規 + 事 発 定す 達 業 支援 を 条 Ź 行  $\mathcal{O}$ <u>ー</u>に 事 う 事 潍 業

当

サ

]

ス

(10)規定 する 項に 者、 号。 条第二十 障 す 地 害 規定する福祉 同 以 る福 者 域 条第二十七 下 生 七  $\mathcal{O}$ 障 項 活 日 祉 . 支援: に 常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 ホ 害者総合支援法」という。 規 定 事 項に規定する ホ A を経 す 業を行う者 ] る ムを経営す 営 地 す 域 Ś 活 地 事 動 ( 同 支援 域活 業 る事業を行う者並 法第五 を行う者を セ 動支援センターを経営する事業を行う者、 ン 条 タ 第五条第二十六項に規定する移動支 ] 第二十 除 を経営す び 匹 項に に同法第七十七条及び第七 る 規 事 業 定する移 を行う者 (平成十七年法律第百二十三 動 し 及 び 支援 同 事 条 業を行 援事 第 十八条に 同 <u>二</u> 十 条 ごう者、 第二十八 業を行う 八 項に 規 定 同

五. (11)在 祉 宅 学 士 患 法 校 数育 者 (昭 訪 間 法 和 栄 六十二 (昭 養 食 和 年 事 二十二年 指 法 導 律 料 第三十 法 に規定する 律 · 号 ) 第二十六号) 附 別 則第二十 に厚 生労働 第 · 条 に 条に 大臣 · 規 定 規 定す が す 定め る る学校 登 る 録 患者 特 定 **社** 行 <del>会</del> 為 事 福 業 祉 者 士 に 及 限 び 介 る。 護 福

疾 病 治 療 の直 接手段として、 医師  $\mathcal{O}$ 発行する食事箋に基づき提供され た適切な栄養量及び内 容

を有する別表 第三に掲 げる特別食を必要とする患者、 が ん患者、 摂食機能若 しくは嚥下機能 が低

下した患者又は低栄養状態にある患者

五の二 在宅療養後方支援病院の施設基準等

(1) 在宅療養後方支援病院の施設基準

1 許 可病 床数が二百床 (基本: 診 療料 の施設基準等の別表第六の二に掲げる地域に所在する保

険 医 療機関にあっては百六十床) 以 上 の保険医療機関である病院であること。

口 在 宅療養後方支援を行うにつき十分な体 制 が整備され ていること。

(2)在宅 患者共同 同 診療料に規定する別に厚生労働 大臣が定める疾 病 等

基本診療料の施設基準等の別表第十三に掲げる疾病等

五の三 在宅患者訪問褥瘡管理指導料の施設基準

(1) 医 師 看 護 師 及び 管理栄養 養士からなる在 宅 」褥瘡: 対策チー ムを 構 成 L ていること。

(2)在宅 が 標が 策 チ ĺ A に、 在宅 | 褥瘡 管理者 を配置 すること。

(3)在 宅 に お け る 重 症 化 予防 等  $\mathcal{O}$ ため 0 が褥瘡管理 理対: 策を行うにつきふさわ L 7 体 制 が 整備, され

ていること。

五.  $\mathcal{O}$ 兀 在 宅療養指導管 理料に規定する別に厚生労働大臣 の定める患者

十 五 立歳未満 の者であって人工呼吸器を使用 してい 、る状態 0 もの又は十五歳以上の者であって人

工 呼 吸器 を使用 して 1 る状 態 が + 五 歳未 満 か 5 継 続 L て 1 るも  $\mathcal{O}$ 体 重 一が二十 丰 口 グラ A 未 満 で

ある場合に限る。)

六 在宅 自 己注 射 指導: 管 理料、 間 歇けっ 注入シリンジポ ンプ 加 算、 持続 <u>ш</u> 糖測 定器加算 及び 注 入器用注

射針加算に規定する注射薬

別表第九に掲げる注射薬

六の二 在宅自己 ]注射: 指 導管理 料の注5に規定する施設基 淮

オンライン診 療料 に係る届出を行 つて 7 る保険 医療 機 関であること。

定める者

六の二の三

在

宅

1妊娠:

糖

尿病

患者指導

導管理料1及び

血糖:

自己

測定器

加

算に規定する厚生労働大臣

が

妊 **候中**  $\mathcal{O}$ 糖 尿 %病患者 又 は 妊 娠 糖 尿 病  $\mathcal{O}$ 患者 で あ って周 産期に おける合併 症 0) 危険性 が 高 者

血糖の自己測定を必要としたものに限る。)

六 の 三 在 宅 血 液 透析 指 導管 理 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 進

在宅 血 液透 析 に係 る 医 療 を 提 供 す るに つ き必要な体 制 が 整 備 され ていること。

六の三の二 在 宅 酸 素 療 法 指 導 管理 料  $\mathcal{O}$ 遠 隔 モニ タ リン グ 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 進

- (1)情 報 通 信 機器を用 1 た 診 療を行うにつき十分な体 制 が 整 備 され 7 **,** \ ること。
- (2)呼吸器疾患の診療につき十分な経験を有する常勤  $\mathcal{O}$ 医師 及び看護師 が 配置されていること。

六 0) 兀 在 宅 小 児 経 管 栄 養 法 指 導 管 理 料 に 規 定する 厚 生労 働 大 臣 が 定 め る者

次  $\mathcal{O}$ 1 ず れ か 12 該 当 す る 者

- (1)経 摂 取 が 著 L < 困 難 な + 五 歳 未満  $\mathcal{O}$ 者
- (2)+ 五. 歳 以 上  $\mathcal{O}$ 者 で あ 0 て 経  $\Box$ 摂 取 が 著 L Š 木 難 で あ る状 態 が 十五 歳 未 満 か 5 継 続 L 7 1 るも

 $\mathcal{O}$ 体 重が二十キ 口 グラ 7 未満 で あ る場合に限 る。

六 の 兀 経 の 二 摂 取 が 在宅 著 半固 形 開難な 栄養経管栄養法指導管理 8 . 凄る を造 設 して 7 料 る者であ に規定する厚生労働 0 医 師 大臣 が が 経 定める者 摂 取  $\mathcal{O}$ 口 復 に 向

7 在宅 半 固 形 栄 養経: 管栄養法を行う必要を認め、 胃瘻ラ 造 設 術 後 年 以 内 に 当 該栄 養法 を 開 始 する

ŧ  $O_{\circ}$ 

П

L

Š

木

た

胃

て、

П

け

六 0) 兀 の 三 在 宅 持 続 陽 圧 呼 吸 療 法 指 導 管 理 料  $\mathcal{O}$ 遠 隔 干 二 タ リン グ 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

電 話 以 外 に ょ る指 導 を行 う 場 合 は 情 報 通 信 機 器 を 用 1 た 診 療 を 行 う に つ き十 分 な 体 制 が 整 備

さ れ 7 1 ること。

六  $\mathcal{O}$ 五. 在 宅 悪 性 腫 瘍 患 者 共 同 指 導 管 理 料 に 規 定 す る厚生 一労 働 大臣 が 定め る 保険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 保 険医

緩 和 ケ ア に 関 す る 研 修 を受 け た 医 師

六 の六 在 宅 難 治 性 皮 膚 疾 患 処 置 指 導 管理 料 に規定する疾患

別表第 九 の 一 の二に掲げる疾 患

六 の 七 在宅植 込 型補 助 人 I 心 臟 (非 拍 動 流 型) 指 導管 理 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

在宅 植 込 型 補 助 人 工 心 臓 非 拍 動 流 型) 指導 管 理 を行うに つき十分な体 制 が整 備 され ってい

کے

六の七の二 在宅 腫 湯 治 ·療電! 場 療法 指 導管理 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

在宅 腫 傷治 療 電場 療法を行うにつき十分な体 制 が 整備されていること。

六 の 七の三 在宅 l経 肛っ 門的自己洗腸指 導管理 料  $\mathcal{O}$ 施 設基

経 肛<sup>5</sup> 準

六 の 七 0 兀 注入器加算に規定する注 射薬

門

的自己

洗腸

の指導を行うにつき十分な体制

が整備されていること。

別表第 九 0 の三に 掲げる 注 射 薬

六 0) 八 持 続 血. 糖 測 定器 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

(1) 間 歇けっ 注 入シ リンジ ポンプ と連 動 す んる持 続 血. 糖 測 定器 を 用 1 る場 合

1 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 当該 測 定器  $\mathcal{O}$ 使用 に <u>つ</u> き必必 要 な 医 師 が 配 置されていること。

口 当 該 測 定 器  $\mathcal{O}$ 使 用 に つ き十二 · 分 な体 制 が 整 備 され 7 7 ること。

(2)間 歇けっ 注入シリンジ ポ ンプ と連 動 L な 1 持 続 血 糖 測 定 と器を用 **(** ) る場 合

1 当 該 保 険 医 療 機 関内に当該 測定器  $\mathcal{O}$ 使用 に つき必 要な 医 師 が 配 置されていること。

口 当該 測定器の使用につき十分な体 制 が整備されていること。

六 0) 九 経 腸 投 薬 用 ポ ・ンプ加 算 É 規 定す る内 服 薬

別 表 第 九  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 兀 に 掲げ る 内 服 薬

六  $\mathcal{O}$ + 注 入ポ ン · プ 加 算 に 規 定 す Ź 注 射 薬

別表 第 九 0)  $\mathcal{O}$ 五. に 1掲げ る 注 射 薬

六の十 横 隔 神 経電 気 刺 激 装 置 加 算  $\mathcal{O}$ 施 **心設基準** 

七 地 横 隔 域 神 医 経電 療連 携 気 体 激 制 装 加 算  $\mathcal{O}$ 使用に 施 設基 準 つき十分な体 制 が整備されていること。

刺

置

 $\mathcal{O}$ 

(1) 診 療 所で あること。

(2)夜間 休 日 等におけ る緊急・ 時  $\mathcal{O}$ 体 制 を継 続 的 12 確 保 するため、 診 療 報 膕 の算 定方: 法 別 表 第二

科 診 療 報 膕 点数 表 以 下 「歯 科 点数 表」 とい う。 区分番 号 A 0 0 0 12 掲 げ る初 診 料  $\mathcal{O}$ 注 2

歯

 $\mathcal{O}$ 

届 出 を行 0 てい る 病院 で あ る 保 険 医 療 機関 及びその 他  $\mathcal{O}$ 歯 科 0) 保 険 医 療 機 関 との 連 携 に よる

地 域 医 |療支援: 体 制 を備 え て ١ ر ること。

七 の 二 在宅 歯 科 医 療 推 進 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

(1) 歯 科 医 療 を 担 当す る診 療 所 で あ る保 険 医 療 機 関 であ ること。

(2)当 該 診 療 所 で行 わ れ る 歯 科 訪 問 診 療  $\mathcal{O}$ 延 べ 患 者数 が 月平均五 人以上であって、 そのうち六割

以上の患者が 歯科訪 問 診 療 1を算定していること。

八 歯科 疾 患 在 宅 療 養 管 理 料 0 注 4 に 規定する在 宅 総 合 医 療管 理 加算 及 Ű 在 宅患者 歯 科 治 療 時 医 療

管理料の施設基準

(1) 療後 当 に 該 、おけ 療養 る当該 を行うにつき、 患者の全身状 十分な経験を有する常勤 態を管 理 する 体 制 が 整  $\mathcal{O}$ 備さ 歯 科 れ 医 てい 師 に ること。 ょ り、 治 療 前、 治 療 中 及 び治

(2)歯 科 医師 が 複数 名 配置されてい ること又は 歯 科 医 師 が \_\_ 名以 上 カン · つ 歯 科衛生士若しくは 看

護

師 が 名以上 配置されていること。

(3)当 該 患者 の全身状態の管理を行うにつき十分な装置・ 器具を有していること。

設 0 保 険 医 療 機関 に あっては、 当該保 除医療 機 関  $\mathcal{O}$ 医 | |科診: 療科との 連携体 制) が 確保されてい

ること。

(4)

緊急

時に

円

滑な対応ができるよう、

別

 $\mathcal{O}$ 

保険医

療

然機関と

 $\mathcal{O}$ 

連携体

制

(病院である

医

科歯

科併

第五 検査

検体検査実施料に規定する検体検査

別表第九の二に掲げる検査

一削除

三 造血器腫瘍遺伝子検査の施設基準

検体検査管理加算Ⅲの施設基準を満たしていること。

三の一の二 遺伝学的検査の施設基準等

(1) 遺伝学的検査の施設基準

当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。

(2) 遺伝学的検査の注に規定する疾患

難 病  $\mathcal{O}$ 患者に対す うる医・ 「療等に 関する法律第五 条第 項に規定する指定難病 のうち、 当該疾患

に 対する遺伝学的 検査 の実施に当たって十分な体制 が 必要なも

三の一の三 骨髄微小残存病変量測定の施設基準

(1) 当該 保険 医 療機関内に当該検査を行うにつき必要な医師が配置されていること。

② 当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。

三の一の三の二 BRCA1/2遺伝子検査の施設基準

当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。

三の 一の三の三 が  $\lambda$ ゲ 1 ムプ 口 フ ア イリン グ 検 査  $\mathcal{O}$ 施 設 基準

当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。

三 の 一 の 三 0 兀 角 膜 ジ ス 1 口 フ 1 遺伝 子 検査  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

(1)該 保険 医 療機 関 内 に当該 検 査 を行うにつき必要な医師が 配置されていること。

② 当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。

 $\frac{\Xi}{\mathcal{O}}$ の 三 0) 五. 先天 性 代謝 異常 症 検 査  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

- (1)該 保 険 医 療 機 関 内 に 当 該 検 査 を行 うに つき必要な 医 師 が 配 置 っ され て 7
- (2)当 該 検 査 を 行うに つき十分な 体 制 が 整 備 さ れ てい ること。

 $\frac{\Xi}{\mathcal{O}}$ 0) 几 デングウ 1 ル ス 抗 原定 性 及び、 デングウ 1 ル ス 抗 原 • 抗 体 同 時 測 定 定 性  $\mathcal{O}$ 施設

基

潍

基本 診 療料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍 · 等  $\mathcal{O}$ 第 九 の <u>-</u> の (1)  $\mathcal{O}$ 1  $\mathcal{O}$ 救 命 救 急 入院 料 1 口  $\mathcal{O}$ 救 命 救 急 入 院 料 2 ハ

 $\mathcal{O}$ 救 命 救 急入院 料3若しくは ニの 救命救急入院 料 4 三の (1)0) 1 0 特定集中 治 療室管理 理 料 1 口

 $\mathcal{O}$ 特 定 集 中 治 療 室 管 理 ·料 2、 ハ 0 特 定集中治療室管理料3若 しくはニの 特定: 集 中 治療 室 管 理 料

2 又 は 五. の <u>-</u>  $\mathcal{O}$ 小 児 特 定集中 ·治療· 室 管 理 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基準 -を満、 た L ていること。

4

兀

 $\mathcal{O}$ 

(1)

 $\mathcal{O}$ 

ハ

イケアユニット

入

院医療管理料

1若しくは20のハイケアユニ

ツ

1

入

院

医

療管

理料

 $\mathcal{O}$ 0) 五. 抗 Н L A 抗 体 ヘス クリー ニン グ 検 査 及び 抗 Н L A 抗 体 (抗体 . 特 異 性 同 定 検 (査) の施

設基準

当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。

三の二 Н Р V 核 酸 検 出 及び Н Р V 核 酸 検 出 ( 簡 易ジ エ ノタイプ 判定)  $\mathcal{O}$ 施 設 基

- (1) 当 該 保 険 医 療 機 関 内に当 該 検 査 を行 うにつき必要な 医 師 が 配置されてい ること。
- ② 当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
- 三の二の二 ウイルス・細菌核酸多項目同時検出の施設基準

(1)ウ 1 ル ス 細 菌 核 酸 多 項 目 同 時 検 出  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

1 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 当該 検 査を 行うに つき必要な医 師 が 配 置 され ていること。

口 当 該 検 査  $\mathcal{O}$ 対 象 患者  $\mathcal{O}$ 治療 を行うに つき十分な体 制 が 整 一備さ れ ていること。

(2)ウイ ル ス 細 菌 核 酸 多 項 目 同 時 検 出  $\mathcal{O}$ 対 象 患 者

次  $\mathcal{O}$ 7 ず れ にも該当する患者

1 重 症  $\mathcal{O}$ 呼吸器感染症と診断された、 又は疑わ

れる患者

口 集 中治療を要する患者

三の二の三 細 菌 核 酸 • 薬剤 耐 性遺伝 子同時 検出 O施設基準 潍

基本診 療料  $\mathcal{O}$ 施設 基 準等  $\mathcal{O}$ 第八の二十九 の 二 の (1) の感染 防 止 対 策 加算 1又は (2) $\mathcal{O}$ 感 染防 止 対策

加 算 2  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準を 満 たし ていること。

<u>ー</u>の <u>ー</u>の

几

ク

口

ス

 $\vdash$ 

リジ

オイデス・ディフ

イ

シ

ル

0)

1

キ

シン

В

遺伝子

検出

 $\mathcal{O}$ 

施 設

基

淮

(1) 検 体 検 査 管 理 加 算  $(\Pi)$  $\mathcal{O}$ 施 設基 準 ーを満た して ζ, ること。

(2)基本 診 療 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基準 等  $\mathcal{O}$ 第 八 の二十九の二 <u>の</u> (1) の感染防止 対策加算 71の施 設基 準を満たし

ていること。

兀 検体: 検 査管理. 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

(1)検体 -検査管 理加算 (I) の施 **設基準** 

イ 院内検査を行っている病院又は診療所であること。

口 当 該 検 体 検査管理を行うにつき十分な体 制 が整備され ていること。

(2) 検体検査管理加算Ⅱの施設基準

イ 院内検査を行っている病院又は診療所であること。

口

当該

保

険

医療

機関内に臨床

検査を担当する常勤の医師が配置されていること。

ハ 当該検体 :検査: 管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。

(3) 検体検査管理加算Ⅲの施設基準

1 院内検査を行っている病院又は診療所であること。

口

当該保険

医療機関内

に臨床検査を専ら担当する常勤の医師が配置されていること。

当該 保 険 医 療 機 関内 に常勤 0 臨床 検査技師が四名以 上配 置されていること。

= 当該 検 体 検査管理を行うにつき十分な体 制が整備されていること。

(4) 検体検査管理加算(V)の施設基準

イ 院内検査を行っている病院又は診療所であること。

口 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 臨床 検 査を専ら担当する常勤 の医 師が 配 置されていること。

当該 保 険 医 療 機関内 に常勤  $\mathcal{O}$ 臨床 検査技 師が十名以 上 配 置されていること。

当該 |検体検査管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。

## 四の二 国際標準検査管理加算の施設基準

玉 際 標 準 化 機 構 が 定  $\Diamond$ た 臨 床 検 査 に関 する国 ]際規格 12 基づく技術 能力の 認定を受けてい ・る保険

医療機関であること。

五 遺伝カウンセリング加算の施設基準

(1) 当 該 保険医 療機 関 内に 遺伝カウンセリングを要する治療に係る十分な経験を有する常勤 の医

師が配置されていること。

(2)当 該 カウン セリングを受けた全ての患者又はその家族に対して、それぞれの患者が受けたカ

ウン セリングの内容が文書により交付され、 説明がなされていること。

五の二 遺伝性腫瘍カウンセリング加算の施設基準

当 該 カウン セリング を行うにつき十分な体制 が 整備 され てい ること。

六 心 臓 力 プー テル法に よる諸 検 査 0) 血 管 内 . 視 鏡 検 査 加 算及び 長 期継 続 頭 蓋 内 脳 波 検 査 0) 施設基

淮

(1)当 該 検査 を行うに つき十分な専 用 施 設 を有 L てい 、る病院 であること。

(2)当 該 保険 医 療 機 関 内 に 当 該 検 査 を行 うにつき必要な医師 及 び 看 護師 が 配 置され ていること。

(3)緊 急 事 態 に · 対応<sup>、</sup> す るた  $\Diamond$  $\mathcal{O}$ 体 制 その 他 当該 療養につき必要な体制が整 備されていること。

六の二 植込型心電図検査の施設基準

当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。

## 六の三 時間内歩行試験の施設基準

- (1) 当該 保険 医 療機 関 内に当該 検 査 を行うにつき必要な 医師 が 配置されていること。
- ② 当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。

六の三の二 シャトルウォーキングテストの施設基準

- (1) 当該保険 医 |療機関 内に当該 K 検 査 を行うにつき必要な医師が配置されていること。
- ② 当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。

六の四 胎児心エコー法の施設基準

- (1) 当該 保険 医 療機関内に当該検査を行うにつき必要な医師が配置されていること。
- (2)当該 検査を行うにつき十分な体 制が整備されていること。

六の五 ヘッドアップティルト試験の施設基準

- (1) 当該 保険 医 |療機関 内 に当該 検 査 を行うにつき必 要な 医師 が 配置されていること。
- (2)当 該 検査 を行うに つき十分な 体 制 が 整備されていること。

六の六 皮下連続式グルコース測定の施設基準

- (1) 当 該 保険 医 療 機 関 内に当 該 検 査 一を行 うにつき必要な 医師 が 配置されていること。
- ② 当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。

六の七 人工膵臓検査の施設基準

- (1) 当該 (保険) 医 療 機 関 内 |に当該 検査を行うにつき必要な医師 及 び 看 護 師 が 配置され ていること。
- (2)緊急 事 態 に · 対応<sup>、</sup> す るた め  $\mathcal{O}$ 体 制 その 他 1当該 療 養に つき必要な体 制 が 整 備され ていること。

六の八 長 期 脳 波 ビデ 才 同 時 記 録 検 査 1  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

(1)

当

該

保険

医

療

機

関

内に当

「該検・

査

を行うにつき必要な医師

が

配置されていること。

- ② 当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
- (3) てん かんに係る診療を行うにつき十分な体 制が整備されていること。

七 光トポグラフィーの施設基準

- (1) 抑うつ症状  $\mathcal{O}$ 鑑 別 診断 の補助 に使用する場合の診療料を算定するための施設 基 準

に当該検査を行うにつき必要な医師が配置されていること。

1

当該

保

険

医

療

機

関内

- ロ 当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
- (2)適合して *\*\ ない場合には所定点数の百分の八十に相当する点数により算定することとなる施

設基準

- 1 当 該 検 査 を行うにつき十分な機器 及 び施 設を有 していること。
- 口 1 に掲 げ る検 査 機器 での 検 査 を目的とし た別  $\mathcal{O}$ 保 険 医 療 機関 カ らの 依頼により検査を行 0

た症 例 数 が、 当該 検査 機器の使用症 例数の一 定割合以上であること。

八 脳磁図の施設基準

(1) 自 発 活動を測定するも 0 0) 施 設 基準

1 当 該 検 査 を行うにつき十分な機器及び施設を有 していること。

口 当 該 検 査 を行うにつき十分な体制 が整備されて *\* \ ること。

ハ てんか  $\lambda$ に係る診療を行うにつき十分な体 制が整備 備されていること。

(2)その 他 0) ŧ 0) 0 施設基準 潍

当該 .検査を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。

1

口 当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。

八の二 終夜睡 眠ポリグラフィーの安全精度管理下で行うものの施設基準

療機関内に当該検査を行うにつき必要な医師が

配置されていること。

(2)当該 |検査 を行うにつき十分な体制が整備されていること。

(1)

当該

保険

医

八の三 脳 波検・ 査 判断 料 1 の 施 設基 潍

てん か んに 係 る診・ 療を行うにつき十分な体制 が整備されていること。

八の四 脳 波 検 査 判断 料 の注 3に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準

(1) 送信 側

脳 波 検査 の実施及び送受信を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。

(2)受信 側

てん か んに係る診療を行うにつき十分な体 制が 整備されていること。

九 中 枢 神 経磁 気 刺激 に よる誘発筋 電 义 0) 施 設 基 潍

- (1) 当 該 検査 を行うにつき十分な機器及 び 施設を有していること。
- (2) (1) に · 掲げ る検査機器で 0) 検査を目的とし た 別 の保 険 医 療 機 関か らの依頼により検査を行った

九の二 単線維筋電図の施設基準

症例数が、

当該

検

査

機器

 $\mathcal{O}$ 

使用

症

例数

の 一

定割合以上であること。

- (1) 当該保険医療機関内に当該検査を行うにつき必要な医師が配置されていること。
- ② 当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。

十 神経学的検査の施設基準

- (1) 当該 保 険 医 療機 関 内 |に当該: 検査を行うにつき必要な医師が 配置されていること。
- (2)当該 検査を行うにつき十分な体 制 が整備されていること。

十の二 補聴器適合検査の施設基準

- (1) 当該 保険 医 療機 関 内 に当該 検 査 を行うにつき必要な 医 師 が 配置されていること。
- (2)当該 検査· を行うにつき十分な装置・器具を有してい ること。

十の三 黄 斑 局 所 網網 膜電 図及び全視野精密 網網 膜 電 図  $\mathcal{O}$ 施 設 基

(1) 当該検査を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。

② 当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。

- | コンタクトレンズ検査料の施設基準

(1) 通 則

1 当該検査を含む診療に係る費用について、 当該保険医療機関の見やすい場所に掲示してい

ること。

口 当該検査を受けている全ての患者に対して、 当該検査を含む診療に係る費用について説明

がなされていること。

② コンタクトレンズ検査料1の施設基準

イ次のいずれかに該当すること。

1 当該! 保 険医療機関を受診した患者のうち、 コンタクトレ ンズに係る検査を実施 した患者

の割合が三割未満であること。

2 当該保 険 医 療機関を受診 した患者のうち、 コンタクトレ ンズに係る検査 を実施 した患者

 $\mathcal{O}$ 割合 が 匹 割 未満で あ り、 か つ、 当該保険医療機関内に眼科診療を専ら担当する常勤 の医

師が配置されていること。

ロ次のいずれかに該当すること。

① 入院施設を有すること。

2 当該 保 険 医療機関を受診 した患者のうち、 コンタクトレ ンズ 検査 料を算定 l た患者 数が

年 間 万人未 満 であること。

3 コ ン タ クト V ンズに係る検査を実施 した患者のうち、 自施設にお いてコンタクトレ ・ンズ

を交付した割合が 九 割 五分未満であること。

1 (2)のイに該当すること。

(3)

コンタクトレ

ンズ

検査

料

2 D

施設基準

口

(2)

0)

口に該当しないこと。

(4)コンタクトレンズ検査料3の 施 設基準

(2) $\mathcal{O}$ イに該当しないこと。

1

口 (2)0) 口に該当すること。

+ の <u>-</u> 口 ] ビジ ョン検査判断 料  $\mathcal{O}$ 施設 基

当該保険医 療 機 関 内 に 当 : 該 療養を行うにつき必 要な常勤 0 医 師 が 配 置されていること。

十 二 小児 食物 ア レ ル ギ ] 負荷 検査  $\mathcal{O}$ 施設 基 準

(1) 当該 保険 医 療 機 関 内に当 該 検 査 を行うにつき必要な医師 が 配置されていること。

(2) 当該 検査・ を行うに つき十分な体 制が整備されていること。

内服 ・点滴 誘発試: 験の施設基準

- (1) 当該 保険 医 療機関内に当該 検 査を行うにつき必要な 医師が 配置されていること。
- (2)当該 検査・ を行うにつき十分な体制 が整: 正備される ていること。

十四四 センチネ ル リンパ 節生検 分片 (側)  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

- (1) 当 該 保険 医 療機 関 内に当該検 査 を行うにつき必要な医師 が 配置されていること。
- (2) 当該 検査・ を行うにつき十分な体 制が整備されていること。

十 五 C T 透視下気管支鏡検査 加算 0 施設基準 準

当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。

(1)

(2) 当該検査を行うにつき十分な機器を有していること。

十五 の <u>-</u> 経気管支凍結生検法の 施 設 基準

- (1) 当 該 保険 医 療機 関 内 に当該 検 査を行うにつき必要な医師が配置されていること。
- (2)当該 検 査 を行うにつき十分な体 制が整備されていること。

十六 有床 義 歯 1里 嚼く 機能検査の施設基 淮

- (1) 当該 液 検 査、 を行うにつき十分な体 制が整 備されていること。
- (2) 当該 検査を行うにつき十分な機器を有していること。

咀<sup>そしやく</sup> 能 力検 查 一の施 設 基準

(1) 当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。

② 当該検査を行うにつき十分な機器を有していること。

十八一咬合圧検査の施設基準

- 当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
- ② 当該検査を行うにつき十分な機器を有していること。

十九 精密触覚機能検査の施設基準

- (1) 当該 検査 に係る研修を受けた歯科医師が一名以上配置されていること。
- ② 当該検査を行うにつき十分な機器を有していること。

一十 睡眠時歯科筋電図検査の施設基準

- (1) 当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
- ② 当該検査を行うにつき十分な機器を有していること。

第六 画像診断

画像診断管理加算の施設基準

(1) 画像診断管理加算1の施設基準

イ 放射線科を標榜している保険医療機関であること。

口 当該 保 険 医 療 機関内 に 画 像診 断を専ら担当する常勤 の医 師が配置されていること。

画 像診断管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。

- (2) 画像診断管理加算2の施設基準
- イ 放射線科を標榜している病院であること。
- 口 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 画 像 診 断を 専 ら担当する常勤  $\mathcal{O}$ 医 師 が 配 置されていること。
- に ついて、 口 に規定する 医師  $\mathcal{O}$ 指 示 0 下に画 [像情] 報 等 の管理を行って 7 ること。

ノヽ

当 該

保

険

医療

機

関

に

お

いて実施される全て

0

核

医

学診

断

及び

コ

ンピ

ユ

タ

断層

撮影診断

- = Ł 八 当該保険 、割以 上 医療 0) ŧ 機関  $\mathcal{O}$ 0 読 に 影結果が、 お ける核 医学診 口 に 断及 規定する医師により遅くとも撮影日 び コンピ ユ ] タ ] 断 層撮影診断 0 のうち、 翌診療日までに 少なくと
- (3) 画像診断管理加算3の施設基準

主治

医に報告され

ていること。

- イ 放射線科を標榜している特定機能病院であること。
- 口 当 該 保 険 医 療 機関 内 に 画 像 診 断を専ら担当する常勤  $\mathcal{O}$ 医 師 が 配 置され ていること。
- ハ に つい 当 該 て、 保 険 医 口 療 に 規定する 機 関 に る お 医 いく 師 て実  $\mathcal{O}$ 指 施 され 示  $\mathcal{O}$ 下 る全ての核医学診 に 画 像情 報 等 0) 管 断 理を 及び 行 コ って ン ピ 1 ユ ること。 タ ] 断 層 撮影 診 断
- 二 Ł 八 当 割 該 保 以 上 険 医  $\mathcal{O}$ 療 t 機  $\mathcal{O}$ 関  $\mathcal{O}$ 読 に 影 お け 結果が、 る核 医学 口 に 診 断 規定する医師により遅くとも撮影 及 び コ ン ピ ユ タ 断 層 撮 影 診 日 断  $\mathcal{O}$ Oうち、 翌診療 日までに 少なくと

主治

医に報告されていること。

ホ 当 該 保 険 医 療 機 関 に お 1 て、 夜 間 及 Ű 休 日 に 読 影 を行う体 制 が 整備, され 7 1 ること。

遠 隔 画 像診 断 に ょ る 写真 診 断 金歯 科診 療 以 外  $\mathcal{O}$ 診 療 に 係 る Ł  $\mathcal{O}$ に 限 る。 基 本 的 工 ツ ク ス 線

施設基準

診

断

料

歯

科

診

療

以

外

 $\mathcal{O}$ 

診

療

に係るも

のに

限

る。

核

医学診

断

及

び

コ

ン

F°

ユ

]

タ

]

断

層

診

断

 $\mathcal{O}$ 

## (1) 送信側

離 島 等に所在する保険医療機関その他の保険医療機関であって、 画像の撮影及び送受信を行

うにつき十分な機器及び施設を有していること。

# (2) 受信側

1 当該保証 険 医 療 機 関 内 に 画 像 診 断を専ら担当する常勤の医師が 配置されており、 高度の 医 療

を提供するものと認められる病院であること。

口 遠 隔 画 像 診 断 を行うに つき十つ 分 な 体 制 が 整 備 され てい ること。

 $\equiv$ ポ ジ 1 口 ン 断 層 撮 影、 ポ ジ 卜 口 ン 断 層 コ ン ピ ユ タ 断 層 複合撮 影、 ポ ジ } 口 ン 断 層 磁

気

共 鳴 コ ピ ユ タ 断 層 複 合 撮 影 及 び 乳 房 用 ポ ジ 1 口 ン 断 層 撮 影  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

(1) 気 共 ポ 鳴 ジ 1 コ ン 口 し。 断 ユ ] 層 撮 タ 影、 ] 断 層 ポ ジ 複合撮影又は 1 口 ン 断 層 乳房用ポジ コ ピ ユ 1 口 タ ン 断 ] 断 層撮影に係る診療料を算定するた 層 複 合撮 影、 ポジ 1 口 ン 断 層 磁

8

 $\mathcal{O}$ 

施

**心設基準** 

1 画 像診 断を担当する常 勤 の医師 ( 核 医学診 断について、 相当の 経験を有 か 核 医学

診断に係る研修を受けた者に限る。)が配置されていること。

口 当該 断 層 撮影を行うにつき十分な機器及び 施設を有していること。

当該 断 層 撮影を行うにつき十分な体制が整備されていること。

(2)適合して 7) ない場合には所定点数の百分の八十に相当する点数により算定することとなる施

設基準

次のいずれかに該当すること。

1 (1)  $\mathcal{O}$ 口 に掲げる診断撮影機器での撮影を目的とした別 の保険医療機関からの依頼により撮

影を行っ た症例数が、 当該診断撮影機器の使用症 例 数の一 定割合以上であること。

特定機 能 病院 が ん診 療の 拠点となる病院又は 高 度専 菛 医療 に 関する研究等を行う国 <u>\f\</u> 研

口

究開 発法 人に関 す る法 律 (平成二十年法律第九十三号) 第三条の二に規定する国立 高 度専門

医療研究センターの設置する医療機関であること。

四 CT撮影及びMRI撮影の施設基準

(1) 通則

当該撮影を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。

(2)64 |列以上のマルチスライス型の機器によるCT撮影及び3テスラ以上の機器によるMR I 撮

影 に 関 する 施 設 基 潍

1 画 像 診 断 管理 加 算 2  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 · を 満 たし 7 Į, ること。

口 専 従  $\mathcal{O}$ 診 療 放 射 線 技 師 が 名 以 上 配 置さ れ ていること。

(3)CΤ 撮 影  $\mathcal{O}$ 注 8 及 び M R Ι 撮 影  $\mathcal{O}$ 注 6 に 1規定 する 別 に厚生 一労働・ 大 臣 が 定 かる 施 設基 潍

(1)に · 掲 げ る 診 断 撮 影 機 器 で 0) 撮影 を目 的 とし た別  $\mathcal{O}$ 保 険 医 療 機 関 か 5  $\mathcal{O}$ 依 頼 12 ょ り 撮影 を行

0 た症 例数 が、 当 該 診断 撮 影 機器  $\mathcal{O}$ 使用 症 例 数  $\mathcal{O}$ 割 以 上で あること。

冠動

Ι 撮 影 加 算、 小 児鎮 静下 M R Ι 撮 影 加算、 頭部 M R Ι 撮影. 加 算及び 全身 M R I 撮 影加 算  $\mathcal{O}$ 施 設基

潍

五.

脈

C

T

撮

影

加

算、

血

流

予備

量

比

コ

ン

ピ

ユ

ター

断

層

撮

影

心

臓

M

R

I撮影加算、

乳房

M R

(1)当該 保険 医 療 機 関 内 に 画 像診 断 を専 5 担 . 当 す る常 勤  $\mathcal{O}$ 医 師 が 配 置 っされ ていること。

(2)当 該 撮影 を 行うに つ き十二 分な 機 器及 び 施設 を 有 L 7 7 ること。

(3)当 該 撮影 を 行うに つき十分な 体 制 が 整 備 さ れ ていること。

五. の <u>-</u> 外 傷 全 身  $\mathbf{C}$ Т 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

(1) 都 道 府県 が 定め る 救 急 医 療 に 関 する 計 画に 基 づ į, て 運営され る救 命 救 急 セ ン タ ĺ を有 L てい

る病院 であること。

(2)当該保険医 療機関内に画 像診断を専ら担当する常勤  $\mathcal{O}$ 医師が配置されていること。

- (3)当該 撮影を行うにつき十分な機器及 び施設を有していること。
- ④ 当該撮影を行うにつき十分な体制が整備されていること。

五の三 大腸CT撮影加算の施設基準

当該撮影を行うにつき十分な機器を有していること。

六 歯科画像診断管理加算1の施設基準

(1) 歯 科 点数表区分番号A 0 00に掲げる初診料の注2の届出を行っている病院である保険医療

機関であること。

- (2)当該 保険 医 療機関内に 画像診断を専ら担当する常勤  $\mathcal{O}$ 歯科医師が配置されていること。
- (3)画 像 診 断管 理を行うにつ き十分な体 制が整備されていること。

六の二 歯科画像診断管理加算2の施設基準

(1) 歯 科 点数 表 区 一分番 号 A 0 0 0 に . 掲げ Ź 初診料 (T) 注 2 0 届 出を行 0 てい る病院 であ (る保) 険 医 . 療

機関であること。

- (2)当 該 保険 医 療機 関 内 に 画 像診 断 を専 5 担 当する常 勤  $\mathcal{O}$ 歯 科 医師 が .配置. 合れて 7 ること。
- (3)当 該 保 険 医 療 機 関 に お け る歯 科 用 3 次 元 工 ツ ク ス 線 断 層 撮 影 及 び コ ン ピ ユ タ 断 層 診 断

歯 科診 療に 係 るも のに限 る。 について、 (2)に規定する歯 科医師  $\mathcal{O}$ 指 示  $\mathcal{O}$ 下に 画 像情報等 の管

理を行っていること。

- (4)る歯 歯 科 当 診 該 科 保 療 医 師 に 険 係 医 に より 療 る 機 ŧ 遅 関  $\mathcal{O}$ に くとも撮影 に 限 お る。 け る歯 日  $\mathcal{O}$ 科 うち、  $\mathcal{O}$ 用 翌. 3 診 次 療 少 元 な 日 工 ま くとも ツ でに ク ス 主 八 線 治 割 断 以 層  $\mathcal{O}$ 歯 撮 上 科 影  $\mathcal{O}$ 及 医 ŧ 師 び  $\mathcal{O}$ に報: コ  $\mathcal{O}$ 読 ン 告さい 占。 影 結 ユ れ 果 7 タ が V) ] ること。 (2)断 12 層 規定 診 断 す
- (5)画 像 診 断 管 理を行うにつき十分な体 制 が 整 備 され 7 ( ) ること。
- 七 遠 隔 画 像診 断 による写真診 断 (歯 科診 療に係る る ŧ 0 に 限 る。)、 基本的 エ ツ ク ス線 診 断 料 (歯

#### 設 基準

科

診療

に

保る

ŧ

0

に限る。

及び

コ

ンピ

ユ

タ

断

層

診

断

(歯

科診療に係

るも

0

に限

る。

0)

施

#### (1) 送信 側

う É 離 島 0 き十 等に 分な機器 所 在す る保険 及 び 施 医 設を・ 療機 有 関 そ し 7  $\mathcal{O}$ 他 1 ること。  $\mathcal{O}$ 保 険 医療 機 関 で あ つって、 画 像 の撮影及び送受信を行

#### (2)受信 側

1 医 療 当 該 を 提 保 供 険 す 医 療 機  $\mathcal{O}$ 関 内 認 に  $\Diamond$ 画 像 れ 診 る病 断 を 院 専 5 であること。 担 当 する常 勤  $\mathcal{O}$ 歯 科 医 師 が 配 置され てお り、 高 度の

口 遠 隔 画 像 診 断 を行うに つき十分な体 制 が 整 一備され ていること。

Ź

t

لح

5

## 第七 投薬

処方料及び処方箋料に規定する別 に厚生労働大臣 が定める薬剤

抗 不安剤、 催 眠 鎮 静 剤、 精 神 神 経 用 剤 又 は そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 中 枢 神 経 系 用 薬  $\mathcal{O}$ 1 ず れ か に 該 当する 医 薬

品 のうち、 不 安 又 は 不 眠 症  $\mathcal{O}$ 効 能 又 は 効 果を有 医 師 に ょ る 特 別 な 医学 管 理 を 必 要とする t  $\mathcal{O}$ 

であること。

の 二 処 方料! . 及び 処方箋料 の特定 疾 患処方管理 加 算 11及び: 特定疾患 処方管理加算 2 に 規 定す る疾

患

(1)医 科点数表 の処方料並 びに処方箋料 の特定疾患処方管理加算 1及び特定疾患処方管理加 算 2

に規定する疾患

分類表に規定する疾病のうち別表第一に掲げる疾病

(2)歯 科 点数 表  $\mathcal{O}$ 処方 料及 び 処方箋 料  $\mathcal{O}$ 特 定疾 患 処 方管 理 加 算 1 及び )特定 疾患処方管理加算2に

規定する疾患

分類 表に 規 定す る疾 病  $\mathcal{O}$ うち 別 表 第 匹 に 掲 げ る 疾 病

処 方 料 及 び 処 方箋 料 に 規 定 す える抗 悪性 腫 瘍 剤 処 方管 理 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 進

抗 悪 性 腫 瘍 剤 処 方 管 理を 行うに つき必 要 な 体 制 が 整 備 さ れ 7 7) ること。

三 処 方 料  $\mathcal{O}$ 注 8 薬 剤  $\mathcal{O}$ 注 4 及び 処 方箋 料  $\mathcal{O}$ 注 2 に 規定する 別 に厚生労働大臣 一が定 め る薬剤

投与期間が三十日以上必要なものであること。

四 外来後発医薬品使用体制加算の施設基準

(1)外 来 後発 医 薬品 使用 体 制 加 算 1 0 施 設 基

1 保 *(* ) 険 う。 薬 局 及び 第 七 保 条 険 の 二 薬 剤 に規定する 師 療 養 担 当 後 規 発医 則 (昭 薬品 和三十二年厚 (以下単に 生省令第十六号。 「後 発 医 薬 品品 لح 以 1 う。 下 「薬担  $\mathcal{O}$ 使用 規則

を促進するため

 $\mathcal{O}$ 

体

制

が

:整備:

されて

7

る診

療所であること。

口 価 薬品 ( 以 下 基 当 **準**) 該 ( 以 下 保 「規格単位 険 (平成二十年厚生労働省告示第六十号) 医療 「先発医薬品」という。) 微関に 数量」 お という。 いて調剤した後発医 に占める後発医 及び後発医薬品を合算した薬剤 薬 品 別表に規定する規格単位ごとに数えた数  $\mathcal{O}$ 薬 あ 品 る薬担規則第七条の二に規定する  $\mathcal{O}$ 規格 単 位数量の割  $\mathcal{O}$ 使用 薬剤 合が 八割五  $\mathcal{O}$ 薬 価 分以 新医 (薬 量

ノヽ 薬 当 該 品品 及 び 保 後 険 発医 医 療 機 薬品を合算 関 に お *(* ) · て L た 調 規格 剤 L た 単 位 薬 数 剤 量 0 規格  $\mathcal{O}$ 割 合 単位数量に占め が 五割 以 、上で、 あ る後 ること。 発医薬品  $\mathcal{O}$ あ る先 発医

上であること。

= 後 発医 薬 品  $\mathcal{O}$ 使 用 に 積 極 的 に 取 り 組 ん で 7 る旨 を当該 保 険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 見やすい場 所 (Z 揭示

していること。

(2)外 来 後 発 医 |薬品: 使用 体 制 加算 2 施 設 基 潍

1 後 発 医 薬品  $\mathcal{O}$ 使 用 を促 進するため  $\mathcal{O}$ 体 制 が 整備されてい る診っ 療所であること。

口 当該 保 険医療機関にお いて調剤した後発医 薬品 0 ある先発医薬品及び後発医薬品を合算し

た規 **,格単位** 数 量 に占め る後発 医 薬品 の規格が 単 位 数 量  $\mathcal{O}$ 割 合 [が七] 割 五. 分以上であること。

薬品 当 該 及び 保 後 険 発医 医 ·療 薬品を合算 機 関 に お 1 L て 調 た 規格 剤 L 単 た 位数 薬剤 量  $\mathcal{O}$ 規格  $\mathcal{O}$ 割 合 単 が 位 数量 五. 割 一に占 以 上 で 8 あること。 る 後 発医 薬 品品  $\mathcal{O}$ あ る先 発医

= 後発医 薬 品品  $\mathcal{O}$ 使 用 に 積 極的 に 取 ŋ 組 んで 7 る旨を当該 保険 医 療機関  $\mathcal{O}$ 見やすい場所に掲示

ていること。

(3)外来後発医薬品使用体制加算3の施設基準

1 後発医薬品 の使用を促進するため の体制 が整備されている診療所であること。

た規格単位 数量 に占める後発医 薬品  $\mathcal{O}$ 規格単 -位数量 一の割合 が七割 以上であること。

薬 及び 薬品を合算 規格 量 五割 上であること。 ハ

当該

保

険

医

療

機

関

に

お

1

7

調

剤

L

た

薬

剤

0)

規格

単

**-位数量** 

に占め

る後発医薬品

 $\mathcal{O}$ 

ある先

発医

口

当該保険医療

然機関に

お

いて調剤した後発医

薬品

のある先発医薬品及び後発医薬品を合算し

品 後発医 L た 単 位 数  $\mathcal{O}$ 割 合 が 以

= 後 発医 薬 品品  $\mathcal{O}$ 使 用 に 積 極的 に 取 り組 んで **,** \ る旨を当該保険 医 唇機関 の見やすい場所に掲示

L ていること。

第八 注射

外来: 化学療法 法 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 淮

(1)外来化学療法を行う体制がそれぞれの加算に応じて整備されていること。

- (2)外 来 化学 療 法を行うに つき必要な機器 及び十分な専 用施 設 を有 L ていること。
- 一の二 連携充実加算の施設基準
- (1) 外 来 化学 療 法 加 算 1 に 係 る施 設 基準 0 届出 を行行 つて **(**) る保 険 医 療 機関 で あること。
- (2)化学 療法 を 実施 L てい る 患者 0 栄養管 理を行うに つ き必 要 介な体 制 が 整 備されていること。
- 中 心 静 脈 注 射 用 カテ テ ル 挿 入の 注3に規定する対象患者

(3)

他

 $\mathcal{O}$ 

保

険

医

療機

関

及び

保

険

薬

局

との

連

携体

制

が

確

保され

てい

ること。

別表第九の二の二に掲げる者

三 無菌製剤処理料の施設基準等

(1) 無菌製剤処理料の施設基準

イ病院であること。

ロ 無菌製剤処理を行うにつき十分な施設を有していること。

ノヽ 無 菌 製製 剤 処 理 を行うに つき必 要な体 制 が 整 備されていること。

(2) 無菌製剤処理料の対象患者

イ 無菌製剤処理料1の対象患者

悪 性 腫 瘍 に 対 L 7 用 1 る 薬剤 であ 0 て細胞 毒性 を有する ŧ のに . 関 皮 内 注 射、 皮 下 注

射、 筋肉 内 注射、 動脈 注 射、 抗悪性腫 瘍剤局所持続注入、 肝 動 脈 塞栓 を伴う抗悪性 腫 瘍 剤肝

動 脈 内 注 入 又は 点 滴 注 射 が 行 わ れ る 患 者

口 無 菌 製 剤 処 理 料 2  $\mathcal{O}$ 対 象 患 者

動 脈 注 射 若 L < は 点 滴 注 射 が 行 わ れ る入院 中  $\mathcal{O}$ 患者で、 あって次 の ① か 3 までに掲げ るも

1 無菌 治 療室管 理加 算 を算定する患者

 $\mathcal{O}$ 

又

は

中

心

静

脈

注

射若

L

Š

は

植

込型

力

テ

]

テ

ル

に

ょ

る中

心

静脈

注

射が

行

わ

れ

る患者

3 ① 又 は (②に準) 上ずる. 患 者

2

Н

Ι

V

感染

者

療養

環

境特

別

加算を算定する患者

第九

リハビ

リテ

シ

日

リテ

]

シ

日

料、

運

動

器リ

ノヽ

F,

リテ

]

シ

日

ン

料

及

び

呼

吸器リ

ピ

リテ

シ

日

ン

料

 $\mathcal{O}$ 

施

設

基

準

心大血 管疾 患 リ ハビ IJ テ ] シ 日 料、 脳 血管 疾 患等 ・リハビ リテー シ 日 ン 料、 廃 用 症 候 群 IJ ノヽ ピ

(1)医 科 点数 表 第二 章 第七 部 IJ ハ ピ IJ  $\dot{\mathcal{F}}$ ] シ 日 ン 通 則 第 4 号 に 規定す んる患 者

別 表 第九  $\mathcal{O}$ 三 に 掲 げ る 患 者

(2)心 大 血 管 疾 患リ ハ ピ IJ テ シ 彐 ン料、 脳 血 管 疾 患等 IJ ノヽ ピ リテ シ 日 ン 料、 廃 用 症 候 群 IJ ハ

ピ リテー シ 彐 ン 料、 運 動 器 IJ ノヽ ピ リテ シ 日 料 及 び 呼 吸 器 IJ ハ ピ IJ テ シ 日 ン 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

1 心 大 血 管疾 / 患リ ハビ リテ シ 日 ン 料、 脳 血 管 疾 患等 ij ハ ビリテ シ 日 ン 料、 廃 用 症 候 群 IJ

ビリテ ] シ 日 ン 料、 運 動器 IJ ハビリテー シ 日 ン 料 又は 呼吸器リハビリテー シ 日 料を担当

する専任の常勤医師がそれぞれ適切に配置されていること。

口 する常勤 心大血 ビリテ 管  $\mathcal{O}$ 看護師、 疾患 シ 日 IJ ン 料、 ハビ 理学 リテ 運 療法士、 動 器 シ リハビ 日 作業療法士 ン 料、 リテー 脳 シ 血 一又は 管 日 疾 ン 料又は 言語聴覚士が 患等リハビリテー 呼吸器 それぞれ適 IJ ハビ シ リテー ョン料、 切 (C シ 配 廃用 日 置 ン され 料 症 を 候 てい 担 群リ . 当

ること。

につきそれぞれ十分な施設を有していること。 ビリテーション料、 心大血管疾患リハビリテーション料、 運動器リハビリテーション料又は呼吸器リハビリテー 脳血管疾患等リハビリテー シ ョン料、 シ 廃用症候 ョン料を行う 群リ

= につきそれぞれ ノヽ ビリテー 心大血管疾患リハビリテーション料、 ・ション 必 料、 要な器 運動器リハビリテー 械 • 器具が 具備され 脳 シ <u>́ш</u>. ていること。 ョン 管疾患等リハビリテー 料又は 呼 吸器リハビリテーシ シ ョン料、 廃用 ョン料を行う 症 候 群リ

(3)心大血 別 表 第九 管疾  $\mathcal{O}$ 患リ 匹 に 掲 ハ げ ビリテ る患者 ] シ 日 ン 料 0 対 象 患 者

4 脳血管疾患等リハビリテーション料の対象患者

(5) 運動器リハビリテーション料の対象患者

別

表

第九

 $\mathcal{O}$ 

五.

12

撂

げ

る患者

別 表 第 九  $\mathcal{O}$ 六 に 掲 げ Ź 患 者

(6)呼 吸 器リ ハ ピ IJ テ シ 日 ン 料  $\mathcal{O}$ 対 象 患 者

別 表 第 九  $\mathcal{O}$ 七 に 掲 げ る 患 者

(7)心 大 血 管 疾 急リ ハ ピ IJ テ ] シ 日 ン 料、 脳 血. 管 疾患等 ij ハ ピ リテ ] シ 日 ン 料、 廃 用 症 候 群 IJ

ハ

ピ リテ シ 日 ン 料、 運 動 器 IJ ハ ピ IJ テ シ 日 料 及 び 呼 吸器 IJ ハ ピ リテ シ 日 ン 料 に 規定する

算 定 日 数 (T) 上 限  $\mathcal{O}$ 除 外 対 象 患者

別 表 第 九  $\mathcal{O}$ 八 に 掲 げ Ź 患 者

(8) 心 大 血. 管 疾 急リ ハ Ľ IJ テ シ 日 ン 料、 脳 血 管 疾患等リ

する

ハビ

リテ

シ

日

ン

料、

廃用

症

候

群リハ

ピ IJ テ 1 シ 彐 ン 料、 運 動 器 IJ ハ ピ IJ テ ] シ 日 ン 料 及び 呼 吸器リ ハ ピ リテ ] シ 日 ン 料 に .規定<sup>、</sup>

別 に 厚 生 労 働 大臣 が 定め る 場合

別 表 第 九  $\mathcal{O}$ 九 に 掲 げ る 場 合

(9)心 大 血 管 疾 患リ ハ ビ IJ テ 1 シ 日 ン 料、 脳 血 管 疾患等 IJ ハ ピ リテ ] シ 日 ン 料、 廃 用 症 候 群 リハ

ピ IJ テ シ 彐 ン 料 運 動 器 IJ ハ ピ IJ テ シ 日 ン 料 及 CK 呼 吸 器 IJ ハ ピ リテ シ 日 ン 料 に . 規定 する

初 期 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 進

当 該 保 険 医 療 機 関 内 に IJ ハ ピ リテ ] シ 日 ン 科  $\mathcal{O}$ 常 勤 医 師 が 配置されて **,** \ ること。

(10)IJ ハ ピ リテ ] シ 日 ン 総 合計 画評 価 料 0 注 5 に 規定する患者

脳卒中 文は 脊髄 障 害 の急性発症に伴う上肢 又は下肢の運 動 機能障害を有する患者であって、

発症日から起算して六十日以内のもの

一の二 摂食機能療法の注3に規定する施設基準

(1) 摂食機能 又は嚥っ 下 · 機 能 0) 口 復  $\mathcal{O}$ ために必要な指導管理を行うにつき十分な体制が整備されて

いること。

(2)摂食機能に係る療養についての実績を地方厚生局長等に報告していること。

一 難病患者リハビリテーション料の施設基準等

① 難病患者リハビリテーション料の施設基準

1 当該保険医療 機関内に 難病患者リハビリテーションを担当する専任の常勤医師が一名以上

配置されていること。

口 当 該 保 険 医 療機関内 . に難 病患者リハビリテーションを担当する専従の看護師、 理学療法

士 作業 療 法 士又は言 語 聴覚士 一が適 切に配置されていること。

患者数 は 看 護 師、 理学療法士、 作業療法士又は 言語聴覚士を含む従事者 の数に対し 適切

なものであること。

= 難 病 患者リハビリテ ĺ ションを行うにつき十分な専用施設を有していること。

ホ 難 病患者リハビリテーシ ョンを行うにつき必要な器械 ・器具が具備されていること。

- (2)難 病 患者、 IJ ハ ビリテ シ 日 ン 料 に 規 定 でする疾 患及 び 状 態
- 1 難 病 患 者 IJ ハ ピ IJ テ シ 日 ン 料 12 規 定 す る 疾 患

別表第十に掲げる疾患

口 難 病 患 者 IJ ノヽ ピ IJ テ ] シ 日 ン 料に 規定する状態

別

表

第

+

に

掲

げ

る疾

患

を

原

因とし

7

'日常·

生

活

動

作に著

L

V)

支障を来してい

、る状態

(身:

体

. 障

害 者 福 祉 法 (昭 和 <u>二</u> 十 匹 年法: 律 第二百 八十三号) 第十五条に規定する身体障害者 手帳  $\mathcal{O}$ 交付

を受けている場合を除く。)

三 障害児(者) リハビリテーション料の施設基準等

(1) 障害児(者) リハビリテーション料の施設基準

1 児 童 福 祉 法 第 兀 十二条第二号に 規 定 す る 医 療型 障 害児 入 所 施 設 (主とし て肢 体 不 自 由 0 あ

る児 童 又 は 重 症 心 ₽ 同 記 .害児. を 入 が所さ せ る ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る。 若 しく は 同 法 第 六 条 0) 0) に 規 定

する指定 発 達支 援 医 療 機 関 又 は 保 険 医 療 機 関 で あ 0 て当該 保 険 医 療 機 関 に お 1 7 IJ ノヽ ピ リテ

シ 彐 ン を 実施 L て 1 る 患者  $\mathcal{O}$ うち、 お お む ね 八 割 以 上 が 別 表 第 + の <u>-</u> に 該 当す る患者 たた

だ 加 齢 に 伴 0 て 生ず る心 身  $\mathcal{O}$ 変化 に 起 因 す る疾 病  $\mathcal{O}$ 者 を除る く。 であ る ŧ  $\mathcal{O}_{\circ}$ 

口 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 障 害児 (者 IJ ハビ リテ 1 シ 日 ン を担当する専任 の常勤 医 師 が 名

以上配置されていること。

当該保証 険 医療機 関内 に障害児 (者) リハビリテーションを担当する専従 の常勤 看 護師、 常

勤 理学療法 士又は常勤 作 -業療: 法 士 一が適切 に配 置され ていること。

ること。

=

言

1語聴%

覚

療法を行う場合に

あって

は、

ハに

· 加え、

常勤

0

言語

聴覚士が適切に配置されてい

ホ 障害児 (者) リハビリテーションを行うにつき十分な専用施設を有していること。

障害児 (者) リハビリテーションを行うにつき必要な器械・器具が具備されていること。

(者) リハビリテーション料の対象患者

(2)

障害児

別表第十の二に掲げる患者

三の二 がん患者リハビリテーション料の施設基準等

(1)

がん患者リハビリテー

シ

ョン料

 $\mathcal{O}$ 

施

設基

潍

1 当該保 険 医療 機関 内 に が ん患者に 対するリハビリテーシ ョンを行うにつき十分な経験 を有

する専任の常勤医師が一名以上配置されていること。

口 する専従 当 該 保 の常勤 険 医 療 機 理学療法 関内 に 士 が  $\lambda$ 常勤作業療法士又は常勤 患者に対するリハビリテーションを行うにつき十分な経験を有 言語聴覚 士が二名以上配置され ている

当該患者について、 リハビリテーション総合計画評価料に規定するリハビリテーシ 日 「 ン 計

画を月一 口 以 上作成していること。

二 が ん患者 i に対 するリハビリテーシ ョンを行うにつき十分な専用施設を有していること。

ホ が  $\lambda$ 患者に対するリハビリテ シ 彐 ンを行うにつき必要な器械 ・器具が具備されているこ

と。

(2) が ん患者リハビリテーシ ョン料の対象患者

別 表 第十の二の二に掲げる患者

三の三 (1) 認知症患者リハビリテーション料 の施設基準

認知

症

治療病棟

入院料を算定する保険

医療機関又は認知症

疾患医療センターであること。

(2)当該 保険 医 療機 関 内に 重 主度認 知症患者に対するリハビリテー シ 彐 ンを行うにつき、十分な経

験 いを有り する専 任 の常 勤 医 師 が 一 名以 Ĺ 配 置され ていること。

(3)学療 当該 法 保険 弌 常 医 勤 療機 作 業 関 療法 内 に 士 重 一又は 一度認 常 知 勤 症患者に対するリハビリテ 言 語 i聴覚: 士 が 名以上配 置され シ 彐 ていること。 ンを担当する専 従 の常 勤 理

(4)当該 患者 に つい て、 IJ ハ ビリテ 1 シ 日 ン総合計 画 評価 料 に 規定するリハビリテ 1 シ 日 ン計画

を月 口 以 上作成 していること。

(5)重 一度認 知症 患者に対するリハビリテー シ ョンを行うにつき十分な専用施設を有してい るこ

کے

(6)重度認. 知 症 患者 に対するリハビリテー ションを行うにつき必要な器械 ・器具が具備され てい

ること

三の三の二 リンパ浮腫複合的治療料の施設基準

リンパ浮腫  $\mathcal{O}$ 患者 に対する複合的 治療を行うにつき十分な体制が整備されていること。

四 集団コミュニケーション療法料の施設基準等

(1) 集団コミュニケーション療法料の施設基準

1 脳 血. |管疾患等リハビリテー シ )ョン料 (I) 脳血管疾患等リハビリテーション料Ⅱ若しくは脳

血. |管疾患等リハビリテー シ 、ョン料 (Ⅲ) 又は障害児 (者) リハビリテーショ ン 料 の届出を行 って

いる施設であること。

口 当該 保 険 医療 機関内 に 集 寸 コミュニケー シ ョン療法である言語聴覚 療法を担当する専 任

. (7)

常勤医師が一名以上配置されていること。

当該 保 険 医 療 機 関 内 に 集 寸 コ ミュニケー シ 日 ン療法 である言語聴覚療法を担当する専 従の

言語聴覚士が適切に配置されていること。

ニ 患者数は、言語聴覚士の数に対し適切なものであること。

ホ 集 団 コミュ ニケ ĺ シ 彐 ン療法である言語聴覚療法を行うにつき十分な専用施設を有してい

ること。

集 団 コミュニケー シ 彐 ン療法である言語 聴覚療法を行うにつき必要な器械 ・器具が具備さ

れ て 7 ること。

(2) 集団 コミュニケー シ 彐 ン 療法 の対象患者

別表 第十 の二の三に掲げ る患者

歯科 口腔リハビリテ シ 彐 ン 料 2 <u>(</u> 施設基準

五. (1) 科又は 口腔な

外科を担当する歯科医師として相当の経験を有する歯科医師が一名以上配

置されていること。

歯

歯

科

(2)当該療養を行うにつき十分な機器を有していること又は十分な機器を有している病院との連

携 がが 確保されていること。

第十 精神 科 専 菛 療 法

経頭 蓋 磁 気 刺 激 療 法 0) 施 設 基 進

経頭 蓋 磁 気 刺 激療 法を行うにつき十分な体制 が整備されていること。

の 一 の 二 通 院 在 宅 精神 療 法  $\mathcal{O}$ 児 童思· 春 期精 神 科専 門 管 理 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設基 準

二十歳未満 の精神 疾 患を有する 患者 の診 療を行うにつき十分な体 -制及び 相当の実績を有してい

ること。

の 一 の 三 通 院 在宅精神療法の注6に規定する別に厚生労働大臣が定める要件

別表第十の二の四に掲げる要件

 $\mathcal{O}$ <del>\_\_</del>  $\mathcal{O}$ 兀 通 院 在 宅 精 神 療 法  $\mathcal{O}$ 注 8に規 定する施設 基 準

療養 生 活環 境 整備  $\mathcal{O}$ ため  $\mathcal{O}$ 指導 を行うに つき十分な体 制 が 確 保されていること。

の <u>-</u> 精 神 科 継 続外来支援 指導 料  $\mathcal{O}$ 注 5 に規定する別に厚生 労働大臣 が定める要件

別表第十の二の四に掲げる要件

の三 救急患者精神科継続支援料の施設基準

自殺 企 一図後 の精神疾 患の患者に対 する指導を行うにつき必要な体制が整備されていること。

 $\mathcal{O}$ 兀 認 知 療 法 認 知 行 動 療 法  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

(1) 当 該 保険 医 療機 関 に お け る認 知 療 法 認知 行動療法に関する講習を受けた医 師 の有無を地方

厚生局長等に届け出ていること。

(2)認 知 療法 認 知 行 動 療 法 2 に あ っては、 (1)  $\mathcal{O}$ 基準 に 加 え、 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 認 知 療 法

認 知 行 動 療 法 に 0 7) 7 経 験 い等を有る する専任 . の常: 勤 看 護 師 が 名以 上 記置, されて *(* ) ること。

の五 依存症集団療法の施設基準

(1) 薬物依存症の場合の施設基準

該 療法を行うに つき必要な常勤医師及び常勤看護師又は常勤作業療法士が適切に配置され

ていること。

- (2)ギ ヤ ンブ ル 依 存 症  $\mathcal{O}$ 場 合  $\mathcal{O}$ 施 設 基 進
- イ ①を満たすものであること。
- 口 ギ ヤ ン ブ ル 依 存 症 に 関 する 専 門  $\mathcal{O}$ 保 険 医 療 機 関 で あること。
- $\mathcal{O}$ 六 精 神 科 作 業 療 法 精 神 科 シ 日 1 ケア、 精 神 科 デ イ・ ケア、 精 神 科 ナ 1 } ケア若しく

は

精

神

科

デ

1

ナ

1

1

ケ

ア

又

は

重

度認

知

症

患者

デ

1

ケ

ア

 $\mathcal{O}$ 

施設

基

潍

- (1)デ 神 イ・ 科デイ・ 当 該 保険 ケアに ケ 医 ア、 療 つい 機 て 精 関 は 神 内 必 科 に 要な従事 ナ 精 1 神 1 科 作 者が、 -業療: ケア若 法 につ それぞ L Š は 7) れ 精 て 適 神 は 科 切 作 に デ 業 配 1 療 置されて 法 ナ 士 1 が 1 **,** \ 精 • ること。 ケア 神 科 文は シ 日 重 度 1 認 ケア、 知症 患 精 者
- (2)デ 神 - 科デ イ・ 患者 一数は、 1 ケアに ケア、 精神 つい 科 て 精 は 神 作業 科 必 要 ナ 療 な 1 法 従 1 12 事 0 者 ケア 7 て  $\mathcal{O}$ 数 若 は に 作業 しく 対 L は 療 て、 精 法 神 士 それぞ 科  $\mathcal{O}$ 数 デ 1 に 対 れ して、 適 ナ 切 1 な 1 精 Ł  $\mathcal{O}$ ケ 神 で ア 科 あ 又 シ る は 日 重 度  $\vdash$ 認 ケ 知 ア、 症 患 者 精
- (3)< は 当 該 精 神 精 神 科 科 デ 1 作 業 ナ 療 1 法、 1 精 ケ 神 ア 科 又 シ は 日 重 ] 度  $\vdash$ 認 知 ケ ア、 症 患 者 精 デ 神 1 科 デ ケ イ ア を行うに ケ ア、 精 つき十 神 科 ナ -分な-1 卜 専 ケ 用 ア 施 若 設 を L
- $\mathcal{O}$ 七 精 神 科 訪 間 看 護 指 導料 の注 5に規定する長時間  $\mathcal{O}$ 訪問を要する者及び厚生労働 大臣 が 定

める者

有

7

1

ること。

(1)長 時 間  $\mathcal{O}$ 訪 間 を 要す Ź

1 + 五. 歳 未 満  $\mathcal{O}$ 小 児 で あ 0 て、 超 重 症 児 (者) 入院 診 療 加 算 • 準 超 重 症 児 (者) 入 院 診 療

加

算  $\mathcal{O}$ 注 1 に 規 定 す Ś 超 重 症  $\mathcal{O}$ 状 態 又 は 超 重 症 児 (者) 入 院 診 療 加 算 • 準 超 重 症 児 (者) 入院

診 療 加 算  $\mathcal{O}$ 注 2 に 規定 す る準 超 重 症  $\mathcal{O}$ 状 態 に あ る Ł  $\mathcal{O}$ 

口 别 表 第 八 に 掲 げ る者

医 師 が、 診 療 に 基づき、 患者  $\mathcal{O}$ 急性 増悪等により一 時的に頻回  $\mathcal{O}$ 訪問 看護 指導を行う必

要 を 認め た 者

(2)厚 生 一労働 大 臣 が 定 め る者

1 十五 一歳 未 満  $\mathcal{O}$ 小 児で あ 0 て、 超 重 症 児 (者) 入院 診 療 加 算 準 超 重 症 涀 (者) 入院診 療 加

算  $\mathcal{O}$ 注 1 12 規 定 す る 超 重 症  $\mathcal{O}$ 状 態 又 は 超 重 症 児 (者) 入 院 診 療 加 算 • 準 超 重 一症児 (者) 入 院

診 療 加 算  $\mathcal{O}$ 注 2 に 規 定 す る準 超 重 症  $\mathcal{O}$ 状 態 に あ る Ł  $\mathcal{O}$ 

口 + 五. 歳 未 満  $\mathcal{O}$ 小 児 で あ 0 て、 別 表 第 八 に 掲 げ る 者

 $\mathcal{O}$ 八 精 神 科 訪 間 看 護 指 導 料  $\mathcal{O}$ 注 11 12 規 定す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 め る者

П ·· 腔 ś 内  $\mathcal{O}$ 喀 痰ん 吸 引 鼻 腔<sup>⟨</sup>ぅ 内  $\mathcal{O}$ 喀 痰丸 吸 引 気管 力 二 ユ レ 内 部  $\mathcal{O}$ 喀 痰ん 吸 引 胃 渡る 若 しくは腸

瘻5

に

ょ る経 管 1栄養 又 は 経 鼻 経管 栄 養を 必 要とす える者

 $\mathcal{O}$ 九 精 神科 訪 問 看 護 指 導 料  $\mathcal{O}$ 注 12 に規定する厚生労働大臣 が定め る地域

- (1)離 島 振 興 法 第二 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ n 離 島 振 興 対 策 実 施 地 域とし って指: 定 さ れ た 離 島 0 地 域
- (2)奄 美 群 島 振 興 開 発 特 別 措 置 法 第 条 に 規 定 す る奄 美 群 島  $\mathcal{O}$ 地 域
- (3)Щ 村 振 興 法 第七 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ n 振 興 Ш 一村とし 7 指定 さ れ た Ш 村  $\mathcal{O}$ 地域
- (4)小 笠 原 諸 島 振 興 開 発 特 別 措 置 法 第 兀 条 第 項 に 規 定 する 小 笠原 諸 島  $\mathcal{O}$
- (6)沖 縄 振 興 特 別 措 置 法 第三条第三号に規定す Ź 離 島

0

+

治

療抵抗

性統

合失調

症

治療

指

導管

理

料

 $\mathcal{O}$ 

施

設

基

準

(5)

過

疎

地

域

自

<u>寸</u>

促

進

特

别

措

置

法

第二条

第

項

K

規定す

る

過

疎

地

域

地

域

(1) 当 該 保険 医 療 機 関 に統 合 上失調 症  $\mathcal{O}$ 診 断 及 び 治 療 E 関 する十分な経験を有する常勤 医 師 及 び 常常

勤  $\mathcal{O}$ 薬 剤 師 が 配 置 さ れて 7 ること。

- (2)薬 剤 に ょ る 副 作 用 が 発 現 L た場合 12 適 切 に 対 応する た め  $\mathcal{O}$ 体 制 が 整備, さ れ 7 V > ること。
- 医 療 保 護 入 院 等 診 療 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍
- (1) 当 該 保 険 医 療 機 関 内 12 精 神 保 健 指 定 医 が 適 切 に 配 置 され て 7 ること。
- (2)及 Ű 医 療 精 保護 神 保 健 入 院等 福 祉 士 に 一等では 係 る 構 患 成さ 者 に れ 対 た委 す る 員 行 会を 動 制 設 限 置 を L 必 て 要最 *\*\ ること。 小 限  $\mathcal{O}$ Ł のとするため、 医 師 看 護 節
- 重 度 認 知 症 患 者デ 1 ケ Ź 料  $\mathcal{O}$ 夜 間 ケ T 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

三

夜間 12 お į, て、 必要な従事者が 適 切 に配 置され ていること。

設

基

潍

等

(1)精 神 科在 宅 l患者· 支援管 理 料 1  $\mathcal{O}$ イ 及 び 口、 2 並 び に 3  $\mathcal{O}$ 施 設基 準

1 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 精 神 科  $\mathcal{O}$ 常 勤 医 師 常 勤  $\mathcal{O}$ 精 神 保 健 福 祉 士 及 び 作 業 療 法 士 が 適 切 E

配置されていること。

口 当 該 保 険 医 療 機関にお いて、 又は 訪 間 看 護ステー シ ョンとの 連 携により 訪 間 看 護  $\widehat{\mathcal{O}}$ 提 供が

可能な体制を確保していること。

ハ 患者に対して計 画 的 か つ継: 続 的 な医療を提供できる体制が確保されていること。

② 精神科在宅患者支援管理料1のハの施設基準

1 当該保証 険 医療 機 関 内 に 在宅 医 |療を. 担 当する精神 科の常 ·勤医師 及び常 勤  $\mathcal{O}$ 精 神 保 健 福 祉 士 が

適切に配置されていること。

口 当 該 保 険 医 療 機 関 に お いて、 又 は 訪 間 看 護 ステ ] シ 日 ン との 連 携 により 訪問 看 護 0 提 供 が

可能な体制を確保していること。

(3)精 神 科在 宅 患者 支援管理 理 料 に 規定する別 に厚 生労働 大臣 が 定める 患者

重度の精神障害を有する者

五 精神科オンライン在宅管理料の施設基準等

(1) 精神科オンライン在宅管理料の施設基準

オンライン診 療 料 に係 る届 出を行 って ζ, る保 険 医療機関 で あること。

(2) 厚生労働大臣が定める患者

精 神 科在· 宅 患者· 支援管 理 料を算定している患者であって、 当該管理料を算定すべき医学管理

を最初に行った月から三月を経過しているもの

# 第十一 処置

処 置 の休日加算1、 時間外加算 1及び深夜加算1の施設基準

(1) 休 日 保険医療機 関 の表示する診療時間以外の時 間及び深夜の処置に対応するための十分な

体制が整備されていること。

(3)(2)病院 急性 期医 勤 務 療 医 に係る実績を相当程度有  $\mathcal{O}$ 負 担  $\mathcal{O}$ 軽 減 及び 処 遇  $\mathcal{O}$ 改 善に資する体 ている病院であること。 制が整備され ていること。

の <u>-</u> 静 脈 圧 迫 処 置 慢慢 性 静 脈 不全に対す くる も  $\bigcirc$ 0 施 設 基 潍

慢性 静 脈不 全  $\mathcal{O}$ 患者に対する静 脈圧 迫 処 置を行うにつき十分な体制が整備されていること。

一の三 多血小板血 漿 処置の施設基準

当該療養を行うにつき必要な体制が整備されていること。

の四 硬膜外自家血注入の施設基準

当該療養を行うにつき必要な体制が整備されていること。

一 エタノールの局所注入の施設基準

(1) 甲状 腺 又 は 副 甲 状 腺 に 対 するエ タノー ルの局所注入を行うにつき必要な器械 器具が具備さ

れていること。

(2)甲状腺又は副甲状腺に対するエタノールの局所注入を行うにつき必要な体制が整備されてい

ること。

一の二 人工腎臓に規定する厚生労働大臣が定める施設基準等

(1) 人工腎臓に規定する患者

HIF-PH阻害剤を院外処方している患者以外の患者

(2) 導入期加算の施設基準

イ 導入期加算1の施設基準

当該療法を行うにつき十分な説明を行っていること。

ロ 導入期加算2の施設基準

① 導入期加算1の施設基準を満たしていること。

② 当該療法を行うにつき必要な実績を有していること。

(3) 人工腎臓に規定する薬剤

別表第十の三に掲げる薬剤

(4)人 工 一腎臓 の注 18 に 規定する算定 回 限 の除 外患者

妊 娠 中 'n 患 者

(5) 透析 液 水 質 確保. 加 算の施設基準

透析 治療に用いる透析液の水質を管理するにつき十分な体制が整備されていること。

(6) 下肢末梢 動脈疾患指導管理加算の施設基準

人工

腎臓を実施している患者に係る下肢末 梢

動脈疾患

の重症度等を評価し、

療養上必要な

指導管理を行うための十分な体制が整備されていること。

(7) 人工腎臓 の施設基準

慢性維 持 透析を行った場合 1の施設 基準

1

1 次のい ずれ かに該当すること。

1 当該 保険 医 療機関における透析用監視装置 が 定数 未満 であること。

2 当 該 保険 医 療機 関 に お け る透析 用監 視装置  $\mathcal{O}$ 台数に 対する人工 一腎臓 を行う患者の 数  $\widehat{\mathcal{O}}$ 

割合が 一定 割 合未 満 であること。

2 透析 液  $\mathcal{O}$ 水質を管理する専任 の医師又は専任 の臨床工学技士が一 名以上配置されている

口 慢性維持透析を行った場合2の施設基準

- 1 当該 保 険 医 療機関 12 おける透析用監視装置が一 定数以上であること。
- 2 当該 保 険医 療 機関 に おけ る透析用監視装置 の台数に対する人工腎臓を行う患者 Iの数 の割
- 3 透析液  $\mathcal{O}$ 水質を管理する専任の医師又は専任の臨床工学技士が一名以上配置されている

کے

合が一

定

割合であること。

(8) 慢性維持透析濾過加算の施設基準

複雑な慢性維持透析濾過を行うにつき十分な体制が整備されていること。

二の二の二 人工膵臓療法の施設基準

(1) 当該保険医療機関内に人工膵臓療法を行うにつき必要な医師及び看護師が配置されているこ

بل

(2)緊急 事 態に対応するため 0 体 制 その他当該療養につき必要な体制が整備されていること。

一の三 磁気による膀胱等刺激法の施設基準

磁気に よる膀胱等 刺 激法 を行うにつき必 要な体制が整備されていること。

二の四 手術用顕微鏡加算の施設基準

当該処置を行うにつき十分な体制を整備していること。

二の五 口腔粘膜処置の施設基準

- (1) 当該処置を行うにつき十分な体制が整備されていること。
- ② 当該処置を行うにつき十分な機器を有していること。
- 三 歯科点数表第二章第八部処置に規定する特定薬剤

使 用 薬 剤  $\mathcal{O}$ 薬 価 (薬 価 基 準) 別 表 第四 部 歯 科 用 薬剤 外 用薬(1) に掲げる薬剤及び 別表 第十一に掲

げる薬剤

兀 酸化窒素吸入療法 (新生児の低酸素性呼吸不全に対して実施するものに限る。 の施設基準

当該療法を行うに当たり、必要な体制が整備されていること。

四の二 心不全に対する遠赤外線温熱療法に規定する厚生労働大臣 が定める施設基準等

(1) 心不全に対する遠赤外線温熱療法に規定する施設基準

1 当該 療 法を行うにつき必要な医師 が 1 名 以 (上配) 置 され ていること。

口 当 該 療 法 を行うにつき十分な機器 及 び 施 設 を有 L ていること。

ハ 当該療法を行うにつき必要な体制が整備されていること。

= 心 大血 管 疾患 IJ ハビリテ シ 日 ン 料 に係 る 届 出 を 行 ってい る病院 であること。

(2)心不 · 全 に 対 ずる 遠 赤 外 線 温 熱 療 法に · 規 定す る患者

慢 性 心不全により、 定程度以上の呼吸循 環機能 の低下及び日常生活能力の低下を来してい

る患者

五. 歩 行 運 動 処 置 <u>П</u> ボ ツ 1 ス ] ツ E ょ る ŧ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

- (1)当 該 療 法 を行う に . 当 た り、 必 要 な 医 師 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 従 事 者 が 名 以 上 配 置 され 7 7
- (2)当 該 療法 を 行う に つき十分な機器及 び 施 設 を 有 7 1 ること。
- ③ 当該療法を行うにつき必要な体制が整備されていること。

第十二 手術

(1)

通

則

医科点数表第二章 第十 . 部 手 術 通 則 第4号に掲げる手術  $\mathcal{O}$ 施設基準 等

(2)と。 緊急 皮 膚 事 悪 態 性 に対応するため 腫 瘍 切 除 術 (セ Ó ンチネ 体 制その他当該 ル リン パ 節 加 療養を行うにつき必 算を算定する場合 要な体 に 限 る。 制が整 一備さ 皮 膚 移 れ てい 植 術 るこ

醒 進 植 体) 定する 腫 入に 下 瘍 ( 特 7 手 場合 殊な よる 術 組 ツ ピング加算 織 (処 Ł t に 拡 0 O限 理 張 器 る。 骨 ` に 再 に 又は . 限 椎 建 ょ 間 る。 る 加 骨移: 算 原発性悪性脳 板 再 を算 内 建 植 酵 及 手 定 素 び 術 術 注 自家 する場 **(**乳 軟 入 培 腫 療 骨 房 傷光線. 合 法、 養軟 移植 (再 に 骨 腫 術 限 建 力学 瘍 脊 移 を含む。 る。 手 術) 植 療法加算を算定する場合に限 椎 術 に限 骨  $\mathcal{O}$ 場 骨悪 全 **愛合に** 摘 る。 術、 同 性 種 限 腫 る。 頭 骨 瘍 手 蓋 後 移 縦 植 術 内 靭ム 腫 処 非 帯 瘍 几 理 肢 摘 骨 生 化症 体 骨 出 る。 術 躯 再 手 建 幹 脳 術 同 軟 加 算 部 腫 種 頭 瘍 骨 を 悪 前 蓋 死 覚 方 算 性 移

場 状 状 術) 骨 骨 る。  $\mathcal{O}$ 部 引 喉 切 に 切 込 極 郭 合 腺 除 植 滇 限 術 術 腺 頭 除 形 清 及 る 術 成 に 悪 部 形 補 術 込 性 脊 術 を 限 鏡 び 手 分 成 聴 眼 伴 下 視 術 る。 連 器 腫 切 水 工 髄 手 ` に 脳 瘍 除 晶 わ 顎 術 下 内 丰 刺 移 な 内 羊 激 骨 体 シ 0 手 骨 咽 植 深 き 術 視 装 移 再 膜 部 1 腺 形 頭 甲 術 7 乳 悪 鏡 建 移 置 ŧ 腫 成 V 雷 動 状  $\bigcirc$ 性 内 術 を 術 植 交 を 腺 摘 極 軟 植 用 視 換 伴 悪 M 併 ザ に 出 腫 術 骨 込 鏡 骨 う 術 瘍 ょ 性 用 術 R 1 型 古 乳 る 緑 手 る 腫 Ι 下 移 眼 に Ł 骨 定 瘍 術 t ょ に 内 内 内 仙 房 副 動 ŧ  $\mathcal{O}$ 導 用 切 視 を る 骨 に 手 障 ょ 甲 F  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 器 補 軟 伴 除 術 る 状 鏡 V 手 Ł 神 限 具  $\widehat{7}$ 聴 る。 術 う ŧ 腺 下  $\Box$ 術 0 経 を 器 単 場 蓋 網 バ ン 12 本  $\mathcal{O}$ 刺 交 用 上 腋き 純 緑 セ 合 膜 挿 限 激 悪 以 換 1 窩か 乳 皮 装 上 F 性 内 る に 再 入 た 術 部 ウ 障 置 脳 乳 限 房 小 腫 建 術  $\mathcal{O}$ t 甲 治 体 る。 瘍 植 電 郭 切 房 術  $\mathcal{O}$ 刺 内  $\mathcal{O}$ 清 状 場 除 手 切 込 極 激 療 視 術 合 術 装 を 術 腺 腺 除 人工 用 12 角 鏡 ` を含 伴 腫 全 12 膜 ょ 置 術 イ 上 下 乳 移 る 過 摘 限 わ 顎 中 仙 植 顎 鼻 関 む る。 プ 骨 場 な 植 腺 耳 形 込 骨 植 ラ 合 術 亜 全  $\mathcal{O}$ 筋 術 神 1 成 形 副 ŧ (3)全 込 摘 経 手 人 ` 鼻 成 術 内 術 摘 工 に  $\mathcal{O}$ 12 術 1 刺 脳 術 腔気 規 鏡 関 挿 激 網 皮 限 刺 手 ` 視 定 乳 術 節 移 装 膜 入 激 人 る 骨 術 乳 乳 す 腺 全 下 工 付 術 置 装 植 移 置 V る 着 交 両 喉 内 置 房 房 腫 加 プ 型 部 動 算 換 部 患 葉) 換 交 頭 耳 瘍 組 分切 者 を 換 術 術 悪 植 織 を 脊 分 画 レ 拡 伴 算 術 切 性 を に 像 込 鬜 大 う 含 除 術 定 除 対 ガ 内 内 腫 治 刺  $\vdash$ 術 場 副 す 視 視 瘍 激 術 1 JP.  $\mathcal{O}$ 療 頭 L 鼻 植 る ド 鏡 合 蓋 7 鏡 手 硝 的 装 あ , 腋ぇ 腋き 腔気 行 下 12 術 込 る 場 内 下 子 角 置 下 合 膜 揺が 窩か 型 植 う 限 手 雷 吸 甲 甲 体

術、 付 置 分肺  $\sim$ 合 臓 を 込 IJ 冠 に 部 る て ŧ 型型 併 き ] ŧ 術 限 は 郭 に 動  $\mathcal{O}$ ツ 側 植 心 清 大 限 プ 脈 る 施 ス 移 胸  $\mathcal{O}$ 動 電 術 形 植 膜 乳 す る。 を 込 X 胸 伴 脈 型 腔 成 術 全 る ] に 义 が 胸 術 記 胸 切 筋 う バ 除 力 限 鏡 W ŧ ゲ 腔分 食道 除 ル ŧ 細 録 る。 セ  $\mathcal{O}$ 切 下 ] 経 除 計 弁 動 交 経 鏡 ル ン 及  $\mathcal{O}$ 器 形 皮 縫 横 充 チ ン 換 下 び 移 を 皮 パ 内 移 植 成 的 合術 隔 ネ 拡 併 術 的 動 填 ン 植 術 視 術 脈 冠 膜 経 人 ル 大 施 中 ピ 植 管 動 工 IJ 乳 鏡 術 隔 皮 L 穿地 経 脈 心 乳 ン 植 ン 開 房 な 込 的 下 心 グ 型 パ 込 存 力 孔 切 に 形 膜 両 房 1 筋 力 法 室 型 閉 テ 成 合 を 節 除 ょ 除 Ł 焼 テ 心 ] 術 併 用 る 損 細 鎖 加 術 Î  $\mathcal{O}$ 灼き ] 傷) 算 ] 電 術 テ 切 Ł 動 1 テ 術 特 器 除 た 胸 义 ル 乳 A シ 0 1 ル 大 殊 を伴 乳 を 骨 В 移 不 又 ン 記 房 心 **(**内  $\sim$ 含 ゲ 植 整 力 旁り Р 動 は 切 録 房 筋 法 機 脈 テ 視 Š 再 乳 術 計 除 脈 む 焼 ス ] 鎖 手術 弁 鏡 ŧ 能 摘 建 が 術 灼や メ 付 置 に  $\bigcirc$ 骨 出 テ  $\lambda$ 術 植 上、 ] 術 経 き 換 ル セ 腋き ょ 込 術 植 型 力 左 に 乳 皮 術 る に 窩ゕ ン **(**磁 分的 チ 込 除 心 ょ ŧ 限 鎖 乳 房 下 両 気 る 循 型 移 る。 切 ネ 窩が 骨 房 耳 心 胸 細  $\mathcal{O}$ Ĕ 環 植 ナ 室 閉 腔; 除 除 な 動 ル 切 下 ピ 術 補 器 鏡  $\bigcirc$ 後) ど 除 鎖 IJ 部 細 ゲ 術 ン 郭 内 郭 術 助 下 動 交 器  $\sim$ パ 法 換 視 清 清 ス 弁 同 1 シ 交換 経 置 経 鏡 節 腋き 術 種 肺 を を X (ポ 伴 ス 日 皮 悪 併 窩か ] 力 換 下 死 加 ン テ 術 的 性 ンプ 術 メ 筋 算 う 鎖 力 体 施 両 ] 加 す 骨 室 ] 冠 層 2 肺 腫 ŧ を算 力 ~° 算 Ź 下 力 テ 経 瘍 経 移 動 切 移  $\mathcal{O}$ を テ 植 脈 手 ŧ 部 植 ル 皮 開 静 算 的 定 交 術 郭 的 術 シ 術 ス 術 脈  $\mathcal{O}$ す 換 定 テ テ 僧 清 電 丰 胸 壁 グ 術 ン 経 る に 極 す 術 帽 生 ル 両 筋 を 1 伴 を 抜 機 体 場 心 る 弁 皮 側 切 12 0 用 留 的 合 · う 去 ょ 除 能 植 場 ク 部 1 室

性 結 術 閉 膜 除 砕 種 下 頭 小 IJ 下 移 石 1 腫 腸 十 二 術 及 鎖 切 植 た 術 死 破 胆 肢 パ 瘍 砕 術 ŧ 瘻が 体 道 開 び 動 術 同 手 腹 閉 閉 指 内 節 傍 術 後 小 種 脈  $\mathcal{O}$ 內 視 術 腔 腸 鎖 腸 死 鎖 腹 群 大 形 同 ` 視 術 体 郭 種 鏡 移 症 切 鏡 膜 動 成 腹 膵が 除 鏡 悪 補 腎 処 清 植 下 腔 手 脈 術 心 内 置 術 移 術 腫 小 及 12 性 術 肺 に 助 鏡 視 び ょ を 限 人 瘍 切 植 腫 移 内 下 腹 肝 る 併 ダ 工 鏡 術 凝 開 早 瘍 る。 視 植 膵 期 に 腔 £ 施 腎 切 手 メ 術 心 鏡 固 腫 ょ 悪 除 す 臓 ] 部 鏡 術 同 瘍 下 ` る ジ 骨 分 る 性 焼 種 下 下 摘 葉 肝 t 腹 切 腫 内 ŧ 死 コ 格 小 肢 灼き 出 除 以 バ 視 腔分 児 瘍 体  $\mathcal{O}$ ン 切 筋  $\mathcal{O}$ 静 術 術 術 大 膵が 上 ル 鏡 鏡 補 除 } 由 脈 腸 腎 術 下 下 来 助 冷冷 口 瘤は 腹 腹 腹 粘 を 腹 胃 移 ン ] 人 小 細 腔 凍 不 伴う 腔分 腔 生 閉 腔分 膜 植 切 工 ル 胞 鏡 凝 全 体 塞 <del>+</del> 開 下 術 鏡 丰 心 鏡 鏡 シ 下 固 穿せん 臓 部 t 下 下 術 骨 下 下 層 膵 に 指 通 胃 分 逆 小 小 剥け 同  $\mathcal{O}$ 盤 1 体 ょ 枝 種 行 縮 腹 切 離 肝 に 腸 内 切 心 植 尾 る 切 開 開 限 穿は 腔分 IJ 表 術 性 死 移 込 小 部 ŧ 離 る。 型 体 植 経 ン 腎 術 孔 鏡 副 面 腫  $\bigcirc$ 術 腎 膵が パ 術 静 摘 小 瘻が 移 補 下 瘍 ス 節 出 植 摘 腸 島 脈 孔 小 助 切 IJ 閉 腹 術 術 瘻ゥ 移 同 的 切 群 出 人 除 腹 腔; 閉 体 塞 開 術 郭 工 植 種 鎖 術 腔 腹 外 鏡 鎖 栓 術 経 心 術 死 ブ 後 清 鏡 腔分 状 下 術 術 腹 体 体 衝 術 皮 臓 腹 IJ 下 鏡 生 擊 腹 膜 的 外 肝 切 腔る 腎 内 体 除 腔 非 波 移 胆 腫 腹 大 下 衝 悪 鏡 管 パ 擊 部 視 植 胆 腔 動 小 に 鏡 瘍 拍 性 下 節 波 鏡 分 術 悪 ょ 下 摘 切 石 鏡 脈 動 膵が 腫 開 腎 破 る 群 十 二 12 小 性 下 瀌 流 出 瘍 頭 型) 腫 t 郭 腎 ょ 腸 体 砕 術 断 小 部 指 手 術 瘍 尿 る 移 外 切 清 術  $\mathcal{O}$ 術 尿 管 開 腫 丰 衝 腸 腹 術 Ł 植 術 結 瘍 腔分 管 術 墼 腹 同  $\mathcal{O}$ 局 後 経 内 波 腔 胃 後 石 切 鏡 腹 皮 種 所 膵 視 破 除 膵が 鏡 変する 腹 的 悪 切 膜 同 下 心

術 腹 場 する 道) 下小 鏡 術  $\bigcirc$ 属 植 及 移 に 工 に 器 合 腔 ネ 限 植 手 ょ ば に 腫 る。 患 子 る に 切 術 ょ な 鏡 ル 術 者 瘍 宮 ŧ ギ 限 開 胯が  $\mathcal{O}$ る 用 1 下 る。 摘 (3)全 に 支  $\bigcirc$ ŧ  $\mathcal{O}$ 脱る t 胯ょ 前 生 対 援 出 に 超 (3)摘  $\mathcal{O}$ 立 脱る 体  $\bigcirc$ 水 術 規 腺 音 機 して 術 人 圧 腎 に 悪 器 規 定 造 拡 悪 波 工 性 移 (両 す 腟っ 性 精 行う場 療 尿 定する 張 を 腫 植 側) る患  $\mathcal{O}$ 術、  $\mathcal{O}$ 巣 道 用 法 術、 腫 瘍  $\mathcal{O}$ 術 (3)摘 括 (3)瘍 1 (3)手 一合に 患者 者 に に 腹 出 約 腹 る 手 腟っ 術 腹 に 規 腔ら に 規 術 腔ら 術 筋 Ł 閉 腔 規 (3) 対 定 限 定 植 に  $\mathcal{O}$ 鎖 鏡 鏡 定 胯が 鏡 内 る。 し す す 下 込 対 症 下 す 脱る 下 ` る患 に規定する患者に対して行う場合に限 7  $\mathcal{O}$ して 前 る 視 術 小 る 腸 小 (3)置 腎 行 患 鏡 ₩. 切 患 瘻ゥ 切 者 う 遊 者 腺 に 換 行う場 開 手 者 閉 開 場 術 規 陰茎 胯が 腎 に 離 悪 に 術 に 鎖 尿 定 合 対 植 対 性 脱る 盂, 用 対 術 管 **愛合に** 12 皮 支 腫 す 形 腫 陰 L L 腫 んる患 限 て行う場合に 援 茎 腸 て 瘍 成 瘍 に 内 て行う場 瘍 行 全 る。 ょ 機 術 限 摘 瘻ゥ 手 視 摘 器 者 る う 術 る。 閉 摘 出  $\widehat{\phantom{a}}$ 鏡 出 場 術、 t に を 術 鎖 に 術 合 用 腹 対 術  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 合 ょ 腹 に 腔 L (3)腹 1 る に 尿 內 腔分 限 腸 て 腔分 る  $\mathcal{O}$ に 尿 限 鏡 限 Ł 管 る。 行 鏡 る。 管 (3)規 鏡 視 ŧ 道 下 る。  $\bigcirc$ 腸 う 定 鏡 下 12 小 下 形  $\mathcal{O}$ 下 場 す 裂 瘻╸ 子 規 膀り 成 切 に ` ` 閉 合 宮 開 定 Ź 脱る に 形 ょ 患者 尿 鎖 る。 す る 悪 腹 腟<sup>t</sup> 会 に 成 悪 ょ 前 道 腹 陰 術 性 Ź 腔 限 る 腸 手 ŧ 立 性 腔分 形 る。 Ł 腺 患 鏡 瘻ゥ に 術 腫 形 腫 0 内 者 鏡 閉 成 成 瘍 瘍 悪 対 下  $\mathcal{O}$ 下 手 視 腟っ 内 又 性 に 手 手 L 手 鎖 仙 7 術 鏡 視 術 術 対 術 式 は 術  $\mathcal{O}$ 腫 同 鏡 子 骨 焦点 行 (3)12 瘍 筋 L 種 筋 内 前 的 子 て う 宮 膣っ 皮 手 腹 ょ 12 死 行 胎 宮 全 弁 式 場 部 腔る 体 視 層 術 規 る 古 盤 附 定 高 う に 腎 摘 移 鏡 定 鏡 尿 ŧ)

物が 合血 管 レ ] ザ 焼 灼やく 術、 胎 児 胸 腔分 羊 水 腔分 シ ヤ ン 1 術 無心 体 双 胎 焼 灼やく 術 及び 胎 児 輸 血. 術

の施設基準

1 乳 チ 窩か 乳 る。  $\mathcal{O}$ 切 皮 下 除 置 V ネ 除 房 な 術 移 当 部 房 植 ど郭 植 切 ル 郭 術 該 部 込  $\vdash$ ( 腹ぇ 除 IJ 清 乳 加 0 療 術 分 眼 窩か あ 算 後 清 を 房 組 養 ン 切 伴う K 内 内 るも パ を併 鎖 部 を算定する場合 織 を行うにつき十分な 除 脊 節 骨 分 拡 術 髄  $\bigcirc$ 経 加 施 t 下 切 視鏡を用 張 刺 する 器 皮 算 除  $\bigcirc$ 部 腋き 激 的 郭 術 2 に 装 窩か ょ 冠 を算定 水 t 清 置 部 る . 腋ぇ 動 V) 晶  $\bigcirc$ を伴 胸 |交換 郭 窩か る に 再 脈 筋 体 清 . 限 形 す に う 部 ŧ 再 建 切 を伴 術 専 手 成 る場 除  $\bigcirc$ 建 ŧ 郭 る。 0 術  $\mathcal{O}$ 術 術 7 を 清 用 ` わ 治 合 7 併 を 併 施 (乳 伴う な 療 設を 経 に は、 乳 用 施 皮 限 す 1 腺 眼 緑 的 胸 房 有 Ź 的 る。 乳 筋 t ŧ 悪 内 内 角 再 性 ド 冠 t 切 障 膜 L が  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 7 動 除 腫 手 建 レ W  $\mathcal{O}$ 切 内 ` 脈 及 を 瘍 ] 術 手 ١ ر セ 除 手術 ゲ 併 術) る び 視 ス ン ン 乳 術 ( 緑 テン チ 挿 病 拡 施 鏡 ル 房 ヘエ 院 充 ネ 大 入 内 0) L 下 切 単 術) 障治: 場合 1 乳 な に 填 ル であること。 除 キシ · 純乳 留 IJ ょ 人 房 1 術 療 置 工 ン 切 る に ŧ 7 房切 パ 術、 乳 網 用 限 ŧ 除  $\mathcal{O}$ ん 腹き レ 節 膜 る。 房 術 0 インプラン 窩か ] を含 植 を 除 付 加 乳 ザ 部 用 胸 術 着 込 房 ただし、 算 郭 型 切 む。 組 骨 1 1 (乳 清 に 心 又 旁う 除 織 角 た を ょ . ا 電 乳 腺 膜 術 を含む は 伴 る 全 挿 房 乳 鎖 移 脊 义 ( 腋<sup>え</sup>き わ ŧ 記 骨 摘 髄 植 再 が 入 な 硝 術 刺 窩が 乳 術  $\mathcal{O}$ 上 術 録 建 ん 12 計 術 セ 1 子 激 鎖 房 プ 内 体 装 移 ン 下 骨 ŧ 限 切

植

術

植

込型心

電

図記

録

計

摘

出

術、

腹腔

鏡

下

青縮

小

術

ヘス

リー

ブ

火切

分除によ

るも

 $\bigcirc$ 

水 圧 拡 張 術  $\sim$ ] ス メ ] 力 ] 移 植 術  $\sim$ ] ス メー 力 ] 交換 術、 大 動 脈 バ ル ンパンピング法

刺 Ī 激 装置 A В 交 Р 換 法) 術 及 乳 び 腹 腺 悪 腔う 性 鏡 腫 下 瘍 仙 手 骨 膣<sup>5</sup>っ 術 古 膀ョ 脱ョ 定 術 に 水 圧 0 拡 1 張 7 は、 術 及 び 診 腹腔炎 療 所 鏡 (脊髄 下 仙 骨 刺 ipes 激 固 装 定 置 植 術 込 12 術 0 1 脊 7 は 髄

有 床 診 療 所 に 限 り、 植 込 型心 電 図記 録 計 移 植 術 及 び 植 込型 心 電 义 記 録 計 摘 出 術 に 0 1 て は ~°

ス メ 力 移 植 術 及 びペ ] ス メー 力 交換術に係る届 出を行 つて 1 る診 療 所 に 限 る。 で

もよいこととする。

口 当 該 保険 医 療機関内に当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師が配置され ているこ

と。

(3)

医科

. 点数:

表

第二章第十部

手術通則第4号に規定する患者

性同一性障害の患者

医 科 点 数 表 第 二章 第 十部 手 術 通 則 第 5号及び 第 6 号並 び に · 歯 科点数表第二 章 第九 部 手 術 通 則 第

4号に掲げる手術の施設基準

(1)緊 急 事 態 に · 対応 す っるた 85 0) 体 制 そ  $\mathcal{O}$ 他 当該 療養 を行うにつき必 要な体 制 が整備 さ れ ているこ

کے

- (2)当 該 保 険 医 |療機関 内 に当該 療 養を行うにつき必要な医師 が 配置されてい ること。
- (3)当 該 手術  $\mathcal{O}$ 年間  $\mathcal{O}$ )実施: 件数を当該保険医療 機関 0 見やす い場所に掲示 していること。

- (4)手術 を受ける全 7 0 患者に対 Ù て、 それぞれ . (T) 患者が受け る手 術  $\mathcal{O}$ 内 容が 文書により交付さ
- れ、説明がなされていること。
- <u>ー</u>の <u>-</u> 手 術  $\mathcal{O}$ 休 日 加 算 1 時 間 外 加 算 1 及 (び深夜. 加算 1 0 施 設 基準
- (1) 休 日、 保 険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 表 一示す る診療 時 間 以 外  $\mathcal{O}$ 時 間 及び 深夜  $\mathcal{O}$ 手術に対応するための十分な

体制が整備されていること。

- 2) 急生明芸茶ご系の長責が目当呈実月している方元でな
- (2)急性 期医療に係る実績を相当程度有している病院であること。
- <u>の</u> 三 (3)病院 医科点数表第二 勤 務 医 の負担 一章第 の軽減及び処遇の改善に資する体制 + 部手 術 通則第16号に掲げる手術 が整備されていること。 における適合していない場合には所

定点数  $\mathcal{O}$ 百分  $\mathcal{O}$ 八十に相当する点数により算定することとなる施設基 潍

- (1)摂食 機 能 に 係る療養を行うにつき相当の 実績を有していること。
- (2)摂 食 機能 に 「係る療 養を行うにつき十 -分な体 制 が 整 備 され ていること。
- 0 兀 医 |科点|| 数 表第二章 · 第 + 部 手 術 通 則 第 17 号に 掲げ る手 術

医 科 点数 表  $\mathcal{O}$ 人 工 関 節 置 換 術 若 L < は 人工 関 節 再置 換術 (股関節 に . 対 L て実 施 L た t 0) に 限

る。 第 6 款 ( 顔 面 П 腔; 頸巾 部 第 7 款 ( 胸 部 及び 第 9 款 (腹 部 に 撂 げ る 悪 性 腫 瘍 手

術 岩しく は 第 8 款 心 脈 管 **(動** 脈及び 静脈 は 除 <\_ ))に掲げる手術をそれぞれ全身 (麻酔) 下で

実施した場合又は造血幹細胞移植を実施した場合

0 五. 医 |科点| 数表第二 章 · 第 + . 部 手 術 通 則 第 18 号に 撂 げ Ź 手 術  $\mathcal{O}$ 施設 基 準 · 쑞

(1) 通 則

緊 急 事 態 に 対応 するた め 0 体 制 その 他 l当該· 療養 を行うに つき必 要な体 制が整備さ れ 7 1

کی

(2)胸 腔分 鏡下 拡大胸 腺摘 出 術、 胸腔分 鏡下 縦隔 悪性 腫 瘍手術、 胸腔鏡下良性 縦隔 腫 瘍 手術、 胸 於 腔鏡

下肺 悪 性腫 傷手術  $\widehat{\mathbb{Z}}$ 域 切除 及 び )肺葉切; 除 又は 1 肺 が葉を超れ えるも のに限 る。 胸 腔 鏡 下 食道

悪性 腫 傷手 術、 縦 隔 鏡下 · 食道 悪性 腫瘍 手 術、 胸 腔鏡 下 弁形 成 術、 腹腔鏡 下胃 切 除 術 腹腔炎 鏡 下

噴 削 側 胃切 除 術、 腹 腔鏡鏡 下 胃全摘 術、 腹腔鏡 下 -膵<sup>\*</sup> 体 尾 部 腫 瘍切 除 術 腹腔鏡 下 膵が 頭 部 腫 瘍 切

除

術、 腹 於於 完 競 下 直腸 切 除 切 断 術 腹腔炎 鏡 光下腎盂 き 形成 手 術、 腹腔炎 鏡 下 . 膀ゥ **脱**え 悪性 腫 瘍 手 術 腹 腔る 鏡

下 仙 骨 膣っ 古 定 術 腹 腔分 鏡 下 · 膣っ 式 子 宮 全 摘 術、 腹 腔<sup>‹</sup>› 鏡 下 子 宮 悪 性 腫 傷手 術 子 宮 体 が ん に 限

る。)の施設基準

イ 当 該 療 養 を行 うにつき十分な専用 施 設を有してい 、る病院 であること。

当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 当 該 療 養 を 行うに つき必要な医 師 及び 看 護 師 が 配 置され 7 い るこ

<u>ک</u> 。

口

二の六 医 科点数表第二章第十 -部手術 通 則第 19 号に 掲 げる手 術 の施 **心設基** 潍

当該手術を行うにつき十分な体制が整備されていること。

三 手術の所定点数に含まれる薬剤

外皮用消毒剤に係る薬剤

三の二 不整脈手術の注1に規定する対象患者

開胸式心大血 管手術を受ける患者のうち、 手術前に心房細 動又は心房粗動と診断され、

特に左

三の二の二 輸血管理料の施設基準

心

耳閉

鎖

術を併せて実施することが適当と認めら

れるもの

(1) 輸血管理料Ⅰの施設基準

1 当該保険 医 療機関内 に 臨床検査技師が常時一名以上配置されていること。

ロ 輸血管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。

(2) 輸血管理料Ⅱの施設基準

輸血管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。

(3) 輸血適正使用加算の施設基準

輸血製剤が適正に使用されていること。

(4) 貯血式自己血輸血管理体制加算の施設基準

貯 血. 式自己· 血. 輸 血. 管理を行うに つき十分な体制が整備されていること。

三の二の二の二 コーディネート体制充実加算の施設基準

造 血 幹 細 胞 移 植 に お ける 同 種移植 のコーディネートを行うにつき十分な体制 が整備・ され 7 *\*\ る

三の二の三 自己生体 組織接着剤作成術、 自己クリオプレ シピテート作製術 角 手法) 及び同 種 ク

リオプレ シピテート 作 -製術  $\mathcal{O}$ 施設 基 準

(1)

当該

- (2)当該 保険医療機関内に当該療養を行うにつき必要な医師が 配置されていること。

療養を行うにつき十分な体制が整備されている病院であること。

三の二の四 人工 正言門 人工膀胱造設術前処置加算の施設

当該保証

基準

険医療機関内に当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師が配置されていること。

三の二の五 胃 瘻<sup>ろ</sup>う 医造 設· 時 嚥下機能評 価加算における適合していない場合には所定点数の百分の八十

に相当する点数により算定することとなる施設 基 準

- (1)摂食機能 に係る療養を行うにつき相当の 実績を有 L ていること。
- (2)摂 食 機 能 に 係る療養を行うにつき十分な体 制 が 整 備され ていること。

三の二の六 凍 結 保存 同 種 組 織 加算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

- (1) 当該 療養 を行うに つき十分な経 験を有する医 師 が 名以上 配置されていること。
- (2)当該 療養を行うにつき十分な体制 が 整備されていること。

三の二の七 歯根端切除手術の注3に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準

当該手術を行うにつき十分な体制を整備していること。

三の二の八の腔粘膜血管腫凝固術の施設基準

- (1) 当該手術を行うにつき十分な体制が整備されていること。
- ② 当該手術を行うにつき十分な機器を有していること。

三の三 歯周組織再生誘導手術の施設基準

歯科 一又は歯 科 П 腔5 外科を担当する歯科医師として相当の経験を有する歯科医師が一名以上配置

されていること。

三の四 手術時歯根面レーザー応用加算の施設基準

当該療養を行うにつき十分な体制を整備していること。

三 の 五 歯 科点数表第二 一章第 九 部手 術 に掲 げ る上 一顎骨形: 成術 (骨移動 を伴う場合に限る。

及び下

顎骨形成術(骨移動を伴う場合に限る。)の施設基準

(1) 緊 急 事 態 に対応 するため 0) 体 制 その 他 l当該· 療養を行うにつき必要な体 制が整備されているこ

کے

- (2)当 該 療養を行うにつき十分な専用施 設を有る している病院 であること。
- (3)当 該 K保険医. 療機関内に当該療養を行うにつき必要な歯科医師及び看護師が配置されているこ

کے

三の六 広 範 囲 顎骨支持 型装 置 埋 入 手 術  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

(1) 歯 科 又は 歯 科 П 腔分 外科 を担当す る歯 科 医師 として相当の経験を有する常勤 0 歯 科 医 師 が二名

以 上 配 置き、 れ ていること。

- (2)当 該 療養 を行うにつき十分な体 制が整備されていること。
- (3)当該 療養を行うにつき十分な機器及び 施設を有していること。

三の七 レ ] ザ ] · 機器· 加 算 0) 施 設基 淮

(1)

当 該

療養を行うにつき十分な体制が整備されていること。

(2) 当 該 療養を行うにつき十分な機器を有していること。

三の八 歯 科点数表第二章第九部手術に掲 げ る顎関 節 人工 関 節 全 置換 術  $\mathcal{O}$ 施 設 基準

(1)緊急 事 態 に対応するため  $\mathcal{O}$ 体 制 その 他 当該 療養を行うに つき必 要な体 制 が整 備 され ているこ

کے

- (2)当 該 療養を行うに つき十分な専用施 設 を有 している病院 であること。
- (3)当 該 保険 医 療機 関 内 に 当 該 療 養を行うにつき必要な歯科医 師 及び 看 護 師が配置されているこ

兀 歯 科 点 数表 の第二章第九 部手術 に規定する特定 薬剤

使用薬剤 の薬 価 (薬価基準) 別表第四部歯科用薬剤外用薬(1)に掲げる薬剤及び別表第十一に掲

第十二の二 麻酔

マスク又は気管内挿管による閉 鎖 《循環式· 全身 麻 酔に規定する麻酔 が 困 難 な患者

別表第十一の二に掲げる患者であって、麻酔が困難なもの

一の二 神経ブロック併施加算のイの対象患者

手術 後 の疼痛: 管理を目的とした硬 |膜外麻酔が適応となる手術を受ける患者であって、 当該麻酔

の代替として神経ブロックが必要と医学的に認められるも

二 麻酔管理料(1の施設基準

(1) 麻酔科を標榜している保険医療機関であること。

(2)常 勤  $\mathcal{O}$ 麻 酔 に従 事する 医 師 (麻 酔 科 に つき医・ 療法 (昭 和二十三年法律第二百 五号) 第六条の

六第 項に 規 定す る厚生労働 大臣  $\mathcal{O}$ 許 可 を受けた者 に 限る。 以 下 麻麻 酔 科標榜医」という。

が配置されていること。

③ 麻酔管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。

三 麻酔管理料Ⅱの施設基準

(1) 麻酔科を標榜している保険医療機関であること。

(2) 常勤の麻酔科標榜医が五名以上配置されていること。

(3) 麻酔管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。

四 歯科麻酔管理料の施設基準

- (1) 常勤の麻酔に従事する歯科医師が配置されていること。
- ② 麻酔管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。

第十三 放射線治療

一 放射線治療専任加算の施設基準

(1) 当該保険医 |療機関内に放射線治療を専ら担当する常勤の医師又は歯科医師 (放射線治療につ

相当の経験を有するものに限る。)が一名以上配置されていること。

- ② 当該治療を行うにつき必要な体制が整備されていること。
- (3)当該 治療を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。

の二 遠隔放射線治療計画加算の施設基準

- (1) 放射線科を標榜している保険医療機関であること。
- ② 当該治療を行うにつき必要な体制が整備されていること。
- (3) 当該 治療を行うにつき十分な機器及び 施設を有していること。

二 高エネルギー放射線治療の施設基準

当該治療を行うにつき必要な体制が整備されていること。

\_ の \_ 高 エ ネ ル ギー 放 (射線) 治 療  $\mathcal{O}$ 口 線 量 増加 加算の 施 設 基 準

(1) 当該 保険 医 療 機 関 内 に放 (射線 治 療 を 専ら担 当 する常 勤  $\mathcal{O}$ 医 師 (放射線治療に つい て、 相 当の

経験を有する

もの

に

限

る。

が

名以

上

配置されて

1

ること。

(2)高 工 ネル ギ ] 放 射 線治 療による全乳房照射を行うにつき必要な体制が整備されていること。

二の三 強度変調放射線治療(IMRT)の施設基準等

(1) 強度変調放射線治療 (IMRT) の施設基準

1 当該保険医療機関内に放射線治療を専ら担当する常勤の医師又は歯科医師が二名以上配置

されており、うち一名以上は放射線治療について相当の経験を有するものであること。

ロ 当該治療を行うにつき必要な体制が整備されていること。

ハ 当該 治療を行うにつき十分な機器 及 び施設を有していること。

(2)強度 変調: 放 (射線) 治 療 Î M R  $\overline{\mathbf{T}}$  $\mathcal{O}$ 対 象 患 者

別表第十一の三に掲げる患者

(3)強度 変 調 放 (射線 治 療 Î M R  $\underbrace{\mathsf{T}}$  $\mathcal{O}$ 口 線 量 増加. 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設基 準

1 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 放射 線治療を専ら担当する常 勤  $\mathcal{O}$ 医 師 (放射: 線治療について、 相当

 $\mathcal{O}$ 経 一験を有る する t のに 限 る。 が 一 名 以上配置されていること。

強 度変調放射線治療 I M R T による前立腺照射を行うにつき必要な体制が整備されて

口

一の四 画像誘導放射線治療加算の施設基準

- (1) 当該 保険 医 療機 関 内 に 放射線 治 療を専ら担当する常勤の医師又は 歯科医師 (放射線治療につ
- て、 相当  $\mathcal{O}$ 経験 を有するものに限る。 が 名以上配置されてい ること。
- ② 当該治療を行うにつき必要な体制が整備されていること。
- (3) 当該治療を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。

一の五 体外照射呼吸性移動対策加算の施設基準

- (1) 当該保険医療機関内に放射線治療を専ら担当する医師 (放射線治療について、 相当の経験を
- (2)当該治療を行うにつき必要な体制が整備されていること。

有するものに限る。)が配置されていること。

(3) 当該 治療を行うにつき十分な機器及び 施設を有していること。

二 定位放射線治療の施設基準

(1) 当該 保険 医 療 機 関 内 に 放射線 治療を専ら担当する常勤 0 医師 (放射線治療について、 相当の

経験を有するものに限る。)が一名以上配置されていること。

- ② 当該治療を行うにつき必要な体制が整備されていること。
- (3)当該治療を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。

三の二 定位放射線治療呼吸性移動対策加算の施設基準

(1) 当該 保険 医 療機 関 内 に 放 外射線 治 療を 専 5 担 <u>当</u> 「する 医師 (放射線治療につい て、 相当の経験を

有するものに限る。)が配置されていること。

- ② 当該治療を行うにつき必要な体制が整備されていること。
- (3)当該 治療 を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。

四 粒子線治療の施設基準等

(1) 粒子線治療の施設基準

1 当該保険医療機関内に放射線治療を専ら担当する常勤 の医師 が二名以上配置されており、

うち一名以上は放射線 治療について相当の経験を有するものであること。

ロ 当該治療を行うにつき必要な体制が整備されていること。

ハ 当該 治 療を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。

(2) 粒子線治療の注1に規定する患者

別表第十一の四に掲げる患者

五 粒子線治療適応判定加算の施設基準

(1) 当該保険医 療機 関 内 に 放 外射線 治 療を専ら担当する専従 の常勤医 師 (放射線治療について、 相

当の経験を有するものに限る。)が二名以上配置されていること。

(2)当該 治療 の適応で 判定を行うにつき必要な体 制が整備されていること。

六 粒子線治療医学管理加算の施設基準

- (1) 経験を有する 当該 保険 医 療機 ものに限る。) 関 内 に 放 対線 が二名以上配置されてい 治療を担当する専従の常勤 ること。 医師 (放射線治療について、 相当の
- (3) (2)当該 当該医学管理を行うにつき必要な機器を有していること。 医学管理を行うにつき必要な体 制が整備されていること。

七 画像誘導密封小線源治療加算の施設基準

- (1) て、 当該保険医 相当の経験を有するものに限る。)が一名以上配置されていること。 療機関内に放射線治療を専ら担当する常勤の医師又は歯科医師 (放射線治療につ
- (2)当該 治療を行うにつき必要な体制が整備され ていること。
- (3) 当該 治療を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。

第十三の二 歯冠修復及び欠損補綴

う 蝕 歯無痛的窩洞形成加算の施設基準

当該療養を行うにつき十分な体制を整備していること。

の二 CAD/CAM 冠

(1) 当該療養を行うにつき十分な体制が整備されていること。

- (2)当 該 療 養を行うに つき十分 な 機 器 及 び 設 備 を有し ていること又は 十分な機器 及び 設 備 を有
- 7 1 る 歯 科 技 工 所 کے  $\mathcal{O}$ 連 携 が 確 保 さ れ て 1 ること。

有床

義

歯

修

理

及

び

有

床

義

歯

内

面

適

合法

 $\mathcal{O}$ 

歯

科

技

工

加

算

1

及 び

 $\frac{2}{\mathcal{O}}$ 

施

設

基

準

- (1) 歯科技工士を配置していること。
- (2)歯 科 技 工 室 及び 歯 科技 工 に必要な機器を整備 してい ること。
- (3)患者 0) 求  $\emptyset$ に応じて、 迅速に有床義歯を修 理す んる体 制 が整備・ されてい る旨を院内掲示し てい

ること。

三 広範囲 |顎骨-支持型補綴及び広範囲 |顎骨支持型補綴物修 理に規定する特定保 険 医 療 材 料

特定 保 険 医 療 材 料 及びその 材 料 価 格 (材料 価 格 基準) (平成二十年厚生 労 働 省 告示 第六十

号)  $\mathcal{O}$ 別 表  $\mathcal{O}$ VI に 撂 げ ·る特· 定 保険 医 療材 料のうち 別表第十三に掲げる特定保 険 医 療 材 料

## 第十四 歯科矯正

- 一 歯科矯正診断料の施設基準
- (1)当 該 療 養 を 行う に つき十分な 経 験を 有する専任  $\mathcal{O}$ 歯 科 医 師 が 名 以 Ĺ 配置され ていること。
- (2)常 勤  $\mathcal{O}$ 歯 科 医 師 が 名 以 上配 置 言され 7 7 ること。
- (3)当 該 療 養 を行うに つき必 要な機器及び 十分な専用 施 設 を有して 7 ること。
- (4)当該 い療養に つき顎切 徐等の手術を担当する別 の保険医療機関との 間 0 連絡: 体制が整備され . T

1 ること。

顎 П 腔り 機能 診 断 料 (顎変形 症 (顎離 断 等  $\mathcal{O}$ 手術を必要とするも  $\mathcal{O}$ に . 限 る。  $\mathcal{O}$ 手 術 前 後に お ゖ

る 歯 科 繑 正 12 係 るも  $\bigcirc$  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

(1) 障 害 者  $\mathcal{O}$ 日 常生活及び社会生活を総合的に支援するため 0) 法律 施行規則 (平成十八年厚生労

働 省令第十 · 九 号) 第三十六条第一 号及び第二号に規定する医療に ついて、 障害者総合支援 法第

の指定を受けた医療機関

(歯科矯正に関する医療を担

当するものに限る。)であること。

五.

十四条第二項に規定する都道府県知事

(2)当該 療養を行うにつき十分な専用施設を有していること。

(3)当該 い療養に つき顎離断等 の手術を担当する別の保 険医療 機関との 間  $\mathcal{O}$ 連携体 制が整備されて

1 ること。

第十四 の <u>-</u> 病理 診 断

保険 医 療 機 関 間  $\mathcal{O}$ 連 携に ょ る病 理 診 断  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

(1) 標 本  $\mathcal{O}$ 送 付 側

離 島 等 に 所 在する保険 医 療機 関 その他の保険医療機関であって、 病理標本の作製につき十分

な体 制 が 整 備 され ていること。

(2)標本 一の受取 側

次のいずれにも該当するものであること。

1 病 理 診 断 管理 加 算 又 は П 腔る 病 理診 断 管理 加 算に係 る届 出 を行 っている施設 であること。

口 病 理 診 断 を行 うに つき十分な 体 制 が 整備 さ れ た 医 療 機 関 であること。

ノヽ 衛 生検 査 所 ( 臨 床 検 査 技師 等に関す る法 律 (昭 和三十三年法 律第七十六号) 第二十条 の 三

第 項に 規定する 衛生: 検査 所をいう。 で作製され、 送付され た 病 理 標本 のうち、 同 の者

が 開 設する 衛生検査所 で作製された病理標本が一定割合以下であること。

保険 医 療機 関 間  $\mathcal{O}$ 連 携に おけるデジタル 病理 画 像による術中迅速病理組 織標本作製及び迅 速細

胞診の施設基準

### 送信側

離 島 等に 所 在 する保険 医 療機 関その 他 の保険医 療 機関 であって、 病 理 標本 の作 製を行うに つ

き十分な体制が整備されていること。

#### (2) 受信側

当 該 保険 医 療 機 関 内 に 病 理診 断 を担 当する常勤  $\mathcal{O}$ 医 師 又 は 歯 科医 師 が 配置されて おり、 病理

診断を行うにつき十分な体制が整備された病院であること。

の 二 病 理 標 本 0 デジ タ ル 病 理 画 . 像 に よる 病 理 診 断  $\mathcal{O}$ 施 設 基準

(1) 病理診断管 理加算 文は 口腔病理診断管理加算に係る届出を行ってい る施設であること。

- (2)デジ タル 病 理 画 像 の管理を行うにつき十分な体制を整備 していること。
- 三 病理診 断 管 理 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準
- (1) 病 理 診 断 管 理加 算 1  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

1 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 病 理診 断を専ら担当する常勤 0 医師 が一 名以上配置されているこ

کے

口

病

理診断管理を行うにつき十分な体制が整備された保険医療機関であること。

- (2)病理 一診断管 理加算2の施設基 準

1 当 該 保 険医 療機関内に病理診断を専ら担当する常勤の医師が二名以上配置されているこ

と。

口

病

理診

断管理を行うにつき十分な体制が整備され

た病院であること。

三の二 悪 性 腫 瘍 病 理 組 織標 本 加 算 0 施設 基 潍

- (1) 当 該 保険 医 療機 関 内に 病 理診 断 を専 5 担当する医 師 が 名 以上配 置されていること。
- (2)病 理 診 断 管 理を行うに つき十分な体 制 が 整備 された保険 医 療機関 であること。
- 兀  $\Box$ .. 腔 ś 病 理診 断 管理 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍
- (1)  $\Box$ 腔分 病 理 診 断 管 理 加 算 1  $\mathcal{O}$ 施 設 基準

1 当該保険医療機関内に 、 口 腔<sup>ら</sup> 病理診断を専ら担当する常勤の歯科医師又は医師が一名以上配

置されていること。

口  $\Box$ 腔病理診断管理を行うにつき十分な体 制が整備された保険医療機関であること。

(2) 口腔病理診断管理加算2の施設基準

1 当該保 険 医療 機 関 内 に 、口腔<sup>≤</sup> 病理診断を専ら担当する常勤の歯科医師又は医師が二名以上配

置されていること。

口 口腔病理診断管理を行うにつき十分な体制が整備された病院である保険医療機関であるこ

と。

第十五 調剤

調剤基本料の施設基準

(1) 調剤基本料1の施設基準

(2)か ら (4) まで又は二の二の(1) のいずれにも該当しない保険薬局であること。

(2) 調剤基本料2の施設基準

次  $\mathcal{O}$ 7 ず れ かに該当する保険薬局  $\widehat{(3)}$ (4)及び二の二の(1)に該当するものを除く。) である

と

1 処方箋の受付回数が一月に四千回を超えること。 (特定の保険医療機関に係る処方箋によ

る調剤の割合が七割を超える場合に限る。)

口 処方箋 の受付 口 |数が 月に二千回を超えること。 (イに該当する場合を除き、 特定の 保険

医 療 機 関 に .係る. 処 方箋 に よる 調 剤  $\mathcal{O}$ 割 合が 八 割五分を超える場 合 に限 る。

定 0 処 保険 方箋 医  $\mathcal{O}$ 受付 療機 関 口 に係 数が る処方箋による 月に 千八 百 回 調剤 を超えること。 0 割合が・ 九割 7 五. 文は 分を超える場合に限る。 口 に 該 当する場合を除き、 特

= 険 数を全て合算した回数とする。)が一月に四千回を超えること。 医 特定 療機  $\mathcal{O}$ 保 関が所在している場合にあっては、 険 医 |療機関 に係る処方箋 の受付 回 数 当該複数の保険医療機関に係る処方箋 (当該保 険 薬局  $\mathcal{O}$ 所 (イからハまでに該当する 在 する建 物内に複数 の受付回 の保

場合を除く。

ホ 属す 回 医 上 若 特定のに を 療 る他 超えること。 機 しく 関 保険医 は  $\mathcal{O}$ が 保険 同 事 業  $\mathcal{O}$ 薬 上 療 場合 局 機関に係る処方箋の受付回 7 に 緊密な関係に か は お らニま 1 当 て、 該 らでには 保険 他  $\mathcal{O}$ ある範 保 該当する場合を除く。 医 療機 険 薬 进 関 局 0 数 保険薬局 に係  $\mathcal{O}$ 処 (同一グル 方箋 る処方箋に ~の受付! を ( ) う。 1 回 ょ プ 数を含む。 る 以 0) 保険 調 下 剤 同 薬局 ľ  $\mathcal{O}$ 割 合 (財務上又は営業 が が  $\mathcal{O}$ 最 うち、 ŧ 月に四千 高 1 保 れ 険 に

(3) 調剤基本料3のイの施設基準

次のいずれかに該当する保険薬局であること。

1 同 グ ル ープの保険薬局における処方箋の受付回数の合計が一月に三万五千回を超え、 兀

と 万  $\mathcal{O}$ 回  $\mathcal{O}$ 保 間で 険 以 下 医 不 療 0 グ 動 機 関 産 ル ]  $\mathcal{O}$ に 賃貸 プに 係 る 借 処 属 方箋 はする保証 取引 に が 険薬局 あること。 ょ る 調 剤  $\mathcal{O}$ 割 合 が (1) 九 割 に該当するも 五. 分を超 える又 0 を除 は 特定  $\mathcal{O}$ 保 のうち、 険 医 療 特定 機 関

口 保  $\mathcal{O}$ 回 以下の 間 険 同 医療 で不 グ 動 機 グ ル 関 ル 産 ] ヮ゚ の賃貸借取引が に係る処方箋に プに属す  $\mathcal{O}$ 保険 薬 る保 局 に <u>険</u> あること。 よる調 お 薬局 ける 剤の割合が八割五分を超える又は特定 処方箋の受付 に 回 該当するも 数の合計が O月に を除 < 四万回を超え、 の保険 のうち、 医療機関と 特 兀 十万 定  $\mathcal{O}$ 

(4) 調剤基本料3のロの施設基準

プに属 同 なする保 グ ル 険薬局 プ 0 保 険薬 (二の二の1)に該当するものを除く。 局 にお け る処方箋の受付回数の合計が一 のうち、 月 に四十万回を超えるグル 次のい ず れかに 該当する ]

保険薬局であること。

1 口 特 特 定 定  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 保 保 険 険 医 医 療機関 療 機関 لح 12 (係る.  $\mathcal{O}$ 間 処方箋 で 不 動 産 に ょ  $\mathcal{O}$ る 賃貸 調 借取 剤  $\mathcal{O}$ 引 割 が 合が あ ること。 八 割 五. 分を超えること。

調 剤 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 1 ただし 書 に規 定 てする 施 設 基 潍

(1)基 本 診 療 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基準 等  $\mathcal{O}$ 別 表第六 の二に規定する地域に所在すること。

(2)当該 保険薬 局 が 所在する特定 の区域内における保険医療機関 (歯 科医療 0 みを担当するもの

合に 当該 を除く。 つ 保 険 *(* ) 薬 7 に は 局 つい に 当 お て、 該 1 保険 て、 許 医 特 可 定 療機 病 床  $\mathcal{O}$ 関 保 数 は、 険 が二百 医 当 療 該 床 機 特 関 未 定 に 満 係 であ  $\mathcal{O}$ る 区 り、 域 処 内 方箋に そ 12 所 0) 数が 在 ょ けるも る 調 + 以 下 剤  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ とみなり であ 割 合 が ること。 す。 七 割 を 超え ただし、 る場

- ③ 処方箋受付回数が一月に二千五百回を超えないこと。
- <u>ニ</u>の ニ 調 剤基本 - 料の 注 2 に 規定する厚生労働大臣 が 定める保険 薬局

次

0

۲,

ずれ

か

に該当する保

除薬局

であること。

- (1) 該 在する建物 保 保険 険 医療機 医 療 機 内 に保険 関 関と不 に 係 医 . 動 る処方箋に 療 産 機 取引等その他 関 診 よる調 療 所 剤 に の特別な関係を有している保険薬局 限る。 の割合が が 七割を超えること。 所在している場合を除く。)であって、 (当該保険薬局 0 当 所
- (2)以 外 0)  $\mathcal{O}$ 保 (1)険 カン 薬 5 (4)局 で ま あ で ること。  $\mathcal{O}$ 1 ず ħ か に · 適 合 Ĺ てい るものとして地方厚生局長等に届 け出た保険 薬局
- $\equiv$ 次 調 剤  $\mathcal{O}$ 基 1 ず 本 料 れ か  $\mathcal{O}$ に 注 該 4 当する保 に 規定する保 険 薬 局 険 薬 であること。 局
- (1)する 当 医 該 療 保 用 険 薬 医 薬 局 品品 に お  $\mathcal{O}$ 取 け 引 る 価 医 療 格 用  $\mathcal{O}$ 妥結率、 医 薬 品 を  $\mathcal{O}$ 7 取 う。 引 価 以下同 格 の妥結率 r. <u>(</u>医 が 五. 科点数 割 以下 表 で  $\mathcal{O}$ あること。 初 診 料 0 注 4 に 規定
- (2)当該 保険薬 局にお ける医 療用 医薬品 0 取引価: 格 の妥結率、 単品単 価契約率 (卸売販売業者

て価: 兀 医薬 意した契約をいう。) 額で交渉し、  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 間 間 十五号) で 格を決定した契約 で 品 取引価格が定められ 取引された医 医療 第三十 《機器: 総価額に見合うよう当該医 四条第 等の 療用 品 0 に係る状況について、 質、 割合をいう。 医  $\equiv$ 一項に 薬品 た医療用医薬品 有効性及び安全性 規 に係る契約に占める、 定する卸 療用 及び 売販売業者を のうち、 医薬品 地方厚生局長等に報告していない保険 律値引き契約 の確保等に関 0 単価 定割合以上 品目ごとに医療 ١ ر を同 う。 する法 (卸売販売業者と当該保 一の割合で値引きすることを合 以 下 の医療用医薬品に 同 律 用 ľ (昭 医 薬品 和三十五年法: と当該保  $\mathcal{O}$ 価 薬局である つい 値 を踏 険 険 て 薬 律 薬 第百 総価 局と まえ 局 لح

(3)付 回 薬剤 数が 師 (T) 月に六一 カン かりつけ機能に係る基本的な業務を一年間実施してい 百 口 以 下 · の 保 険 薬局 を除く。 であること。 ない 保険 薬局 (処方箋の受

四 地域支援体制加算の施設基準

次のいずれかに該当する保険薬局であること。

(1) 次のいずれにも該当する保険薬局であること。

イ 調剤基本料1を算定している保険薬局であること。

口 地 域 医 療 へ の 貢献に係る十分な体 制が整備されていること。

ハ 地域医療への貢献に係る十分な実績を有していること。

(2) 次のいずれにも該当する保険薬局であること。

イ 調剤基本料1以外を算定している保険薬局であること。

口 地 域 医 療  $\mathcal{O}$ 貢 (献に) 係 る必必 要な体 制 が 整 備 され ていること。

ハ 地域医療への貢献に係る相当の実績を有していること。

五 後発医薬品調剤体制加算の施設基準

淮

#### (1) 通則

当該保険薬局において調剤した薬剤の規格単位数量に占める後発医薬品のある先発医薬品及

び後発 医薬品を合算した規格単位数量 0 割合が五割以上であること。

② 後発医薬品調剤体制加算1の施設基準

当該 保険薬 局 12 お 1 7 調 剤 L た 後 発 医 薬 品品  $\mathcal{O}$ ある先発医薬品 及び 後 発 医薬品を合算 i )た規: 格

単位数日 %量に. 占 8 る後発医 薬 品品  $\mathcal{O}$ 規 格単語 位 数 量 0) 割 合が 七割 五. 一分以: 上であること。

(3)後 発 医 薬 品品 調 剤 体 制 加 算 2  $\mathcal{O}$ 施 設 基 進

当該 保険 薬 局 に お 1 て 調 剤 L た後発 医 |薬品  $\mathcal{O}$ あ る先発医 |薬品| 及 び 後発 医薬品を合算 した規格

単位 数 量に占める後発医 薬品  $\mathcal{O}$ 規 格単語 位 数量  $\mathcal{O}$ 割 合が 八割 以 上であること。

(4)後発 医薬 品 調 剤 体 制 加 算 3  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

当該保険薬局に お いて調剤した後発医薬品 のある先発医薬品及び後発医薬品を合算した規格

単 位 数 量に占 8 る後 発 医 薬 品品  $\mathcal{O}$ 規 格単: 位 数 量  $\mathcal{O}$ 割 合が 八 割 五 分以· 上 であること。

五. の 二 調 剤 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 7 に 規 定す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 め る 保 険 薬 局

次のいずれかに該当する保険薬局であること。

(1)薬局 単 位 当 に 数 該 %量に占 保 おける処方箋受付状況を踏まえ、 険 薬 める後発医 局 に お 1 7 薬品 調 剤 L  $\mathcal{O}$ 規 た後発医 格単 位 |薬品 . 数量 やむを得な 0  $\mathcal{O}$ あ 割 合 る先発医薬品 7 が ŧ 几 0 割 は 以 除く。 下 及び であること。 後発医薬品を合算 ただし、 当該保険 した規格

(2)(1) に 係る報告を地 生 局長等に報告して 7 ない 保険 薬 局であること。

六 調 剤 料  $\mathcal{O}$ 注 2に規定 す Ź 無 菌 製製 剤 処 理 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

(1) 薬局であること。

(2)号) 器 等 無菌 第  $\mathcal{O}$ 品品 製剤 十 五 質 条 処 理を行うにつき十分な施  $\mathcal{O}$ 有 効性 九 第 及び 項 安全性  $\mathcal{O}$ ただ L 0) 書 確  $\mathcal{O}$ 保等 場 設又は 一合は に 関 設備を有 する法 この 限 律施 してい り で 行 な 規 ること。 則 ( 昭 和三十六 ただ Ļ 年厚 医 · 薬 生省 品 令 医 第 療 機

(3)無 菌 製 剤 処 理を 行 うに つ き必 要 な体 制 が 整 備 さ れ 7 *\* \ ること。

六の二 調 剤 料  $\mathcal{O}$ 注 4 に ·規定` す る厚 生 一労働 大 臣 が 定  $\Diamond$ る 時 間

該 地 域 E お 1 7 般  $\mathcal{O}$ 保 険 薬 局 が お お む ね 調 剤 応 需  $\mathcal{O}$ 態 勢を解る 除 L た後、 꾟. 日 に 調 | 剤応|  $\mathcal{O}$ 

態 勢を再開するまでの時間 (深夜 (午後十 . 時 か ら午前六 時 まで の時間、 をいう。 を除く。

七 調剤料の注6ただし書に規定する薬剤

使 用 薬 剤  $\mathcal{O}$ 薬 価 (薬 価 基 準 別 表 に 収 載 言れ てい る薬剤 と同 規格 !を有` する薬 剤

八 調剤料の注8に規定する施設基準

- (1) 在宅 患者 訪 問薬 剤 管 理 指 導料  $\mathcal{O}$ 注 1に規定するあら かじ 8) 在宅 患者: 訪 問薬剤管理指導を行う
- 旨を地 力 厚 生 局 長等に届 け 出た保証 険 薬局であること。
- (3)(2)在宅 麻薬 患者 及び 向 に対する薬学的管理及び指導を行うにつき必要な体制が整備されていること。 . 精神: 薬取 締 法 (昭 和二十八年法律第十四号) 第三条の規定による麻薬小売業者の

免許を受けていること。

九 調剤料の注8に規定する患者

- (1)在宅 患者 緊急訪 問 薬剤 管 理 指 導 料を算定 L 7 *(* ) る患 者
- ② 在宅患者緊急時等共同指導料を算定している患者
- (3)指 定 居宅 サ ピ ス に 要 す んる費用 用  $\mathcal{O}$ 額  $\mathcal{O}$ 算 定 に 関 す んる基準 準 平 成十二年厚生省 告示第十 · 九 号)

に 規定する居宅療 養管理 指 導 費 薬 局  $\mathcal{O}$ 薬 剤 師 が 行 う 場合 に 限 る。 を算 定 L て ١ / る 患 者

(4)百二十七号) 指 定 介護予 防 に規定する介護予防居宅 サ F, スに 要す る費用 療  $\mathcal{O}$ 養管 額  $\mathcal{O}$ 算 理指導費 定 に 関 す (薬局の る基準 薬剤師 平 成 が + 行う場合に限 八 年 厚 生労働 る。 省告 示 第 を

算定している患者

九 の 二 薬 剤 服 用 歴管 理 指 導 料  $\mathcal{O}$ 注 3 に 規 定 す Ś 保 険 薬 局  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

- (1)情 報 通 信 機 器を 用 11 た 服 薬指 導 を行 らに つき十分な 体 制 が 整 備 され 7 7 ること。
- (2)器を 当 用 該 保 1 た 険 服 薬 薬指 局 に 導 お Ö, 1 算 て、 定 口 数 月 当  $\mathcal{O}$ た 割 り 合 が  $\mathcal{O}$ 次 割 1C 掲 以 げ 下 で る あ t ること。  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 算 定 口 数  $\mathcal{O}$ 合 計 に占 1める情! 報 通 信

機

- (1)区 . 分番! 号 1 0 に 掲げ る 薬 剤 服 用 歴 管 理指 導 料
- |分番|

2 区 号 1 5 に 掲げ る在宅患者 訪 間 薬 剤 管 理指 導 料

九 の 三 薬 剤 服 用 歴管 理 指導 料  $\mathcal{O}$ 注 3 に 規定 する厚 生労働 大臣 が 定めるも

原則三

月

以内

に 区

一分番号

1

0

に

掲

げ

. る

薬

剤

服

用

歴

管

理

指

導

料

1

文

は

2 を 算

定

L

た t

 $\mathcal{O}$ 

+ 薬剤 服 用 歴管 理 指 漬 料  $\mathcal{O}$ 注 6 又 は カン か り 0 け 薬 剤師 指 導 料  $\mathcal{O}$ 注 4 に 規定す うる医 薬 品品

別 表 第三 の三に · 掲 げ る 医 薬 品品

+ の 二 特 :定薬: 剤 管理 指 導 加 算 2  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

当該 管 理及 び )指導: 等 を行 う に 0 き必 要 な 体 制 が 整 備 され て 7 ること。

+ の 三 薬 剤 服 用 歴 管 理 指 導 料  $\mathcal{O}$ 注 7 に 規 定 す る 厚 生労 働 大 臣 が 定 8 る 患者

次  $\mathcal{O}$ 7) ず れ に も該 当する患 き者で、 あ ること。

(1)医 科 点 数 表  $\mathcal{O}$ 第 章 · 第 六 部 注 射 通 則 第 7 · 号 に 規 定 す んる連 携 充 実 加 算 を届 け 出 7 1 る保 険 医 療

機 関 に お ζ) て、 化学 療法 (抗悪性 腫 瘍 剤 が 注 射 され てい る場合に限 る。 及び 必要な指 導 が 行

われている悪性腫瘍の患者

(2)当 該 保 険 薬 局 に お 1 て、 悪性 腫 瘍  $\mathcal{O}$ 治 療に係 る薬 剤  $\mathcal{O}$ 調 剤 を受ける患者

十 の 兀 薬 剤 服 用 歴 管 理 指 導 料  $\mathcal{O}$ 注 10 に 規 定 す る 厚 生労働 大 臣 が 定  $\Diamond$ る ŧ

次のいずれかに該当するものであること。

(1)新 たにイン スリン 製剤 又はスル フォニル 尿素系製剤が 処方され た ŧ

(2)

イン

スリン製剤又はス

ル

フ

オ

=

ル

尿

素系製剤に係る投薬内

容

の変更が行われたもの

十 の 五. 薬剤服用 用 歴管 理 指導 料 (T) 注 13 に規定する厚 生労働 大臣 が 定める保険薬局

適 切 な 手 帳  $\mathcal{O}$ 活用 実 績 がが 相 1当程: 度あると認めら れ な 1 保険 薬 一局で、 あること。

+ カゝ か り Ó け 薬剤 師 指導 料 又 は か カン ŋ つ け 薬 剤 師 包括 管 理 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 進

当該 指 導 等 を 行うに つき十 ·分な! 経 験等 を 有する 薬 剤 師 が 配 置 さ れ 7 ( ) ること。

+ の 二 在宅 患 者訪 問 薬剤管 理指 . 導 料  $\mathcal{O}$ 注 2に規 定す Ź 施 設 基 淮

区 分 番 号 1 0 に 撂 げ る 薬 剤 服 用 歴 管 理 指 導 料 0) 4 に 係 る 届 出 を行 2 て ١ ر る 保 険薬局 であるこ

کے

十一の三 在宅 患者訪 問 薬剤 管 理指 導 料  $\mathcal{O}$ 注 2 に 規 定する厚生 一労働 大 臣 が 定 め るも  $\mathcal{O}$ 

区 分番 号 1 5  $\mathcal{O}$ 在 宅 患者 訪 間 薬 剤 管理 指 導料 を 月 口 算 定 L てい る ŧ

退院時共同指導料の注ただし書に規定する疾病等の患者

# 別表第三の一の二に掲げる患者

十三 在 宅 患者 重 複 投 薬 相 互 作 用 等 防 止 管 理 料  $\mathcal{O}$ 注 1 に 規 定 す る患者

- (1)在 宅 患者 緊急 訪 間 薬剤 管 理 指 導 料 を 算 定 L 7 1 る 患 者
- (2)在宅 患者 緊 急時 等 共 同 指 導 料 を 算定 L てい る 患者
- (3)指 定 居宅 サ ] ピ ス に要す る費用  $\mathcal{O}$ 額  $\mathcal{O}$ 算 定 に 関する基準に 規定する居宅療養管理指 導費 薬

局の薬剤師が行う場合に限る。)を算定している患者

(4)指 定 介護予 防 サ ビスに 要する費用 0) 額  $\mathcal{O}$ 算 定 に . 関 する基準 に規定する介護予防居宅療 養管

第十六 介護 老 人 保 健 施 設 入所者 に つい て算定できな 7 検 査 築

理指

導

費

(薬

局

 $\mathcal{O}$ 

薬

剤

師

が

行う場合に限る。

を算定

して

V)

る患者

介護老 人保 健 施 設 入 所者 に つ *(* ) て 算定 できな V 検 査

別表第十二第一号に掲げる検査

介護. 老 人保: 健 施 設 入 所 者 に <u>つ</u> V) て 算定 できる 内 服 薬 及 び 外 用 薬  $\mathcal{O}$ 費 用

抗 悪 性 腫 瘍 剤 無 性 新生 物 に 罹り 患 L 7 1 る患 者 に 対 L 7 投 与 され た 場 合 に 限 る。  $\mathcal{O}$ 費 用

疼さ 痛 コ ン 1 口 ル  $\mathcal{O}$ た 8  $\mathcal{O}$ 医 療 用 麻 薬  $\mathcal{O}$ 費用

抗 ウ 1 ル ス 剤  $\widehat{\mathbf{B}}$ 型 莊 炎 又 は C 型 肝 炎  $\mathcal{O}$ 効 能 若 しく は 効果を有 する t  $\mathcal{O}$ 及び後天性 免疫不全症

候 群又は Н Ι V ·感染症  $\mathcal{O}$ 効能 若 しく は 効果 を有するものに限る。 0 費用

介 護 老 人 保 健 施 設 入 所 者 に 0 7 て 算 定 で きる 注 射 及 び 注 射 薬  $\mathcal{O}$ 費 用

医 科 点 数 表 第 二章 第 六 部 注 射 通 則 第 6 号 に 規 定 す る 外 来 化 学 療 法 加 算

日 カン 医 5 科 令 点 数 和 表 匹 年 区 分番 三月三十一 号 Ğ 0 日 0 ま 1 で に 0) 掲 間 げ 12 る 介 静 護 脈 老 内 人 注 保 射 健 保保 施 設 険 医  $\mathcal{O}$ 療 人 員、 機 関 施  $\mathcal{O}$ 保 設 及 険 び 医 設 が 平 備 -成十八 並 び 12 年 運 営 七 に 月 関

す える基 準 伞 成 + 年 厚 生 省 令第四 [十号) 附 則 第 十三条に規 定する 転 換 を 行 0 7 開 設 L た 介 護 老

人 保 健 施 設 ( 以 下 「療 養 病 床 か 5 転 換 した介護老 人保 健 施 設 とい う。 に 赴 7 て行う É  $\mathcal{O}$ 又 は

医 科 点 数 表第二 一章第 六 部 注 射 通 則 第 6 号 に · 規 定 す る外 来 化学療法 加 算を算定す Ź ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る。

定する 外 来化 学 療法 加 算 たを算 定す Ź ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る。

医

科

点

※数表

区

一分番

号

Ğ

0

0

2 に

掲

げ

る

動

脈

注

射

医

科点数表第二

章

第六部注

射

通

則

第

6号

に

規

医 科 点 数 表 区 . 分番: 号 G 0 0 3 に 掲 げ る 抗 悪 性 腫 瘍 剤 局 所 持 続 注 入 **(**医 科 点数 表 第二 章 第 部 注

射 通 則 第 6 号 に ·規定· す る外 来 化学 療 法 加 算 を算 定 す る ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る。

医 科 点 数 表 区 . 分番 号 Ġ 0 0 3 3 に 掲 げ る 肝 動 脈 塞 栓 を伴う 抗 悪 性 腫 瘍 剤 肝 動 脈 内 注 入 医 . 科

点 数 表 第二章 第 六部 注 射 通 則 第 6 号 に 規定 す る 外 来 化 学 療 法 加 算 を 算 定す る t  $\mathcal{O}$ に 限 る。

た介護 医 科 老 点 数表 人保 健 区 . 分番: 施 設 号 に Ġ 赴 1 0 7 0 行う 4 に Ł 撂 げ  $\mathcal{O}$ 又 る 点 は 医 滴 科点数表 注 射 ( 保 第二章第六部 険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 注 保 射 険 通 医 則第 が 療 養 号に規 病 床 か 定する外 5 転 換 L

6

来 化学療 然法加算: を算定するも <u>0</u> に限 る。

医 科 点 数 表 区 分番 号 G 0 0 5 に 撂 げ る 中 心 静 脈 注 射 医 科 . 点 数表 第二章 第 六 部 注 射 通 則 第 6 号

に 規 定 す る外 来 化学 療 法 加 算 を算 定 す る ŧ  $\mathcal{O}$ 12 限 る。

医 科 点 数 表 区 分番 号 Ġ 0 0 6 に 掲 げ る 植 込 型型 力 テ ĺ テ ル に ょ る中 心 静 脈 注 射 医 科 点数表 第二

章 第六 部 注 射 通 則 第 6 号に 規 定する外来 化 学療 法 加算 を 算定す る ŧ  $\mathcal{O}$ に限 る。

工 IJ ス 口 ポ 工 チン 人工工 腎 臓 又 は 腹 膜液が 流 を受けて 7 る患者 のうち 腎性 貧血: 状態 に あ るも

のに

投与された場合に限る。)の費用

ダ ル べ ポ エチン (人 工 腎 臓 又は 腹 膜灌り 流を受けてい る患者 のうち腎性 貧 血状態に あ るも  $\mathcal{O}$ に 投

与された場合に限る。)の費用

抗 悪 性 腫 瘍 剤 無 性 新 生 物 12 罹 患 L 7 1 る患者 12 . 対 L て投与され

た場合

に

限

る。

 $\mathcal{O}$ 

費用

疼さ 痛 コ ン 1 口 ル  $\mathcal{O}$ た 8  $\mathcal{O}$ 医 療 用 麻 薬  $\mathcal{O}$ 費 用

イ ン タ フ エ 口 ン 製 剤 В 型 肝 炎 又 は C 型 肝 炎  $\mathcal{O}$ 効 能 又 は 効 果 を 有 す る ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る。  $\mathcal{O}$ 費用

抗 ゥ イ ル ス 剤 В 型 肝 炎 又 は C型 肝 炎  $\mathcal{O}$ 効 能 又 は 効 果 を 有 す る ŧ  $\mathcal{O}$ 及 び 後 天 性 ·免疫不: -全症 候 群

又 は Н Ι V 感 染 症  $\mathcal{O}$ 効 能 又 は 効 果 を 有す る ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る。  $\mathcal{O}$ 費 用

血 友 病  $\mathcal{O}$ 治 療 に 係 る 血 液 凝 固 因 子 製 剤 及 び 血 液 凝 固 大 子 抗 体 迂ぅ 口 活 性複 合体 の費用

介 護 老 人保 健 施 設 入 所 者 12 0 7 7 算 定 で きな 1 IJ ハ ピ IJ テ シ 日

兀

別表第十二第二号に掲げるリハビリテーショ

五. 介護 老 人保 健 施 設 入 所者 12 つい 7 算定 できな V 処 置

別表第十二第三号に掲げる処置

六 介護 老 人保: 健 施設 入 所者 に 0 **,** \ 7 算 定 できな 1 · 手術

別表第十二第四号に掲げる手術

七 介護老人保健施設入所者について算定できない麻酔

別表第十二第五号に掲げる麻酔

一 第十五の

る。

基本:

診

療

料

 $\mathcal{O}$ 

施

設

基

準

等

 $\mathcal{O}$ 

部

を改

正する件

**令** 

和二

年

· 厚 生

労働

省告

示

第

五.

+

八

号)

によ

る改

あ

0

て、

理

料

 $\mathcal{O}$ 

注

第十七

経

過

措

置

五 の二の(1)に係る規定は、 令和二年九月三十日までの間に限り、 なお従前 0 例 によ

令 正 和 前  $\mathcal{O}$ 基 年三月三 本 診 療 <del>一</del> 料  $\mathcal{O}$ 日 施 設基 12 お 潍 1 等 7 現 別 (Z 表 第六 外 来 緩 の二に 和 ケ 規 ア 管 定す 理 Ź 料 地  $\mathcal{O}$ 注 域 E 4 所 糖 在 す 尿 る 病 保 透 析 険 予 医 防 療 指 機 関 導 管 で

4 在 宅 療養支援診 療 所 ( 特 掲 診 療 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 等  $\mathcal{O}$ 部 を 改 Ē する件 <del>(</del>令 和 年 厚 生 労 働 省 告

7 示 第 1 る場 五. + 一合に限 -九号) による る。 改 正 在 宅 前 療養支援病  $\mathcal{O}$ 特 掲 診 療 院 料  $\mathcal{O}$ 在 施 宅 設 基 療養後方支援病院 準 等 第三の 六  $\mathcal{O}$ 又 (2)を満 は 調 剤 たす 基 本 ŧ 料  $\mathcal{O}$ とし  $\mathcal{O}$ 注 7 1 た 届 だ け し 出

書 に係る届出を行ってい るものは、 令和四年三月三十一 日ま 5での間 に . 限 り、 基本診療 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基

準等別表第六の二に規定する地域に所在するものとみなす。

別表第一から別表第十三までを次のように改める。

処方管理加算2に規定する疾患

別表第

特

定疾

患

心療養管

理料

並

びに

処

方料並びに処方箋料の特定疾患処方管理加算

1及び特定疾患

結核

悪性新生物

甲状腺障害

処置後甲状腺機能低下症

糖尿病

ス フ イ ゴ リピド 代謝 障 害及 U その 他  $\mathcal{O}$ 脂 質蓄 積 障

害

ムコ脂質症

リポ蛋白代謝障害及びその他の脂(質)血症

リポジストロフィー

ローノア・ベンソード腺脂肪腫症

高血圧性疾患

虚血性心疾患

心不全

脳血管疾患

一過性脳虚血発作及び関連症候群

単純性慢性気管支炎及び粘液膿性慢性気管支炎

詳細不明の慢性気管支炎

その他の慢性閉塞性肺疾患

肺気腫

喘<sup>ぜ</sup> 鳴<sup>ぜん</sup> 息 発 作

喘息発作重積状態

気管支拡張症

胃潰瘍

十二指腸潰瘍

| これ | 対別

肝疾患(経過が慢性なものに限る。胃炎及び十二指腸炎

慢性ウイルス肝炎

ア ル コ ] ル 性 慢 性 膵が 炎

そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 慢 性 膵が 炎

思 春 期 早 発 症

性 ·染色: 体 異

別 表第二 特 定疾 患 治療管 理料 に 規定する疾患

特定薬 和治 療管理 料 1  $\mathcal{O}$ 対 象患 者

(1)

テ

才

フ

1

リン製

剤

を投

与

して

7

る患

者

(2)不 整 脈 用 剤 元を投与 して *\* \ る患 者

(3)ハ 口  $\sim$ IJ F ル 製 剤 又 は ブロ  $\Delta$ <u>~</u>° IJ ド ル 製剤を投与し

てい

る患者

(4)リチ ウ A 製 剤 を 投 与 L 7 1 る 患 者

(5)免 疫 抑 制 剤 を投 与 L て 1 る 患 者

(6)サ IJ チ ル 酸 系製 剤 を投 与 L 7 *\* \ る若 年 性 関 節 リウ 7 チ、 IJ ゥ マ チ 熱 又 は 関 節 IJ ゥ

7 チ  $\mathcal{O}$ 

患 者

(7)メ 1 1 レ 丰 サ 1 を投与 L て 1 る悪 性 腫 瘍  $\mathcal{O}$ 患 者

(8)アミ ノ 配 糖 体 抗 生物質、 グ IJ コ  $\sim$ プ チ ド 系 抗 生物 質 又は トリ アゾ 1 ル 系抗 真菌 剤を投与 して

1 る入 院 中  $\mathcal{O}$ 患者

(9)1 7 チニブ を投与 してい る患者

シ 口 IJ ム ス 製 剤 を投与 L て 1 る 患 者

ス = チ ブ を投 与 L て 1 る 患 者

(12) (11) (10) (1)か 5 (11)ま で 掲 げ る 患 者 12 · 準 ず る ŧ  $\mathcal{O}$ 

小 児 特 定疾 患 力 ウ セ リン グ 料  $\mathcal{O}$ 対 象 患 者

十八 歳 未 満  $\mathcal{O}$ 気 分障 害、 神 経 症 性 障 害、 ス 1 V ス 関 連 障 害 及 び 身 体 的 要 因 に 関 連

L た 行 動 症 候

群 心 理 的 発 達  $\mathcal{O}$ 障 害 又 には 小 児期 及 Ţ 青 年 期 に . 通 常常 発症 する 行 動 及  $\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$ 情 緒  $\mathcal{O}$ 障 害  $\mathcal{O}$ 患者

三 削 除

兀

皮 膚 科 特 定 疾 患 指 導 管 理 料 (I)  $\mathcal{O}$ 対 象疾患

天 /に 痕 が 瘡を

類 天 疱疹をう

工 リテ 7 1 デ ス 紅 斑 性 1狼瘡

紅 皮 症

尋 常 性 乾 

先天 掌 蹠き 性 膿っ 疱疹 魚 鱗り 症 癖な

類乾 癬な

偏平苔癬

結節 性 痒疹その他 の作うしん (慢性型で経過が一 年 以上 <u>ー</u> ŧ のに限る。

五 皮膚科特定疾患指導管理料Ⅱの対象疾患

帯状疱疹

じんま疹

アトピー性皮膚炎 (十六歳以上の患者が罹患している場合に限る。

尋常性白斑

円形脱毛症

脂漏性皮膚炎

別

表第三 外 来栄養 食事 指 導料、 入院栄養食事指導料、 集団栄養食事指導料及び在宅患者訪問栄養食

事指導料に規定する特別食

腎臟食

肝臟食

糖尿食

貧 胃 潰瘍食

脂 質異常 症食

痛 風食

てんか ん食

フェ ニールケトン尿症食

楓☆で 糖尿症食

ホモシスチン尿症食

尿素サイ クル 異常症食

メチル 7 口 ン 酸 Ш. 症 食

プ 口 ピオ ン 酸 血 症 食

極 長鎖 アシ ル C О A 脱 水素酵素欠損症食

糖 原病 食

ガラク 1 ス <u>́ш</u>. 症 食

治 <u>·</u>療乳

無菌 食

小児食物アレ ルギー食 (外来栄養食事指導料及び入院栄養食事指導料に限る。

特 別 がな場 合  $\mathcal{O}$ 検 査 食 単 な る流 動 食及 び 軟 食を除っ

別 表第三の の 二 療 養 就 労 両立支援 指導 料  $\mathcal{O}$ 注 1に 1規定 する疾 患

悪性新生物

脳 梗塞、 脳 出· 血 くも膜下 出 血その 他 の急性発症し ) た脳: 血. 管 疾 患

肝疾患(経過が慢性なものに限る。)

難 病  $\mathcal{O}$ 患者に対する医療等に関する法律 (平成二十六年法律第五十号) 第五条第一項に規定する

指定 難病 (同法第七条第四項に 規定する医療受給者証を交付されている患者 (同 条第一項各号に 規

定する特定 医 |療費の支給認定に係る基準を満たすものとして診断を受けたものを含む。 に係るも

のに限る。)その他これに準ずる疾患

別 表第三の一 の 三 退院 時 共 同 指 導料 1 及び 退院時: 共 同 指導料2を二回 算定できる疾病等  $\bigcirc$ 患者 並

び

に頻回訪問加算に規定する状態等にある患者

末期  $\mathcal{O}$ 悪性 腫 瘍 0 患 者 (在 宅 が W 医 療 総 合診 療料 を算定 てい る患者を除く。

一 (1)であって、(2)又は(3)の状態である患者

(1) 在 宅 自己 腹 膜灌り 流 指導 管 理、 在 宅 血. 液透析 指 導管理、 在 宅 酸 素 /療法指 導管理、 在 宅 中 心 静脈

栄養法: 指導管 理、 在宅成分栄養経管栄養法指 導管 理、 在宅人工呼吸指 導管理、 在宅 悪 性 腫 瘍 等

患者指導管理、 在宅自己疼痛管理指導管理、 在宅肺高血圧症患者指導管理又は在宅気管切開 患

者指 導 管理を受け Ć 7 る 状 態 12 あ る者

- (2)ド レ チ ユ ブ 又 は 留 置 力 テ テ ル を使 用 L 7 1 る 状 態
- (3)人 工 肛っ 門 又 は 人 工 一膀ョ 脱ラこう を 設 置 L て 1 る 状 熊

 $\equiv$ 在宅 で  $\mathcal{O}$ 療 養 を行 0 てい る 患者 で あ 0 て、 高 度な指導管理を必要とするも

妊婦 であ 0 7 次に掲げる状 態に あ る ŧ  $\mathcal{O}$ 

別

表第三の二

ハ

1

・リス

ク

妊

産

婦

共

同

管

理

料

(I)

に

規定する状態等で

ある患者

<u>0</u>

妊娠 高 血 圧 症 候 群 重 症  $\mathcal{O}$ 患 者

妊娠

十 二

週

か

ら三十二

週

未

満

 $\mathcal{O}$ 

早

産

 $\mathcal{O}$ 

患者

前 置 胎 盤 妊 娠二 + 八 週 以 降 で 出 血. 等  $\mathcal{O}$ 病 状 いを伴う É  $\mathcal{O}$ に 限 る。  $\mathcal{O}$ 患 者

候 を示 す ŧ  $\mathcal{O}$ 等 に 限 る。  $\mathcal{O}$ 患者

妊

娠

 $\equiv$ 

十

週

未

満

 $\mathcal{O}$ 

切

迫

早

産

子

宮

収

縮

子 宮

出

魚

頚い

管

 $\mathcal{O}$ 

開

大、

短 縮

又 は

軟 化  $\mathcal{O}$ 1 ず れ か 0) 兆

多胎 妊 娠  $\mathcal{O}$ 患 者

子宫· 内 胎児 発 育 遅 延  $\mathcal{O}$ 患 者

心 疾 患 治 療 中  $\mathcal{O}$ ŧ,  $\mathcal{O}$ 12 限 る。  $\mathcal{O}$ 患

者

糖尿 病 治 療 中  $\mathcal{O}$ £  $\mathcal{O}$ に 限 る。  $\mathcal{O}$ 患

甲状腺 疾患 (治療: 中  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ に限る。 0 患者

腎疾患(治療中のものに限る。)の患者

膠原病(治療中のものに限る。)の患者

特発 性 血 小 板 減 少 性 紫斑 病 治 療 中  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ に限る。  $\mathcal{O}$ 患者

白血病(治療中のものに限る。)の患者

血友病(治療中のものに限る。)の患者

出血傾向のある状態(治療中のものに限る。)の患者

HIV陽性の患者

Rh不適合の患者

当該 妊 娠 中 12 帝王 切 開 術 以 外  $\mathcal{O}$ 開 腹手 術 を行 0 た患者で 又は行うことを予定している患者

精神 疾 患  $\mathcal{O}$ 患 者 精 神 療 法 が 実 施 さ れ て 1 る ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る。

妊産婦であって次に掲げる状態にあるもの

妊娠二十二週から三十二週未満の早産の患者

四十歳以上の初産婦の患者

分娩が 前  $\mathcal{O}$ В M Ι が 三十 五. 以 £  $\mathcal{O}$ 初 産 婦  $\mathcal{O}$ 患者

妊娠高血圧症候群重症の患者

常位胎盤早期剥離の患者

前 置 胎 盤 <u>(</u>妊 **娠二十** 八 週 以 降 で 出 血 等 0 病状を伴うも 0) に . 限 る。 0 患者

双 胎 間 輸 血 症 候 群  $\mathcal{O}$ 患 者

多胎 妊 振の 患 者

子宫· 内 .胎児 発 育遅 延 0 患者

心 疾 患 治 療 中  $\bigcirc$ ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る。  $\mathcal{O}$ 患者

糖尿 病 (治療 中 Ó ₽ 0) に限 る。  $\mathcal{O}$ 患

特発性

血小

板

減

少少

性

紫斑病

(治療

中の

ŧ

0

に限る。

の患者

者

白 血 病 (治療 中  $\stackrel{\cdot}{\mathcal{O}}$ ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る。  $\mathcal{O}$ 患者

血 友病 (治 療 中 . (T) ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る。  $\mathcal{O}$ 患 者

出 血 傾 向  $\mathcal{O}$ あ る状 態 治 療 中  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ に . 限 る。  $\mathcal{O}$ 患者

Н Ι V 陽 性  $\mathcal{O}$ 患 者

当該 妊 娠 中 に 帝 王 切 開 術 以 外  $\mathcal{O}$ 開 腹 手 術 を行 0 た患者 又は行うことを予定し て 7 . る患: 者

精神 疾 患  $\mathcal{O}$ 患 者 (精 神 療 法 が 実 施 さ れ て 7) る ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る。

別表 第三の三 薬 剤 管理: 指 導料  $\mathcal{O}$ 対象患者及び薬剤 服用 歴管理指 ; 導料: 及 び か カュ りつけ薬剤 師 指導料に

規定する医 薬品

抗 ,悪性腫 瘍剤

免 疫抑 制 剤

不 整脈! 用 剤

抗 てん か  $\lambda$ 剤

血 液 凝 固 阻 止 剤 內 服薬に限る。

ジギタリス製 剤

テオフ イ リン製剤

カリウ 7 製剤 (注射薬に限る。

精 神神 経 用剤

膵が 糖 尿病 臓 ル 用 剤 ン

ホ 干 剤

抗

Н

Ι

V

薬

別表 第 匹 歯 科特定疾患療養管理 料 並 びに処方料及び処方箋料に規定する疾患

П 腔り 領域  $\mathcal{O}$ 悪 性 新生 物 ヘエ ナ メ ル上 皮腫を含む。

顎 П 腔り  $\mathcal{O}$ 先 天 異常

舌痛 症 心 因性 によるものを含む。

П [腔言] 腔言 組 温織の疾 患 (難治性  $\mathcal{O}$ ものに限る。

口腔領域のシェーグレン症候群

尋常性天疱瘡又は類天疱瘡ぽうそう

 $\Box$ 腔り 乾 燥 症 放 射 線 治 療 又 は 化学 療 法 を 原因とするも  $\mathcal{O}$ 

に限

る。

睡 眠 時 無 呼 吸 症 候 群 П 腔り 内 装置 治 療 を 要する ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る。

骨 吸 収 抑 制 薬 関 連 顎 骨 壊 死 骨露 出 を伴うも のに 限 る。 又は放射線性顎骨

壊

死

三叉神経ニューロパチー

別表第五及び第六 削除

別 **汤表第七** 在 宅患 者 訪 問問 診 療 料 (I) 及び 在宅患者 訪問: 診 ì療料(Ⅱ) 並 び に 在宅 患者: 訪 問 看 護 • 指 導 料及び

同

建 物 居 住 者 訪 間 看 護 • 指導 料 に規定 す うる疾 病等

多発性硬化症

末

期

 $\mathcal{O}$ 

悪

性

腫

瘍

重症筋無力症

スモン

筋萎縮性側索硬化症

脊髄小脳変性症

ハンチントン病

進行性筋ジストロフィー症

パ ] 丰 ン ソン 病 関連· 疾 患 (進 行性核 上性 麻 痺び 大脳皮質基底核 6変性症 及び パ キ ン ソン 病 ホ 

工 ン t ル  $\mathcal{O}$ 重 症 度 分類 が ス テ ジ三以上であ って生活機 能 障 害 度 が  $\prod$ 度 又 は  $\prod$ 度  $\mathcal{O}$ t  $\mathcal{O}$ に 限

る。))

多系統萎縮症 (線条体黒質変性症、 オリー · ブ 橋 小脳萎縮症及びシ ンヤイ ド レ ] ガー -症候群)

プリオン病

**亜急性硬化性全脳炎** 

ライソゾーム病

副腎白質ジストロフィー

脊髄性筋萎縮症

球脊髄性筋萎縮症

慢性炎症性脱髄性多発神経炎

後天性免疫不全症候群

頚髄損傷

人工呼吸器を使用している状態

別表第八 退 院時共同 指 導 料 1 0 注2に規定する特別な管理を要する状態等にある患者並びに退院後

訪 間 指 導 料、 在 宅 患者 訪 問 看 護 指 導 料 及 び 同 建 物 居 住 者 訪 間 看 護 指 導 料 に 規 定す る状 態 等 に

ある患者

在宅 悪 性 腫 **瘍等患者** 指 導 管 理若 L Š は 在 宅気管 切 開 患 者 指 導 管 理を受け 7 1 る )状態 に あ る 者 又

は 気管 力 =ユ レ 若 L Š は 留 置 力 テ ] テ ル を使 用 L て 1 る状 態 に あ る 者

在宅自 己腹 膜 灌か 流 指 導管 理、 在 宅 血 液 透析指導 導管 理、 在 宅 酸 素 療 法指 導管理、 在宅 中 心 静 脈 栄

養法指常 導管理、 在宅成分栄養経管栄養法指導管 理、 在宅自己導尿指 導管 理、 在 宅 人 工 呼 吸 指 導 管

理 在 宅 持続 陽 圧 呼 吸 療法 指 導管 理 在 宅自 己 |疼痛管理指導管理又は在宅肺高血 圧症 患者指 導管

理を受けている状態にある者

三 人工 肛っ 門又は 人 工 -膀ョ 脱っこう を設 置 L 7 7 る 状 態 に . あ る者

四 真皮を越える褥瘡の状態にあ

る者

五 在 宅 患 者 訪 間 点 滴 注 射管 理 指 導 料 を算 定 し 7 1 る者

別 表 第 八 の 二 在 宅 時 医 学 総 合 管 理 料 及 び 施 設 入 居 時 等 医学総合管理 料 12 規 定 す Ś 別 に 厚 生 一労働・ 大臣

が定める状態の患者

一 次に掲げる疾患に罹患している患者

末期の悪性腫瘍

スモン

難病  $\mathcal{O}$ 患者に 対する医療等に関する法律第五条第一 項に規定する指 定難 病

後天性免疫不全症候群

脊髄損傷

真皮を越える褥瘡

次に掲げる状態の患者

在宅自己連続携行式腹膜灌流を行っている状態

在宅血液透析を行っている状態

在宅酸素療法を行っている状態

在宅中心静脈栄養法を行っている状態

在宅成分栄養経管栄養法を行っている状態

在宅自己導尿を行っている状態

在宅人工呼吸を行っている状態

植込型脳・脊髄刺激装置による疼痛管理を行っている状態

肺 高 血. 圧 症 で あっ て、 プ 口 ス タグランジン I2製剤を投与されている状態

気管切開を行っている状態

気管カニューレを使用している状態

ド · ] ンチュ ] ブ 又 は 留 置 カテ テ ル を 使用 L てい る 状 態

人工肛門又は人工膀胱を設置している状態

別表第八の三 在 宅 時 医学総合 管 理 料  $\mathcal{O}$ 注 10 施 設 入居時等医学総合管理 料 0 注 5 0 規定 によ り準用

する場合を含む。 に規定する別 に厚 生労働 大臣 が 定める状態 0) 患者

要介護二以上の状態又はこれに準ずる状態

日 常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さのために、 介護を必要とする認知

症の状態

頻回の訪問看護を受けている状態

訪問診療又は訪問看護において処置を受けている状態

介 護 保 険 法 第 八 条第 十 項 に 規定す る特定施 設 等 看 護 職 員 が 配 置 合れ た施 設 に 入居 医 師 の指

示を受けた看護職員による処置を受けている状態

そ  $\mathcal{O}$ 他 関 係機 関 との 調 整 等  $\mathcal{O}$ ため に 訪 問 診 療 を行う医師 に よる特 別 な医学管理 を必一 要とする 状 態

別 表 第 八  $\mathcal{O}$ 兀 在 宅 時 医 学 総 合 管 理 料  $\mathcal{O}$ 注 11 及 び施施 設入居時 等医学総合管理料  $\mathcal{O}$ 注 4 に 規定する別 に

厚生労働大臣が定める状態の患者

別表第八の二に掲げる状態

要介護二以上の状態又はこれに準ずる状態

訪 間 診 療 又 は 訪 間 看 護 に お 1 て処 置 を受け てい る 状 態

介 護 保 険 法 第 八 条 第 + 項 に 規 定 す る特 定 施 設 等 看 護 職 員 が 配 置 っされ · た 施 設 に 入 居 医 師  $\mathcal{O}$ 指

示を受け た 看 護 職 員 に ょ る処 置 屋を受け T 1 る 状 態

がんの治療を受けている状態

精 神 疾 患 以 外  $\mathcal{O}$ 疾 患  $\mathcal{O}$ 治 療  $\mathcal{O}$ ため に 訪 間 診 療 を行う医 師 に よる特別 別 な医学管理を必要とする状態

別 表第九 在 宅自 己 注 射 指 導管 理 料、 間 歌治 入シリンジポンプ加 算、 持 続 血 糖測定器加算及び 注 入 器

用注射針加算に規定する注射薬

インスリン製剤

性腺刺激ホルモン製剤

ヒト成長ホルモン剤

遺 伝 子 組 換 え 活 性 型 血 液 凝 古 第 VII 大 子 製 剤

遺 伝 子 組 換え 型 血. 液 凝 古 第 VIII 因 子 製 剤

遺 伝 子 組 換え 型 血 液 凝 固 第 IX 因 子 製 剤

乾 燥 濃 縮 人 血. 液 凝 固 第 X 因 子 加 活 性 化 第 VII 因 子 製剤

乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤

乾燥人血液凝固第IX因子製剤

顆粒球コロニー形成刺激因子製剤

性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤

ソマトスタチンアナログ

ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体

グルカゴン製剤

グルカゴン様ペプチドー1受容体アゴニスト

ヒトソマトメジンC製剤

インターフェロンアルファ製剤

インターフェロンベータ製剤

エタネルセプト製剤

ペグビソマント製剤

スマトリプタン製剤

グリチル リチン 酸七 ノアンモニウム ・グリシン・ L システイン塩酸塩配合剤

アダリムマブ製剤

テリパラチド製剤

アドレナリン製剤

ヘパリンカルシウム製剤

アポモルヒネ塩酸塩製剤

セルトリズマブペゴル製剤

トシリズマブ製剤

メトレレプチン製剤

アバタセプト製剤

PH4処理酸性人免疫グロブリン(皮下注射)製剤

アスホターゼ アルファ製剤

セクキヌマブ製剤

グラチラマー

酢

酸塩製剤

エボロクマブ製剤

ブロダルマブ製剤

アリロクマブ製剤

ベリムマブ製剤

イキセキズマブ製剤

ゴリムマブ製剤

工 ミシズ 7 ブ 製 剤

1 カチ バ ン } 製 剤

サ IJ ĺ 7 ブ 製 剤

デ ユ ピ ル マ ブ 製 剤

1 ンス リン • グ ル 力 ゴ ン様 ペプチ F 1 受容体 ア ゴ = ス 1 配 合剤

ヒ ド 口 コ ル チゾ ン コ ハ ク 酸 工 ス テ ル ナ 1 IJ ウ 4 製 剤

別 表 第 九 0 の 二 在宅 難 治 性 皮 膚 疾 患 処 置指 導管理 料 に規定する疾患

表 皮 人水疱 (ほう 症

水 が 抱型先 天性 魚 鱗ん がせん 様 紅 皮

表 第 九  $\mathcal{O}$ の 三 注 入 器 加 算 12 症 規 定す る

別

別 表 第 九 に 規 定 す Ś 注 射 薬  $\mathcal{O}$ うち、 p Н 4 処 理 酸 性 人 免 疫 グ 口 ブリン (皮下注 射) 製 剤 以 外  $\mathcal{O}$ ŧ

注

射

薬

 $\mathcal{O}$ 

別 表 第 九  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 兀 経 腸 投 薬用 ポ ンプ 加 算 12 規 定す Ź 内 服 薬

V ボ F パ 力 ル ピ ド パ 水 和 物 製 剤

別 表 第 九  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 五 注 入ポ ンプ 加 算 12 規定する注射 薬

p Н 4 処 理 酸 性 人免疫グロ ブ リン (皮下注 射) 製剤

査

- 医 科 点 数 表 区 |分番| 号 D 0 0 0 に . 掲 げ る 尿 中 般 物質定 性 半 定 量 検 査
- 医 科 点 数表 区 |分番| 号 D 0 0 2 に 撂 げ うる尿沈 <u>液</u>さ 鏡 検法
- 三 医科 点 数表 区 |分番| 号 D 0 0 3 に · 掲 げ る糞が 便 検 査  $\mathcal{O}$ うち 次 0 も の

糞便中へモグロビン

兀 医科点数表区分番号 D 0 05に掲げる血 液形態 機能検査 のうち次の ŧ

 $\mathcal{O}$ 

赤血球沈降速度(ESR)

末梢血液一般検査

、モグロビンA1c (HbA1c)

医科点 数 表 区 |分番| 号 D 0 0 6 に · 掲 げ る出 血. 凝 古 検 査  $\mathcal{O}$ うち 次の ŧ  $\mathcal{O}$ 

五.

プロトロンビン時間(PT)

フィブリン・フィブリノゲン分解産物(FDP)定性

フィブリン・フィブリノゲン分解産物(FDP)半定量

フィブリン・フィブリノゲン分解産物(FDP)定量

Dダイマー

六 医科点数表区分番号D 007に掲げる血液化学検査のうち次の もの

総 蛋 白

アルブミン (BCP改良法・BCG法)

尿素窒素

クレアチニン

尿酸

アルカリホスファターゼ (ALP)

コリンエステラーゼ (ChE)

γ-グルタミルトランスフェラーゼ (γ-GT)

中性脂肪

ナトリウム及びクロール

カリウム

カルシウム

グルコース

乳酸デヒドロゲナーゼ(LD)

クレアチンキナーゼ (CK)

HDLーコレステロール

総コレステロール

アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ(AST)

アラニンアミノトランスフェラーゼ (ALT)

LDL-コレステロール

グリコアルブミン

七 医科点数表区分番号D008に掲げる内分泌学的検査のうち次のもの

甲状腺刺激ホルモン (TSH)

遊離サイロキシン(FT4)

遊離トリヨードサイロニン(FT。)

医科点数表区分番号 D O 0 9に掲げる腫 瘍 7 カーのうち次の も の

癌胎児性抗原 (CEA)

八

 $\alpha$  - フェトプロテイン (AFP)

前立腺特異抗原(PSA)

C A 19 | 9

九

医科点数表区分番号D015に掲げる血漿蛋白免疫学的検査のうち次の もの

## C反応性蛋白 (CRP)

+ 医 科 点 数 表 区 . 分番: 号 D 0 1 7 に掲 げ のる排泄が 物、 滲ん 出 物 又 は 分泌 物  $\mathcal{O}$ 細 菌 顕 微 鏡 検 査 0 うち 次  $\mathcal{O}$ 

も の

その他のもの

別 表第 九 の 二 の 二 中 心 静 脈 注 射 用 カテ テ ル 挿 入の 注3に 規定する患者

三歳未満の乳幼児であって次の疾患である者

先天性小腸閉鎖症

鎖 肛<sup>5</sup>

ヒルシュスプルング病

短腸症候群

別 表 第 九 の 三 医 科 .点数. 表 第二 章 第 七 部 IJ ハ ピ リテ シ 日 ン 通 則 第 4 号に 規定す んる患

者

口 復 期 IJ ノヽ ピ リテ シ 彐 ン 病 棟 入 院 料 を算定す Ź 患 者

脳 血 管 疾 患等  $\mathcal{O}$ 患者  $\mathcal{O}$ うち で 発症 後 六十 日 以 内  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ 

入 院 中  $\mathcal{O}$ 患者 で あって、 そ  $\mathcal{O}$ 入 院 す る 病 棟 等 に お 1 て 早 期 歩 行、 Α D L  $\mathcal{O}$ 自立等を目 的 として心

大血 管 疾 患 リ ノヽ ピ リテ シ 日 料 (I) 脳 血 管 疾 患等 Ŋ ハ F, リテ ] シ 日 料 (I) 廃 用 症 候 群 ij ピ IJ

テー シ 日 ン 料 ( I<sub>,</sub>) 運動 器リ ノヽ F, リテ 1 シ 日 ン 料 (I) 又は呼吸器リハ ´ ビリテ シ 日 ン 料 (1)を算定するも

别 表 第 九  $\mathcal{O}$ 兀 心 大 血 管 疾 患リ ハ ピ リテ シ 日 ン 料  $\mathcal{O}$ 対 象 患 者

急性 心 筋 梗 塞 狭 心 症 発 作 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 急 性 発 症 L た 心 大 血 管 疾 患 又 は そ  $\mathcal{O}$ 手 術 後  $\mathcal{O}$ 患 者

慢 性 心 不 全、 末 梢ょう 動 脈 閉 塞 性 疾 患 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 慢 性  $\mathcal{O}$ 心 大 血. 管 疾 患 に ょ り、 定 程 度 以 上 の呼 吸

循 環 機 能  $\mathcal{O}$ 低 下 及び 日 常 生 活 能 力  $\mathcal{O}$ 低 下 を 来 L て 1 る 患 者

別 表 第 九  $\mathcal{O}$ 五. 脳 血. 管疾 患 · 等 リ ノヽ ピ リテ シ 日 ン 料  $\mathcal{O}$ 対 象 患 者

脳 脳 梗 腫 瘍 塞 脳 脳 膿っ 出 瘍、 血. 脊 < 髄 £ 膜 損 傷 下 出 血 脊 髄 そ 腫  $\mathcal{O}$ 他 瘍 そ  $\mathcal{O}$ 急 性  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 発 急 症 性 L 発 た 症 脳 L 血 た 管 中 疾 患 枢 神経 又 はそ 疾 患又  $\mathcal{O}$ 手 術 は その 後  $\mathcal{O}$ 手 患 術後 者  $\mathcal{O}$ 患

者

 $\equiv$ 多 発 性 神 経 炎 多 発 性 硬 化 症、 末 · 尚よっ 神 経 障 害 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 神 経 疾 患  $\mathcal{O}$ 患 者

兀 パ 丰 ン ソ 病、 脊 髄 小 脳 変 性 症 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 慢 性  $\mathcal{O}$ 神 経 筋 疾 患  $\mathcal{O}$ 患 者

五. 失語 症 失 認 及 び 失 行 症 並 び 12 高 次 脳 機 能 障 害  $\mathcal{O}$ 患 者

六 難 聴 B 人 工 内 耳 植 込 手 術 等 に 伴 Š 聴 覚 言 語 機 能  $\mathcal{O}$ 障 害 を 有 す Ź 患 者

七 顎 •  $\Box$ 腔る  $\mathcal{O}$ 先 天 異 常 に · 伴 5 構音 障 害 を 有 す る 患 者

八 舌 悪 性 腫 瘍 等  $\mathcal{O}$ 手 術 に ょ る 構 音 障 害 を 有 す る 患 者

九 IJ ハ ピ IJ テ ] シ 日 ン を要す うる状態  $\mathcal{O}$ 患者であ 0 て、 定程· 度以上 0 基 本 動 作 能 力、 応用 動 作 能

力、 言 語 聴 覚 能 力 及 び 日 常 生 活 能 力  $\mathcal{O}$ 低 下 を 来 L 7 1 る ŧ 0 (ただ L 心 大 血 管 疾 患 IJ ハ ピ リテ

シ 日 料、 廃 用 症 候 群 IJ ハ ピ IJ テ シ 日 ン 料 運 動 器 IJ ハ ビ リテ シ 日 ン 料 呼 吸 器 IJ ハ ビ IJ

テ ] シ 日 ン 料 障 害 児 ( 者 IJ ハ ピ IJ テ シ 彐 ン 料 又 は が ん 患 者 IJ ハ ピ IJ テ シ 日 ン 料  $\mathcal{O}$ 対 象 患

者に該当するものを除く。)

別 表 第 九  $\mathcal{O}$ 六 運 動 器 IJ ハ ピ リテ シ 日 ン 料  $\mathcal{O}$ 対 象 患 者

上 • 下 肢  $\mathcal{O}$ 複 合損 傷 脊 椎 損 傷 に ょ る 兀 肢 麻 痺び そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 急 性 発 症 L た 運 動 器 疾 患 又 は そ 0 手 術

後の患者

関 節  $\mathcal{O}$ 変 性 疾 患、 関 節  $\mathcal{O}$ 炎 症 性 疾 患そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 慢 性  $\mathcal{O}$ 運 動 器 疾 患 に ょ り、 定 程 度 以以 上  $\mathcal{O}$ 運 動 機

能 及 び 日 常 生 活 能 力  $\mathcal{O}$ 低 下 を 来 て 1 る 患 者

表 第 九  $\mathcal{O}$ 七 呼 吸 器 IJ ハ ピ IJ テ シ 日 ン 料  $\mathcal{O}$ 対 象 患 者

別

肺 炎 無 気 肺 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 急 性 発 症 L た 呼 吸 器 疾 患  $\mathcal{O}$ 患 者

肺 腫 瘍 胸 部 外 傷 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 呼 吸 器 疾 患 又 は そ  $\mathcal{O}$ 手 術 後  $\mathcal{O}$ 患 者

 $\equiv$ 慢 性 閉 塞 性 肺 疾 患 C O Р D 気管 支 喘が 息 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 쏕 性  $\mathcal{O}$ 呼 吸 器 疾 患 に ょ り、 定 程 度 以 Ĺ

 $\mathcal{O}$ 重 症  $\mathcal{O}$ 呼 吸 困 難 ج 日 常 生 活 能 力  $\mathcal{O}$ 低 下 を 来 L て 1 る 患 者

兀 食道 癌が 胃 癌がん 肝 臓 癌がん 咽 喉 頭 癌がん 等  $\mathcal{O}$ 手 術 前 後  $\mathcal{O}$ 呼 吸 機 能 訓 練 を 要す る

患

別 表 第 九  $\mathcal{O}$ 八 心 大 血. 管 疾 患リ ハ ピ リテ シ 日 ン 料 脳 血. 管 疾 IJ ハ ピ IJ テ シ 日 ン 料、 廃 用 症 候

群 IJ ノヽ ピ リテ 1 シ 日 ン 料、 運 動 器 IJ ハ ビ リテ シ 彐 ン 料 及 び 呼 吸 器 IJ ノヽ ピ リテ ] シ 日 ン 料 12 規 定 す

る算定日数の上限の除外対象患者

失語症、失認及び失行症の患者

高次脳機能障害の患者

重度の頚髄損傷の患者

頭部外傷及び多部位外傷の患者

慢性閉塞性肺疾患(COPD)の患者

心筋梗塞の患者

狭心症の患者

軸 索 断 裂  $\mathcal{O}$ 状 態 に あ る末 梢ょう 神経! 損 傷 発 症 後 年 以 内  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る。  $\mathcal{O}$ 患 者

外 傷 性  $\mathcal{O}$ 肩 関 節 腱 板 損 傷 (受傷 後 百 八 + 日 以 内  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ 12 限 る。  $\mathcal{O}$ 患者

口 復 期 IJ ハ ピ リテ シ 日 ン 病 棟 入 院 料 を 算 定 す る 患 者

口 復 期 IJ ハ ピ IJ テ シ 日 ン 病 棟 に お 1 7 在 棟 中 に 口 復 期 IJ ハ ビリ テ ] シ 日 ン 病 棟 入院 料 を 算 定

L た患者 であ 0 て、 当 該 病 棟 を退 棟 L た 日 か 5 起 算 L て三月 以 内  $\mathcal{O}$ 患 者 保 険 医 療 機 関 に 入 院 中

 $\mathcal{O}$ 患者、 介 護 老 人保 健 施 設 又 は 介護 医 療 院 に入所 する患者を除

難 病 患 者リ ハ ピ リテ ] シ 彐 ン 料 に規定する患者 (先天性又は 進 行性  $\mathcal{O}$ 神 経 筋 疾 患 0 者 を除

障害児 (者) リハビリテ ] シ 日 ン料に規定する患者 (加齢 に伴 って生ずる心身の 変化 に起 因 す

る疾病の者に限る。)

その 他 別表 第 九 0 匹 から 別 表第九 の七までに規定する患者又は廃用症 候群リハビリテーシ ヨン

料に規定する患者であって、 リハビリテ ĺ ションを継 続して行うことが必要であると医学的 に認

められるもの

一 先天性又は進行性の神経・筋疾患の患者

障害児 (者) リハビ リテ ] ション料に規定する患者 (加齢に伴って生ずる心身の変化に起因

す

る疾病の者を除く。)

別 表第 九 0 九 心大 八血管· 疾 患リハビリテー シ 彐 ン 料、 脳 血. 管疾患等リハビリテ ] シ 日 ン 料、 廃 用 症 候

群 IJ ピ リテ Î シ 彐 ン 料、 運 動 器リハ ビリテ シ 彐 ン料及び呼吸器リハ ビリテ ĺ シ 彐 ン料 に 規 定 す

る別に厚生労働大臣が定める場合

別表 第 九  $\mathcal{O}$ 八 第一 号に規定する患者 に ついては、 治療を継続することにより状態 の改善が 期 待

できると医学的に判断される場合

別表第九の八 第二号に規定する患者については、 患者の疾患、 状態等を総合的に勘案し、 治療

上有効であると医学的に判断される場合

ベーチェット病

多発性硬化症

重症筋無力症

全身性エリテマトーデス

スモン

筋萎縮性側索硬化症

強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎

結節性動脈周囲炎

ビュルガー病

脊髄小脳変性症

悪性関節リウマチ

パ ] キンソン 病関連疾患 (進 行性核上性 麻 痺び 大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病)

アミロイドーシス

後縦靭帯骨化症

ハンチントン病

干 ヤモヤ 病 (ウィリ ス 動 脈 輪閉 塞症

ウ エ ゲナ 肉 芽 腫 症

多系統萎縮症 、線条体黒質変性症、

オリーブ橋

小脳萎縮症、

シャ

1

ド レ 

ガー

·症候群

特発性大腿骨 広範脊柱管狭窄 · 症

頭

| 壊死症

混 合性結合組 織 病

プリオン 病

ギラン・ バ レ 症 候 群

黄 色靭帯は 骨化 症

シ エ ] グ レ ン 症 候 群

成 人発 症 ス チ ル 病

関 の節リウ Ź チ

亜 急性 硬 化性 全 一脳炎

ライソゾ A 病

副 腎白質ジ ス 1 口 フ 1

脊髄性筋萎縮 症

球脊髄性筋萎縮症

慢性炎症性脱髄性多発神経炎

別 表第 + *の* <u>ニ</u> 障 害 児 (者) IJ ハ ピ リテ 1 シ 日 ン 料  $\mathcal{O}$ 

対

象

患

者

脳性麻痺の患者

胎 生 期 若 L Š は 乳幼 児期に生じ た脳 又は脊髄の奇形及び ) 障 害 0 患者

顎・口腔の先天異常の患者

先天性の体幹四肢の奇形又は変形の患者

先 天性 神 経代 謝 異常 症 大 脳 白 質 変 性 症  $\mathcal{O}$ 患者

先 天性 又 は 進 行 性  $\mathcal{O}$ 神 経 筋 疾 患  $\mathcal{O}$ 患 者

神 経 障 害 に ょ る 麻 痺ひ 及 び 後 遺 症  $\mathcal{O}$ 患 者

言 語 障 害、 聴 覚 障 害 又 は 認 知 障 害 を 伴う 自 閉 症 等  $\mathcal{O}$ 発 達 障 害  $\mathcal{O}$ 患

別 表 第 十 の 二 の 二 が  $\lambda$ 患 者リ ハ ピ IJ テ ] シ 日 ン 料  $\mathcal{O}$ 対 象 患 者

食道 が ん、 肺 が ん、 縦 隔 腫 瘍、 胃 が ん、 肝 臓 が ん、 胆 嚢の が ん、 大 腸 が  $\lambda$ 又 は 膵が 臓 が W と診 断 É

れ た患者 こであ 0 て、 ۲ れ 5  $\mathcal{O}$ が W  $\mathcal{O}$ 治 療  $\mathcal{O}$ た  $\Diamond$ に 入 院 し て 1 る 間 に 閉 鎖 循 環 式 全 身 麻 酔 に ょ る 丰

術 が 行 わ れ る 予 定  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ 又 は 行 わ れ た t

 $\mathcal{O}$ 

舌が ん、  $\Box$ 腔る が ん、 咽 頭 が ん、 喉 頭 が  $\lambda$ その 他 **頚けい** リンパ 節郭清を必要とするが んと診断 され

た 患 者 で あ って、 これ 5 0 が  $\lambda$ 0 治 療  $\mathcal{O}$ た め に 入 院 L て 1 る 間 に 放 射 線 治 療 若 < は 閉 鎖 循 式

全 身 麻 酔 に ょ る 手 術 が 行 わ れ る予 定  $\mathcal{O}$ Ł  $\mathcal{O}$ 又 は 行 わ れ た ŧ

 $\equiv$ う 乳 乳 腺 が 悪  $\lambda$ 性 と診 腫 瘍 断 Ź 手 術 れ が た 行 患 者 わ れ で る予 あ 0 定 て、  $\mathcal{O}$ £ 乳 が  $\mathcal{O}$ 又 ん は  $\mathcal{O}$ 行 治 わ 療 れ  $\mathcal{O}$ た た t 8 に  $\mathcal{O}$ 入 院 L 7 1 る 間 に IJ ンパ 節 郭 清 を伴

兀 7 骨軟 7 る 間 部 にこれ 腫 瘍 又 5 は が  $\mathcal{O}$ 部 W 位  $\mathcal{O}$ 骨 に 対 転 する手 移と診 術、 断 さ 化学 れ た 療 患 者 法 若 で あ L Š 0 て、 は 放 これ 射 線 治 5  $\mathcal{O}$ 療 が が 行  $\lambda$  $\mathcal{O}$ わ 治 れ る予 療 0 た 定 8)  $\mathcal{O}$ ど ŧ 入  $\mathcal{O}$ 院 又 は L

行われたもの

五 L 7 原 発 1 る 性 間 脳 に 腫 手 瘍 術 又 若 は L 転 移性 < は 放 脳 射 腫瘍と 線 治 診断 療 が され 行 わ れ た患者 る 予 定 で あ  $\mathcal{O}$ って、 t  $\mathcal{O}$ 又 これ は 行 5 わ  $\mathcal{O}$ れ が た W ŧ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 治 療  $\mathcal{O}$ た 8 に 入 院

六 < は 血. 造 液 血 腫 幹 瘍と 細 診 胞 移 断 Ź 植 が れ 行 た 患 わ 者 れ る予 で あ 定 0 て、  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ 血 又 液 は 腫 瘍 行 わ  $\mathcal{O}$ 治 れ た 療 t  $\mathcal{O}$ た  $\mathcal{O}$  $\Diamond$ 12 入 院 L 7 1 る 間 12 化 学 療 法 若

L

七 が W لح 診 断 さ れ た 患 者 で あ 0 て、 が W  $\mathcal{O}$ 治 療  $\mathcal{O}$ た 8 に 入 院 L て 1 る 間 に 化 学 療 法 骨 髄 抑 制 が

見

込

ま

れ

るも

 $\mathcal{O}$ 

に

限

る。

が

行

わ

れ

る予

定

 $\mathcal{O}$ 

Ł

 $\mathcal{O}$ 

又

は

行

わ

れ

た

t

 $\mathcal{O}$ 

八 緩 和 ケ ア を 目 的 と L た治 療 を行 0 7 7 る 進 行 が W 又 は 末 期 が W  $\mathcal{O}$ 患 者 で あ 0 て、 症 状  $\mathcal{O}$ 増 悪 に

ょ り 院 して 1 る 間 に 在 宅 復 帰 を 目 的 とし たリ ハ ピ IJ テ シ 日 ン が 必 要な £  $\mathcal{O}$ 

别 表第 + · の 二 の 三 集団 コ ? ユ = ケ 1 シ 日 療 法 料  $\mathcal{O}$ 対 象 患 者

別 表第 九 0 五. 若 しくは 別表第十の二に掲 げる患者又は 廃用症 候 群リハ ビリテ ĺ シ 彐 ン 料 に規定す

る患者であって、言語・聴覚機能の障害を有するもの

別表第十の二  $\mathcal{O}$ 匹 通 院院 在宅 精 神 療 法  $\mathcal{O}$ 注 6 及 び 精 神科継続外来支援 • 指導料の注 5に規定す る別

に厚生労働大臣が定める要件

次に掲げる要件をいずれも満たすこと。

当該保険医療機関 に おける三種類以上の抗うつ薬及び三種類以上の抗精神病薬の投与の頻度が

低いこと。

当該患者に対し、 適切な説 明及び医学管理が行われていること。

三 当 該. 処 方が 臨 時  $\mathcal{O}$ 投 薬等  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ 又は患者の病状等によりやむを得ないものであること。

別表第十の三 人工腎臓に規定する薬剤

エリスロポエチン

ダルベポエチン

エポエチンベータペゴル

HIF-PH阻害剤 (院内処方されたものに限る。)

別表第十一

一 歯科点数表第二章第八部処置に規定する特定薬剤

オルテクサーロ腔用

歯科用(口腔用)アフタゾロン

テラ・コートリル軟膏

デキサメタゾンロ腔用

一 歯科点数表第二章第九部手術に規定する特定薬剤

オルテクサーロ腔用

アクリノール

歯科用(口腔用)アフタゾロン

テラ・コートリル軟膏

デキサメタゾン口腔用

生理食塩水

別表第十一 の 二 7 ス ク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔に規定する麻酔が 困 難な患者

心不全の患者

冠動脈疾患の患者

弁膜症の患者

不整脈の患者

先天性心疾患の患者

肺動脈性肺高血圧症の患者

呼吸不全の患者

呼吸器疾患の患者

糖尿病の患者

腎不全の患者

肝

不全

 $\mathcal{O}$ 

患者

血球減少の患者

血液凝固異常の患者

出血傾向のある患者

敗血症の患者

神経障害の患者

BMIが三十五以上の患者

別表第· + の 三 強 度変 調 放 射 線 治療 Î  $\overline{M}$ R  $\underbrace{\mathsf{T}}$ 0 対象患者

限局性の固形悪性腫瘍の患者

別表第十一の四 粒子線治療の注1に規定する対象患者

小 児腫 瘍 (限 局 性  $\mathcal{O}$ 固 形 悪 性 腫 瘍 に 限 る。  $\mathcal{O}$ 患 者

手 術 に ょ る 根 治 的 な 治 療 が 困 難 な 骨 軟 部 腫 瘍  $\mathcal{O}$ 患 者

頭 頸ゖ 部 悪 性 腫 瘍  $\Box$ 腔<sup>ś</sup> 咽 喉 頭  $\mathcal{O}$ 偏ん 平 上 皮 瘧が を 除 く。  $\mathcal{O}$ 患者

限 局 性 及 び 局 所 進 行 性 前 <u>\f\</u> 腺 瘧が 転 移を・ 有 する ŧ 0) を除 く。  $\mathcal{O}$ 患

者

術

别 表第 十 二 介護 老 人保 健 施 設 入 所者 に つい 7 算定できな 1 検 査 IJ ハ ピ リテ ] シ 日 処 置 手

## 及び麻酔

- 一 算定できない検査
- (1) 点数 保 9 健 検体  $\mathcal{O}$ 施 表 3 ·検 査 設 に 区 一分番 に 掲 赴 げ <u>(</u>医 号 D る 1 科 7 動 行 点 脈 0 数表 5 2 血 6 ŧ 採 取 区  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 一分番 を で 4 除 12 あ ¿ ° 号 0 掲 て、 げ D O る 保 生 0 化学 7 険 医 0) 療 的 36 に 検 機 関 査 掲 げ (I)  $\mathcal{O}$ る 保 判 険 断 血. 医 料 液 並 ガ が 療 び ス 分 析 養 12 医 病 科 及 床 点 び か 当 数 5 表 該 転 換 区 検 分 査 L 一に係る 番 た 介 号 護 る D 医 老 4 人 科 1
- (2)療 区 機 一分番 呼 吸 関 号 D 循  $\mathcal{O}$ 環 保 2 機 険 能 医 0 9 検 が に 查 療 等 掲 養 げ  $\mathcal{O}$ 病 う る 床 5 負 カ 医 荷 5 科 心 転 電 点数 換 义 L 検 表 た 査 区 介 分番 護 心 之之人保: 号 電 図 D 検 2 健 査 0 施 8  $\mathcal{O}$ 設 注 に に 撂 に 赴 規 げ 1 る心 定 7 す 行うな 電 る 加 义 診 算 検 療 で 査 に 及 あ 係 び 0 る て、 医 科 ŧ  $\mathcal{O}$ 保 点 を除 数 険 医 表
- (3)負荷 試 験等のうち肝及び腎の クリアランステスト、 内 分泌負荷試 験及び糖負荷 試 験

(4)(1) カュ ら(3)までに掲 げる検 査 に最も近似するものとして医科点数表 により点数の算定され る特

殊な検査

二 算定できないリハビリテーション

(1) 脳血管疾患等リハビリテーション

(2) 廃用症候群リハビリテーション

③ 運動器リハビリテーション

(4) 摂食機能療法

(5) 視能訓練

(6)

(1) か ら5までに掲げるリハビリテーシ 彐 ンに最も近似するものとして医科点数表により点数

算定される特殊なリハビリテーション

 $\mathcal{O}$ 

二 算定できない処置

(1) 一般処置のうち次に掲げるもの

1 創 傷 処 置 (六千平方セ ン チ メ ] 1 ル 以 上の も の (褥瘡) に係るものを除く。)を除く。)

ロ 手術後の創傷処置

ハドレーン法(ドレナージ)

二 腰椎穿刺

胸 腔等 刺 洗洗 浄、 注 入 及 び 排 液を含 む。 (保険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 保 険 医 が 療 養 病 床 カン 5 転 換 L

た介 護老 人 保健: 施 設 に 赴 1 て 行うも  $\mathcal{O}$ を除く。 ホ

腹 ただっせん 刺 洗洗 浄 注 入及 び 排液を含む。 (保険医療機関  $\mathcal{O}$ 保険 医 が 療 養病床 か ら転 換 ĺ

た介護老 人 (保健: 施 設に 赴 7 て行うも 0 を除く。

1 喀痰吸 引

チ 高 位流 腸、 高圧浣腸、 洗腸

IJ 摘 便

ヌ 酸 医素吸入

ル 酸 監索テン

ヲ 間 歌的 陽 圧 吸 入 法

肛っ 門拡 張 法 (徒手又は ブジ によるも  $\bigcirc$ 

ワ

力 非 還 納 性 ル = ア 徒 手 整 復 法 **(**保 険 医療 機関 0 保 険

医

が 療

養

病床

か

5

転

換

L

た介護老

人保

健 施 設 に 赴 7 て行 うも  $\mathcal{O}$ を除 <u>`</u>

日 痔じ 核嵌がん 頓 整復 法 ( 脱 肛う を含む。

(2)救 救 急 命 処 置  $\mathcal{O}$ た  $\mathcal{O}$ めの気管内挿管 うち次に掲 げ るも

 $\mathcal{O}$ 

1

口 人工呼吸

ハ 非開胸的心マッサージ

二 気管内洗浄

ホ 胃洗浄

③ 泌尿器科処置のうち次に掲げるもの

イ 膀胱洗浄(薬液注入を含む。

留置カテーテル設置

口

新順包茎整復法(陰茎絞扼等)

(4) 整形外科的処置(鋼線等による直達牽引を除く。

イ鼻腔栄養

(5)

栄養

処

置

のうち次に掲げるも

 $\mathcal{O}$ 

口滋養浣腸

(6) (1) か ら (5) ま るでに掲げ げる 処置 に最もど 近似するものとして医科点数表により点数

 $\mathcal{O}$ 

算定される特

殊な処置

算定できない手術

兀

(1) 創 傷 処 理 (長径五 センチメー トル以上で筋肉、 臓器に達するもの及び保険医療機関の保険医

が 療 養 病 床 カン 5 転 換 L た 介 護 老 人 保 健 施 設 に 赴 1 て行うも 0 を除り

- (2)皮 膚 切 開 術 長 径 <u>一</u> 十 セ ン チ メ 1 ル 未満  $\mathcal{O}$ £  $\mathcal{O}$ に 限 る。
- (3)デ ブ リー ド (百平 方 セ ン チ メ ] 1 ル 未 満  $\mathcal{O}$ t  $\mathcal{O}$ に 限 る。
- (4) 爪甲除去術
- (5) ひょう疽手術
- (6) 外耳道異物除去術(複雑なものを除く。)
- (7) 咽 頭 異 物 摘 出 術 (保険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 保 険 医 が 療養 病床 から 転 換 た介護老 人保健施 設に

赴

7

- 行うものであって、複雑なものを除く。)
- 顎 関 節 脱 臼 非 観 血 的 整 復 術 ( 保 険 医 療 機関  $\mathcal{O}$ 保 険 医 が 療 養 病 床 カン 5 転 換 た 介護老 人 保 健 施

設に赴いて行うものを除く。

(8)

- (9) 血管露出術
- (10)(1) か 5 (9)ま でに掲 げ Ś 手 術 に最も近 似 するものとして医科点数表 により点数 の算定され る特

殊な手術

五 算定できない麻酔

- 静脈麻酔
- ② 神経ブロックにおける麻酔剤の持続的注入

(3) ①及び②に掲げる麻酔に最も近似するものとして医科点数表により点数の算定される特殊な

麻酔

別表第十三 広範囲顎骨支持型補綴及び広範囲顎骨支持型補綴物修理に規定する特定保険医療材料の範囲顎骨支持型補綴物修理に規定する特定保険医療材料

スクリュー

シリンダーアバットメント